

和歌山市こども計画

(令和7年度～令和11年度)

こどもまんなか社会に向けて

みんなで子育て
こどもが健やかにきらきらと育つまち
和歌山市



令和7年3月

和歌山市

はじめに

こどもは一人ひとりがとても大切な存在です。こどもたちが健やかに成長できる社会の実現を目指すことは、社会全体が取り組むべき課題です。

国において、令和5年4月にこども基本法が施行、同年12月にこども大綱が策定され、こども・若者にとって何がもっともよいことかを常に考え、こども・若者が自分らしく成長でき、幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が始まっています。

本市では、令和2年3月に「第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築し、こどもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備してまいりました。

そしてこのたび、この趣旨を継承し、社会情勢の変化や前回計画の課題を踏まえるとともに、こども基本法及びこども大綱に則り、こども・若者・子育て当事者の意見を反映させた「和歌山市子ども計画」を新たに策定いたしました。

本計画を着実に実行していくためには、家庭、地域、関係団体、企業等の主体的な取組が必要です。また、こどもたちが社会の一員として尊重され、その声が施策に活かされるようこども・若者に意見を聴き、施策に反映させる取組を行うことで、本計画の基本理念である「みんなで子育て こどもが健やかにきらきらと育つまち 和歌山市」の実現を目指してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりニーズ調査、ヒアリング調査等にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただき、計画のご審議をいただきました和歌山市子ども・子育て会議の委員の皆様にご心から感謝申し上げます。



令和7年3月

和歌山市長 尾花 正啓

【目次】

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の法的根拠.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
第2章 和歌山市を取り巻く状況.....	5
1 人口の動向.....	5
2 世帯の動向.....	11
3 就業状況.....	13
4 将来人口推計.....	15
5 こどもの状況と子育て支援策.....	16
6 前回計画の進捗状況.....	25
7 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果にみる状況.....	32
8 和歌山市子供の生活実態調査結果にみる状況.....	57
9 課題のまとめ.....	65
第3章 計画の基本的な方向.....	67
1 計画の基本理念.....	67
2 計画の基本目標.....	68
3 計画の施策体系.....	70
第4章 子ども・子育て施策の展開.....	71
基本目標1 こどもの健やかな成長を支える母子保健事業の拡充.....	71
基本目標2 安心して子育てができる環境整備の充実.....	79
基本目標3 質の高い就学前教育・保育事業の提供.....	87
基本目標4 様々な家庭への包括的支援の強化.....	92
基本目標5 子ども・若者の健全育成と自立支援の推進.....	99
基本目標6 こどもの貧困対策と教育機会確保の徹底.....	113
基本目標7 多方面からの少子化対策の実施.....	119

第5章 教育・保育事業等の充実	122
1 教育・保育提供区域の設定	122
2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容	124
3 今後の和歌山市立保育所及び幼稚園について	131
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	136
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容	138
第6章 計画の推進に向けて	150
1 市民や地域、関係団体等との協働	150
2 庁内の推進体制	150
3 こども・若者の意見聴取の実施	150
4 計画の進行管理	150
資料編	151
資料1 和歌山市子ども・子育て会議条例	151
資料2 和歌山市子ども・子育て会議委員名簿	153
資料3 和歌山市こども計画策定経過	154
資料4 こども・若者・子育て当事者の意見のまとめ	156
資料5 和歌山市子ども・子育て会議委員からの提案・意見のまとめ	167
資料6 就学前施設の位置図	170
資料7 用語説明	171

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国において少子化は深刻な状況となっており、合計特殊出生率は令和5年に1.20と記録的な低水準に達しました。これは、過去最低の水準となっています。出生数も減少の一途を辿り、令和5年には80万人を大きく下回る72万7,277人となりました。このような状況の下、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加や、核家族化による育児負担の増大、地域のつながりの希薄化、子育てに関する経済的負担の増加などにより子育て不安を抱える保護者が増加しています。また、経済的不安定さから結婚や出産を躊躇する若者も増加しています。

このような状況において、すべてのこどもの健やかな成長を支えるため、子どもの権利条約で定められた生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利など、こどもの基本的な権利を実現することは、行政をはじめ、家庭、学校、地域社会など、社会全体で取り組むべき重要な課題です。少子化・人口減少に歯止めをかけ、すべてのこどもの権利が十分に保障される社会を実現するためにも、社会全体での対応が求められています。

このような中、国においては「子ども・子育て支援法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」などを通じて、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援など、こどもの最善の利益を実現するための基盤を築いてきました。

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、「こどもまんなか社会」を目指すため、令和5年12月には子どもの貧困対策に関する大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、少子化社会対策大綱の3つの大きな柱が集約された「こども大綱」が策定されました。この大綱は、こどもの貧困対策を強化し、家庭の経済状況がこどもの心身の健康だけでなく、学力や進学に影響しないよう、包括的な支援体制を構築・強化することとしています。経済的に困難な状況にある家庭への支援を中心に据え、こどもたちが健やかに成長し、将来の可能性を最大限に引き出すための施策が盛り込まれています。

和歌山市（以下、「本市」という。）においては、「第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前回計画」という。）に基づき、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築や経済的支援の充実、保育環境の整備などを推進してきました。また、支援を必要とするこどもたちへの包括的な支援体制を構築し、虐待防止やひきこもり支援など、様々な課題に対応する施策を展開し、こどもたちが健やかに成長できる環境づくりに努めてきました。しかしながら、共働き世帯の増加や多様な働き方が進む中、社会の要請に対応した保育の質と量の拡充、家庭支援の充実、地域連携の促進など、新たな課題が顕在化しています。

「和歌山市こども計画」（以下、「本計画」という。）は、近年の社会潮流や本市のこどもを取り巻く現状、また、前回計画の成果と課題を踏まえ、さらに効果的な子育て支援策を推進し、安心してこどもを生き育てることのできる環境をつくとともに、こどもが健やかに成長できる環境を整備することを目的に策定しました。

2 計画の法的根拠

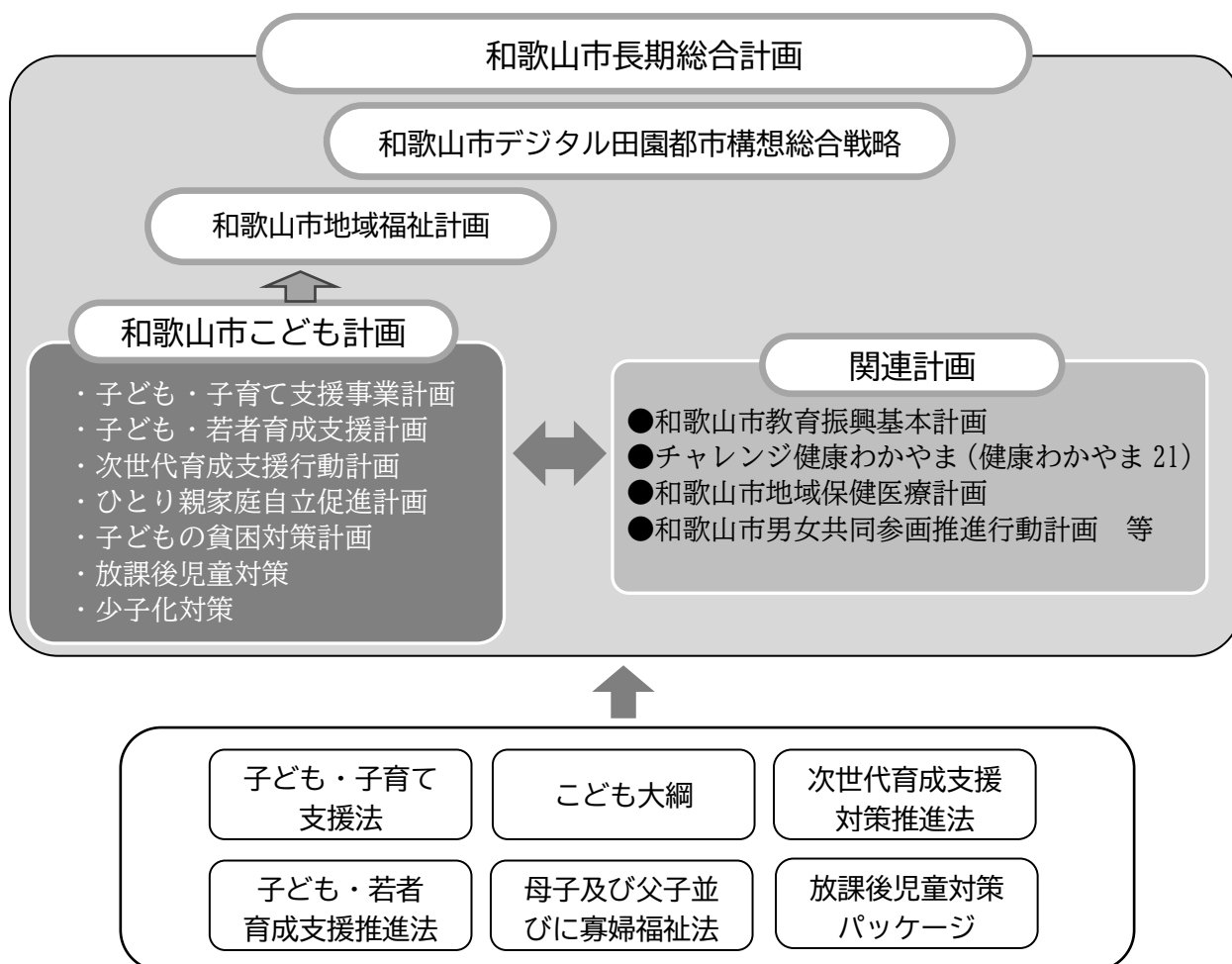
本計画は、令和5年4月に施行されたこども基本法第10条第2項で、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、策定するよう努力義務が課されている、こども施策に関する計画です。

子ども・子育て支援法第61条に基づく「和歌山市子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「和歌山市次世代育成支援行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「和歌山市子ども・若者育成支援計画」等を包含し、一体的に策定するものとします。

なお、関連計画においては、第3次和歌山市教育振興基本計画、健康わかやま21（第3次）等がありますが、計画間の役割分担を明確化し、本計画が特に注力すべき内容を整理することで、進捗管理における事務量の増大の防止や、責任体制の明確化を図るものとします。

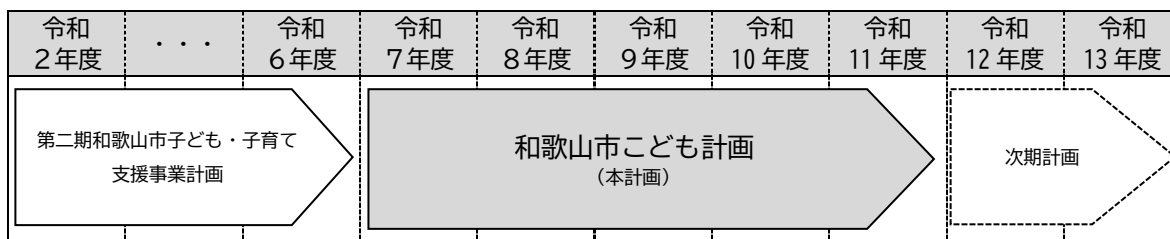
また、本計画は様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるため、最上位計画である「第5次和歌山市長期総合計画（平成29年度～令和8年度）」をはじめ、上位計画である「和歌山市デジタル田園都市構想総合戦略（令和6年度～9年度）」、「第5次和歌山市地域福祉計画（令和7年度～11年度）」、現行計画の策定以降に策定・改定された関連計画との整合を図ります。

■和歌山市こども計画と関連計画・関連法



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行います。



4 計画の策定体制

(1) 和歌山市子ども・子育て会議

学識経験者、子育て当事者、子育て支援事業者、関係団体等で構成され、計画の内容や進捗状況について審議・評価を行いました。

また、部会を通して、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業のニーズに対する行政サービスの提供体制について検討し、委員の意見を計画に反映させました。

(2) こども・若者への意見聴取

こども基本法において、こども・若者が意見を表明する機会が確保されること、また、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられています。このことから本計画策定にあたって、こども・若者等の意見を聴取し、どのように意見を反映させるか検討しました。

① 定量調査

ア 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

就学前児童及び小学生の保護者を対象としたニーズ調査を実施し、保育・教育・子育て支援事業の利用状況や今後の利用希望等を定量的に把握し、計画に盛り込む量の見込みを算出する基礎データとしました。

イ 小学生・中学生・高校生対象アンケート調査

児童・生徒を対象としたアンケート調査を実施し、日常生活の様子や悩み、行政への要望等を把握しました。こどもの権利を尊重し、当事者であるこどもの視点を計画に反映させることを目的とします。

ウ 和歌山県子供の生活実態調査

和歌山県内全域を対象とした子育て世帯の生活実態や世帯所得別のニーズや課題を把握する調査です。本調査から本市のデータのみを抽出し、相対的貧困世帯を含む支援を必要とする世帯の状況や課題を把握し、経済的支援、生活支援など、効果的な支援施策を検討するための基礎資料として活用しました。

②定性調査

こども・若者・子育て当事者へのヒアリング

小学校、大学、地域子育て支援拠点施設へ職員が出向き、小学生・大学生・子育て当事者から直接意見を聴取しました。得られた意見を関係課へ共有するとともに、本計画へどのように意見を反映させるか検討しました。

(3) 庁内ヒアリング

関係課に対してヒアリングを実施し、前回計画で掲げた子育て支援施策の実施状況や課題、今後の方向性について把握しました。

(4) パブリックコメント

計画案を広く公表し、市民の皆様から意見募集を行うことで、寄せられた意見を踏まえて計画案を検討しました。より多様な市民ニーズや視点を反映させるとともに、計画策定過程の透明性を図りました。



第2章 和歌山市を取り巻く状況

第2章 和歌山市を取り巻く状況

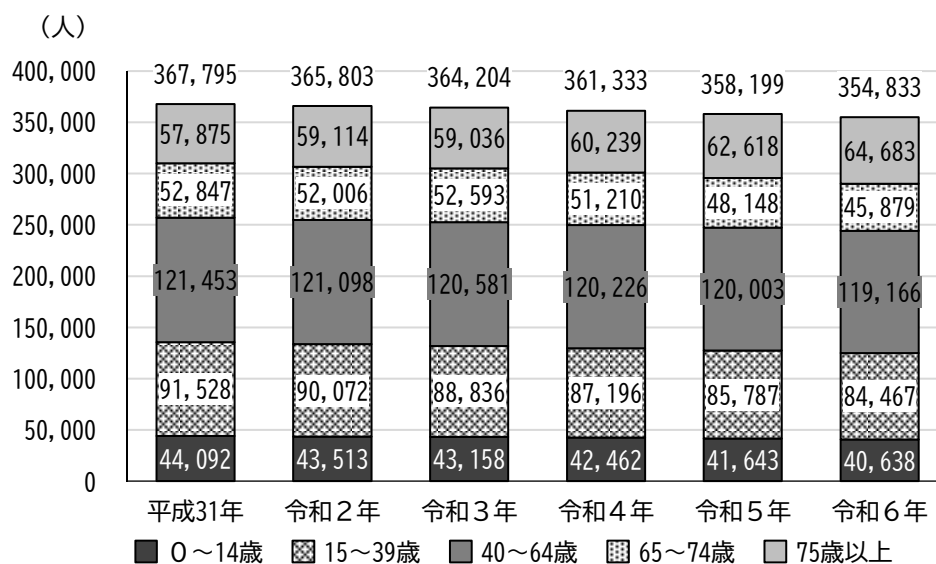
1 人口の動向

(1) 総人口の推移

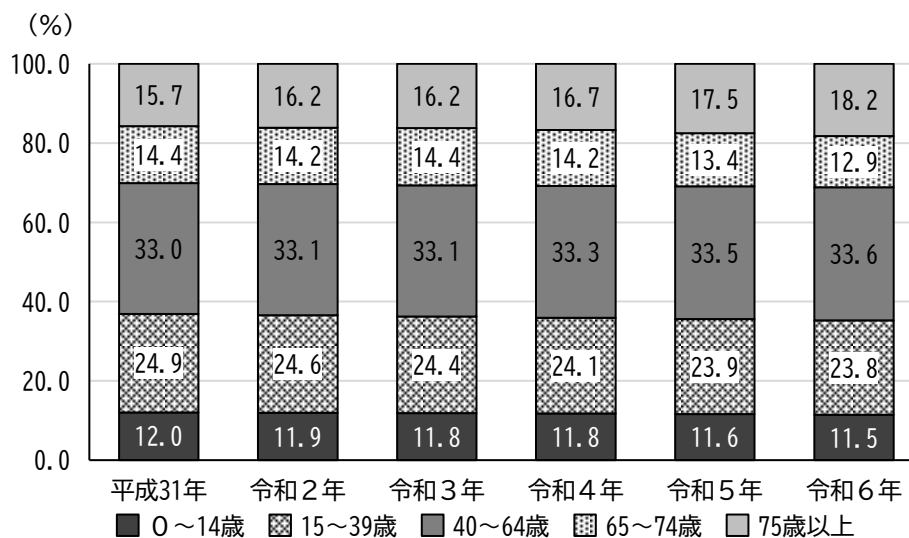
総人口は平成31年の367,795人から令和6年には354,833人と、5年間で12,962人減少しています。年齢区別にみると、0～14歳の年少人口は、平成31年の44,092人から令和6年には40,638人と、3,454人減少しています。

年齢5区分別人口構成比の推移をみると、0～14歳では、平成31年の12.0%から令和6年には11.5%と緩やかに減少しています。

■総人口の推移



■年齢5区分別人口構成比の推移



(2) 有配偶率の推移

本市の有配偶率をみると、性別問わず全年齢層で有配偶率が低下傾向となっています。特に男性では30～44歳、女性では25～34歳の年齢層で顕著な低下がみられます。

国や県と比較すると、男性ではほとんどの年齢層で国や県よりも高く、特に30～39歳の年齢層で、顕著な差がみられます。

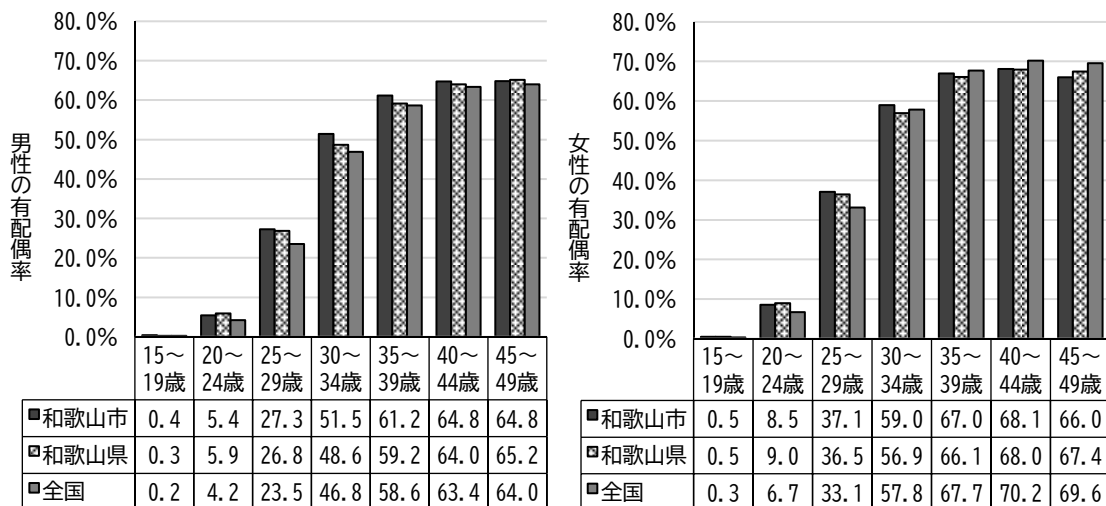
女性では、25～34歳の年齢層で国や県よりも高い有配偶率となっていますが、35歳以上の年齢層では国を下回っています。

■男女別の年齢別有配偶率の推移

男性	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成12年	0.5	8.7	33.8	59.3	74.1	80.2	82.0
平成17年	0.3	6.7	30.4	53.9	66.6	75.0	79.1
平成22年	0.4	6.6	28.5	51.9	61.6	67.7	73.1
平成27年	0.4	5.7	29.4	52.0	62.1	65.1	67.5
令和2年	0.4	5.4	27.3	51.5	61.2	64.8	64.8
女性	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成12年	1.1	12.7	43.8	68.0	77.7	82.0	82.2
平成17年	0.6	10.0	38.1	61.7	70.4	75.0	78.7
平成22年	0.8	10.4	35.8	58.6	66.7	68.9	72.2
平成27年	0.8	9.2	37.4	59.5	67.1	67.6	68.0
令和2年	0.5	8.5	37.1	59.0	67.0	68.1	66.0

資料：国勢調査

■男女別の年齢別有配偶率の国・県比較



資料：国勢調査（令和2年）

(3) 未婚率の推移

本市の未婚率をみると、男性の方が女性より未婚率が高い傾向にあり、特に25歳以上で差が大きくなっています。

経年比較でみると、平成12年から令和2年にかけて、未婚率は性別問わず、29歳以前では顕著な差はみられませんが、30歳以上では増加傾向となっており、特に30代後半から40代で大きく増加しています。

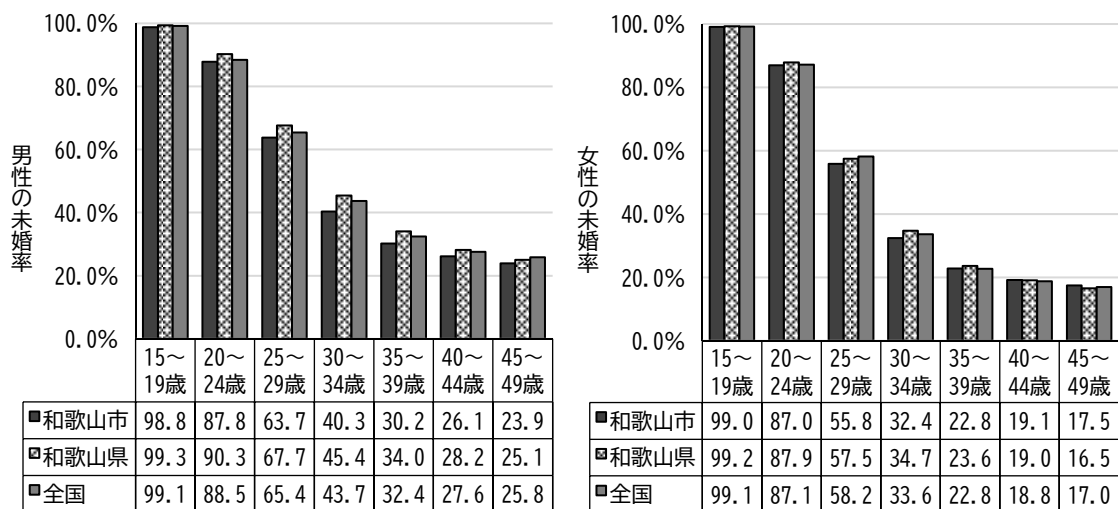
また、国や県と比較すると、男性では全年齢層で、女性では34歳以下において国や県よりも低い傾向がみられます。

■男女別の年齢別未婚率の推移

男性	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成12年	99.5	90.8	65.1	38.2	20.6	13.9	11.0
平成17年	99.7	93.0	68.3	43.3	26.4	17.9	12.5
平成22年	99.4	91.9	68.9	44.3	32.8	24.9	18.5
平成27年	99.3	92.0	67.3	44.0	32.7	27.6	22.9
令和2年	98.8	87.8	63.7	40.3	30.2	26.1	23.9
女性	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成12年	98.9	86.3	52.7	25.3	12.8	7.9	5.7
平成17年	99.3	88.5	58.0	31.1	18.2	11.5	7.9
平成22年	98.9	87.6	59.8	34.4	22.8	17.2	11.9
平成27年	98.5	88.2	58.0	34.3	24.0	19.6	16.2
令和2年	99.0	87.0	55.8	32.4	22.8	19.1	17.5

資料：国勢調査

■男女別の年齢別未婚率の国・県比較



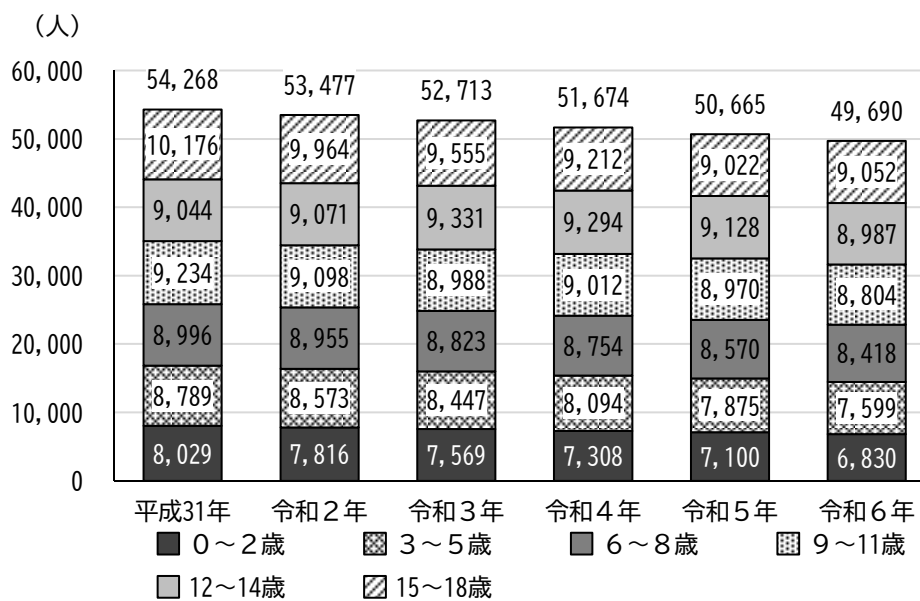
資料：国勢調査（令和2年）

(4) 18歳以下人口の推移

本市の18歳以下人口は、平成31年の54,268人から令和6年の49,690人まで、一貫して減少しています。

年齢層別にみると、0～2歳で平成31年の8,029人から令和6年の6,830人と1,199人減少（14.9%減少）しており、どの年齢層よりも最も急激な減少となっています。また、3～5歳では平成31年の8,789人から令和6年の7,599人と1,190人減少（13.5%減少）しており、0～2歳に次いで大きな減少率となっています。他方、12～14歳においては令和3年まで増加し、その後減少に転じましたが、平成31年の9,044人から令和6年の8,987人と、57人の減少（0.6%減少）となっています。

■18歳以下の人口推移



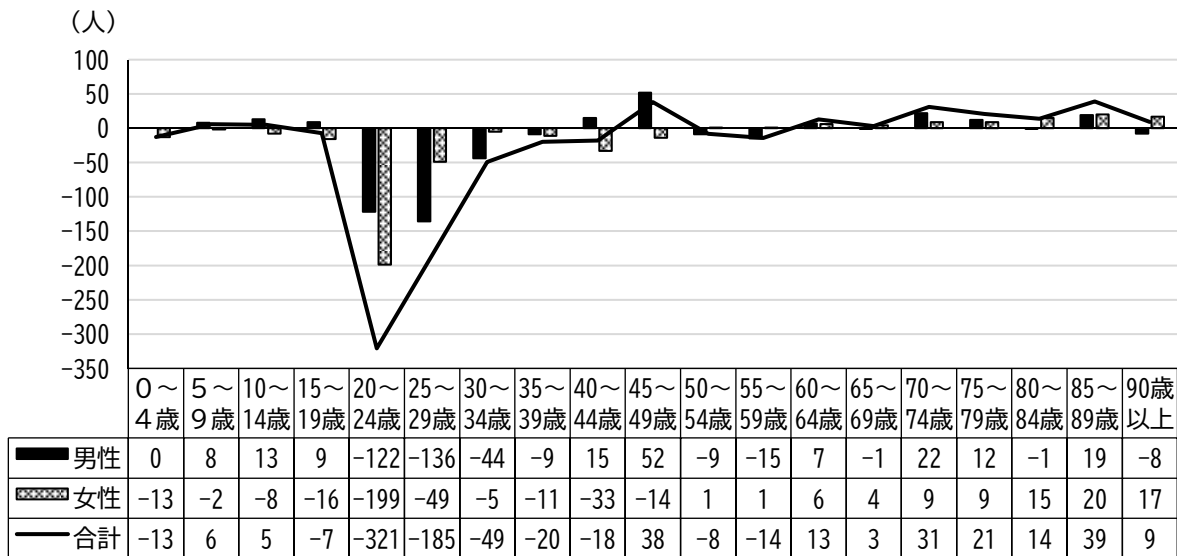
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(5) 人口移動

令和5年の人口移動を年齢層別にみると、0～19歳の若年層では全体的にはほぼ均衡していますが、0～4歳で13人の転出超過がみられ、5～14歳ではわずかな転入超過がみられます。また、20～34歳の若年成人層では最も顕著な転出超過がみられており、20～24歳で321人、25～29歳で185人、30～34歳で49人の転出超過がみられます。

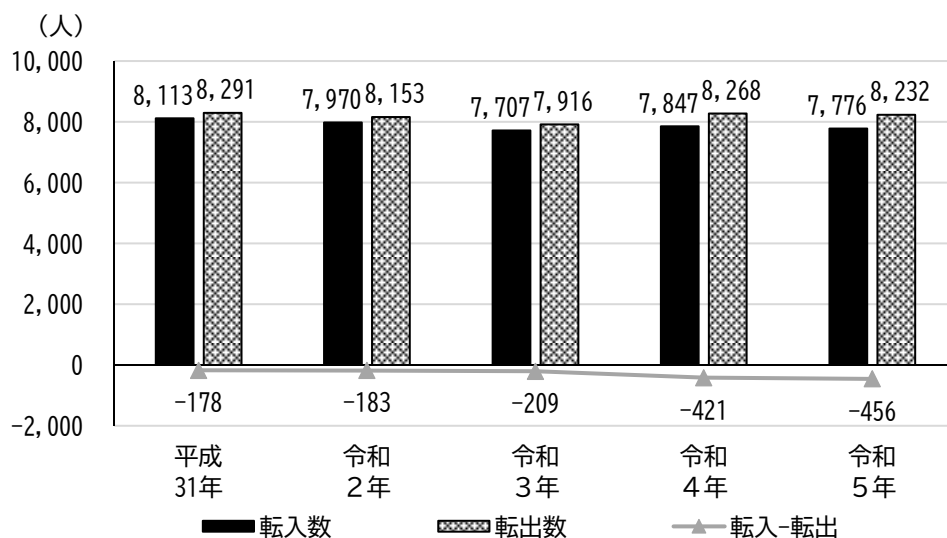
経年比較についてみると、5年間を通じて一貫して転出超過が続いており、令和2年、3年では新型コロナウイルス感染症の影響もあり人口移動が抑制されましたが、その後の令和4年、令和5年には移動が活発化し、特に転出が増加しています。

■年齢階層別人口移動



資料：住民基本台帳人口移動報告（令和5年）

■人口移動の推移



資料：住民基本台帳人口移動報告

(6) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、バブル経済期からバブル崩壊期にあたる昭和58年～平成4年では全国的に合計特殊出生率は減少傾向となっており、本市では国や県よりも大きな減少がみられました。

景気低迷期から就職氷河期にあたる平成5年～14年は、経済の長期低迷により、全国的に出生率の低下が続きましたが、本市における合計特殊出生率の減少は国に比べて緩やかになっています。

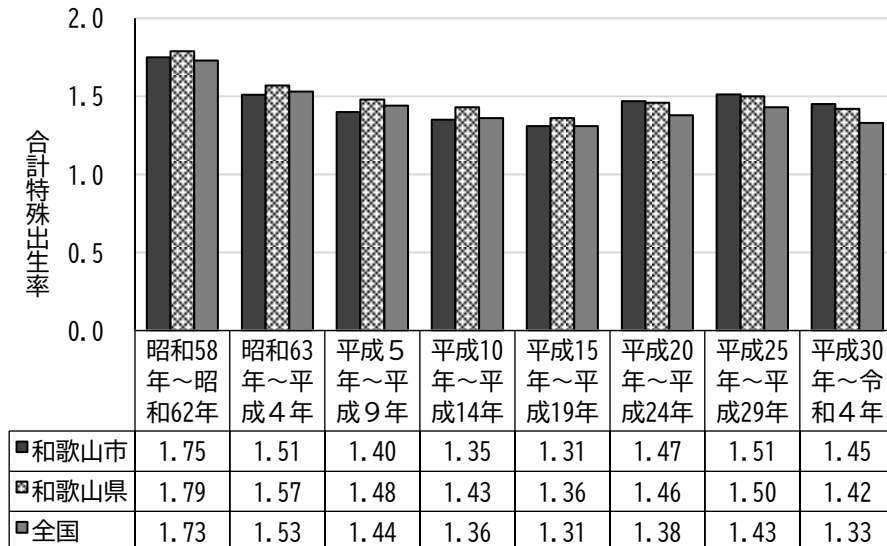
平成15年～19年はITバブルなどの景気回復期となりますが、晩婚化・晩産化の影響が考えられ、緩やかではあるものの減少は続いています。

平成20年～24年は、団塊ジュニア世代の出産期と重なり、全国的に出生率が上昇しており、本市においては国や県よりも高い水準となっています。

平成25年～29年はアベノミクスをはじめとする経済効果の影響を受け、全国的に緩やかな上昇が続いています。本市においては高水準を維持し、国や県を上回る水準を保っています。

平成30年～令和4年は新型コロナウイルス感染症の影響により全国的に出生率が低下していますが、本市においても減少がみられるものの、国や県よりも高い水準となっています。

■合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

2 世帯の動向

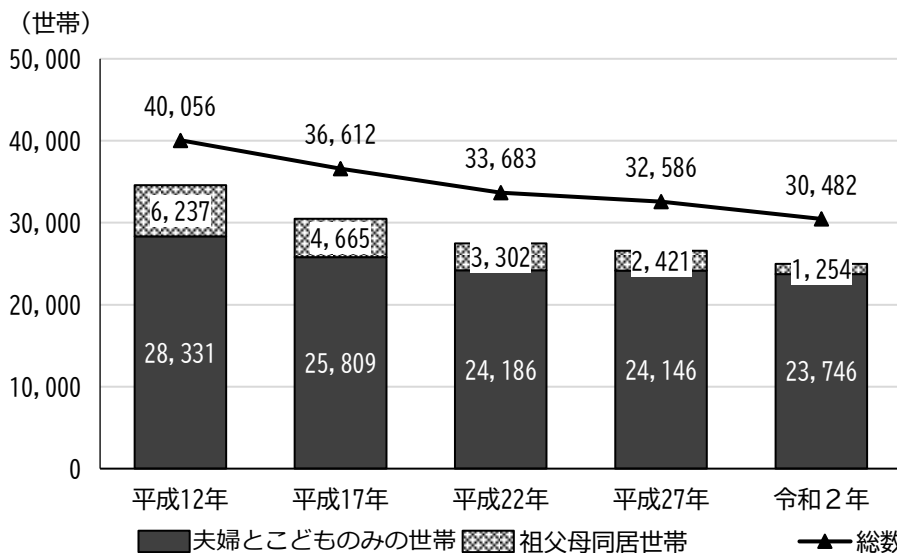
(1) 世帯の家族類型別の推移

18歳未満のこどものいる世帯の総数は、平成12年から令和2年にかけて一貫して減少しており、平成12年の40,056世帯から令和2年の30,482世帯と、9,574世帯減少（約23.9%減少）しました。

家族類型別にみると、夫婦とこどものみの世帯は、平成12年の28,331世帯から令和2年には23,746世帯と、4,585世帯減少（約16.2%減少）となっています。また、祖父母同居世帯は、平成12年の6,237世帯から令和2年には1,254世帯と、4,983世帯減少（約79.9%減少）となっています。

祖父母同居世帯が著しく減少したことにより、夫婦とこどものみの世帯数の占める割合は相対的に拡大しており、核家族化が進んでいることがうかがえます。

■18歳未満のこどものいる世帯の家族類型別推移



資料：国勢調査

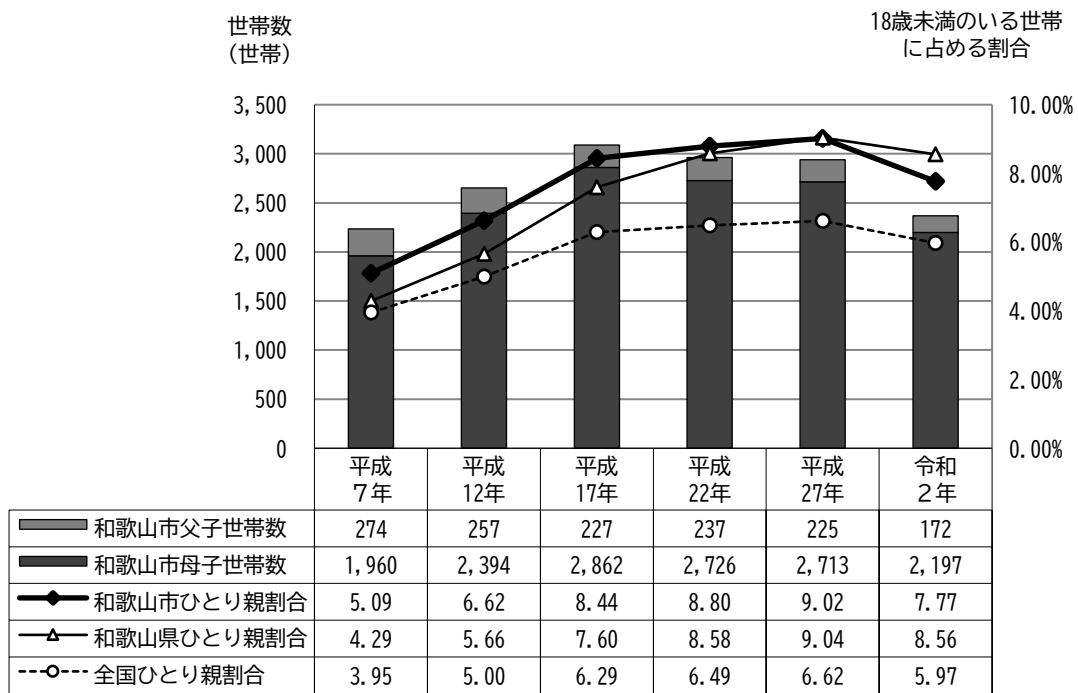
(2) ひとり親世帯数の推移

和歌山市のひとり親世帯比率は、平成7年から平成27年まで上昇していましたが、令和2年に減少に転じました。

国や県と比較すると、一貫して国よりも高い水準で推移しています。平成22年までは県よりも高くなっていましたが、平成27年以降は県を下回っています。

母子世帯は増加傾向で推移していましたが、平成17年の2,862世帯をピークに、平成22年以降緩やかに減少しています。他方、父子世帯は平成7年から減少傾向となっています。

■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

3 就業状況

(1) 共働き世帯の推移

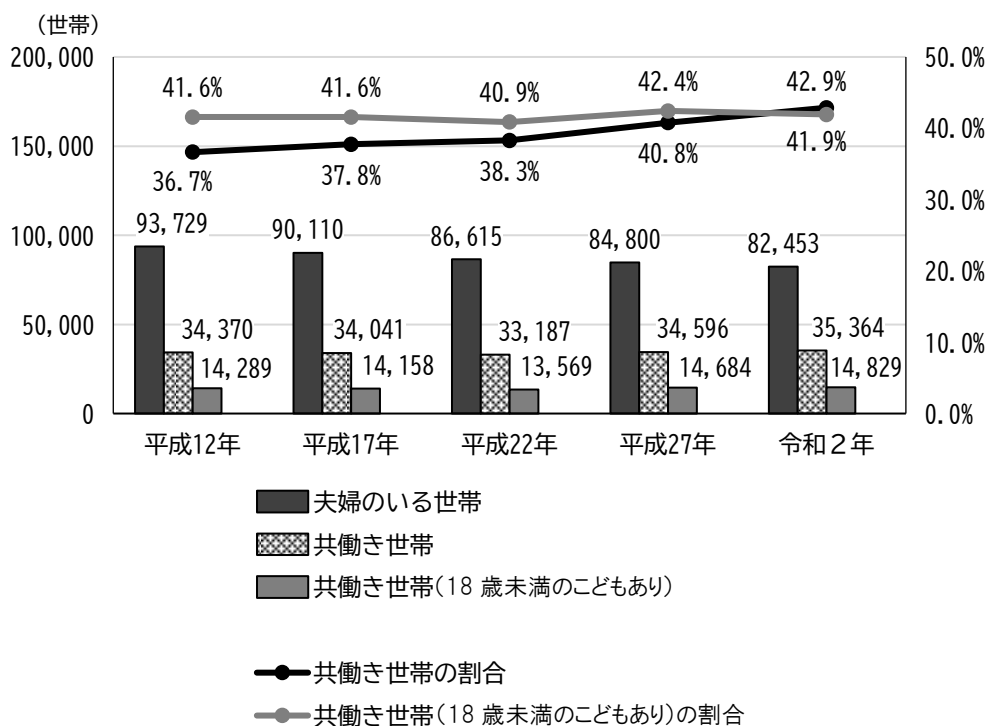
共働き世帯は平成 22 年まで減少傾向で推移していましたが、平成 27 年に増加に転じ、令和 2 年では 35,364 世帯となっています。

夫婦のいる世帯に対する共働き世帯の割合は平成 12 年の 36.7%から令和 2 年には 42.9%と一貫して増加しています。

共働き世帯のうち、18 歳未満のこどもがいる世帯は平成 17 年、平成 22 年は減少傾向でしたが、平成 27 年以降は増加に転じ、令和 2 年で 14,829 世帯となっています。

共働き世帯に対する 18 歳未満のこどもがいる共働き世帯の割合は概ね 40%台と横ばいで推移しています。

■共働き世帯の推移



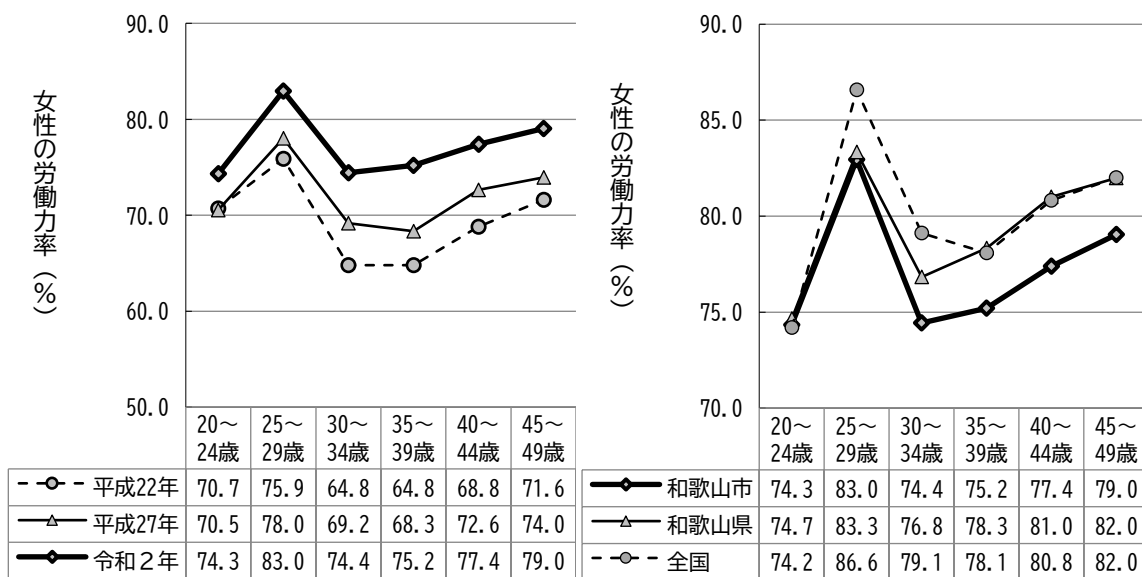
資料：国勢調査

(2) 女性の就労状況

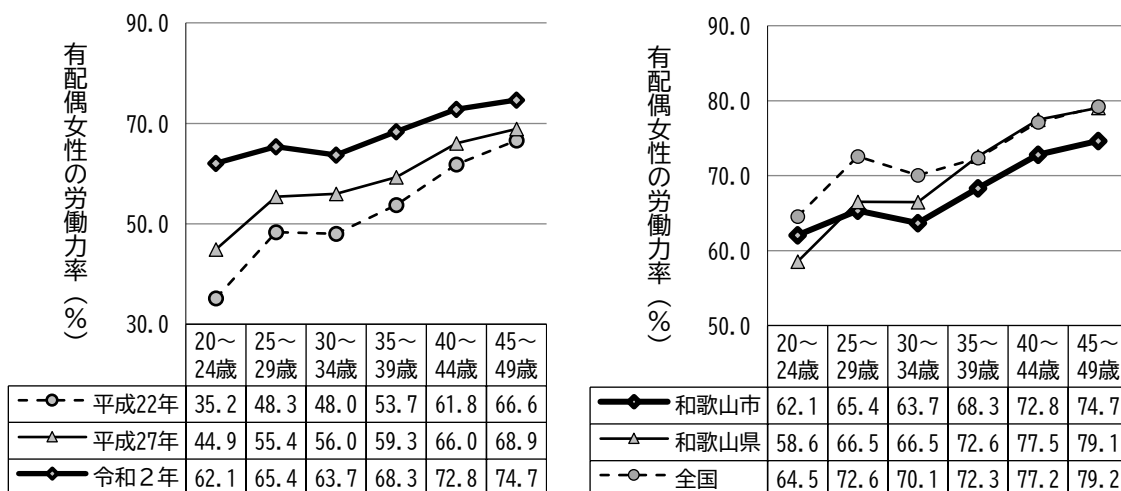
年齢別の女性の労働力率（就業・休業・求職中の割合）の推移をみると、平成22年から令和2年にかけて、ほぼ全ての年齢層で労働力率が上昇しています。特に25～29歳の年齢層が最も高い労働力率を示しており、令和2年には83.0%に達しています。30代以上の労働力率も着実に上昇しており、女性の就業継続が進んでいることがうかがえます。

また、有配偶女性の労働力率の推移をみると、平成22年から令和2年にかけて、全ての年齢層で大幅に上昇しており、共働き家庭の増加がうかがえます。特に20～24歳の上昇が著しく、平成22年の35.2%から令和2年には62.1%へと約26.9ポイント上昇しています。国や県と比較すると、20～24歳を除いて国や県よりも低い傾向にあります。

■女性の労働力率の推移



■有配偶女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

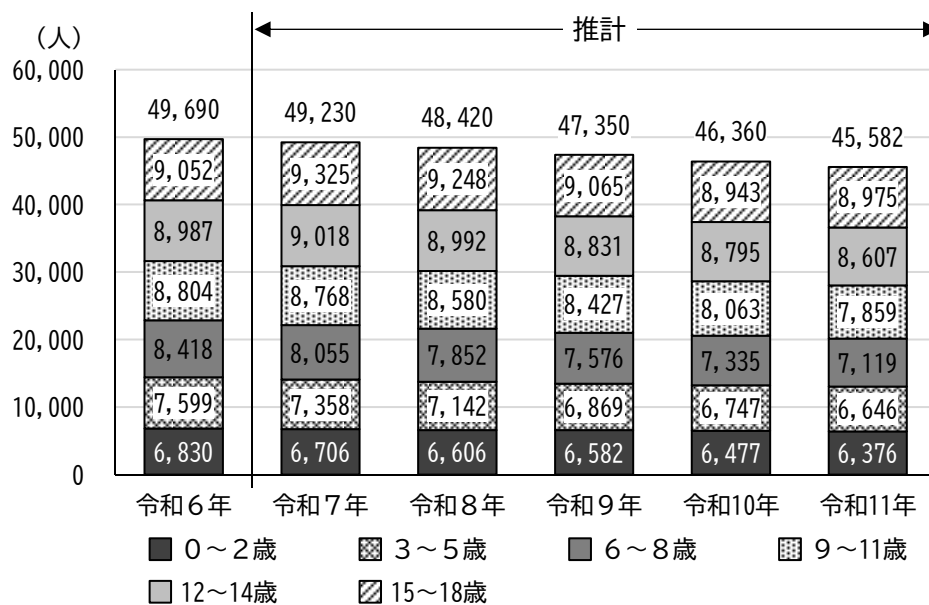
4 将来人口推計

(1) 児童数の推計

児童数の推計についてみると、0～18歳までの合計人数は、令和7年以降も減少傾向で推移するとみられ、令和6年の49,690人から令和11年の45,582人と、4,108人減少する見込みとなっています。

年齢別にみると、0～2歳では454人減少、3～5歳では953人減少、6～8歳では1,299人減少、9～11歳では945人減少、12～14歳では380人減少、15～18歳では77人減少と、全ての年齢層で減少する見込みとなっています。

■児童数の推移及び将来推計



資料：住民基本台帳（平成31年～令和6年のデータを元にコーホート変化率法により推計）

5 こどもの状況と子育て支援策

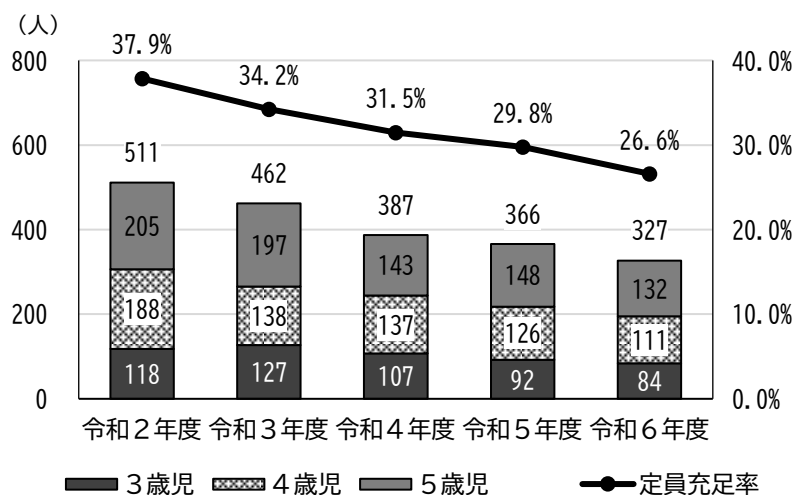
(1) 就学前児童の状況

① 幼稚園の状況

公立幼稚園の合計園児数は年々減少しており、令和2年度から令和6年度にかけて、511人から327人に減少しています。

定員充足率は、令和2年度の37.9%から令和6年度には26.6%となっています。

■公立幼稚園の状況

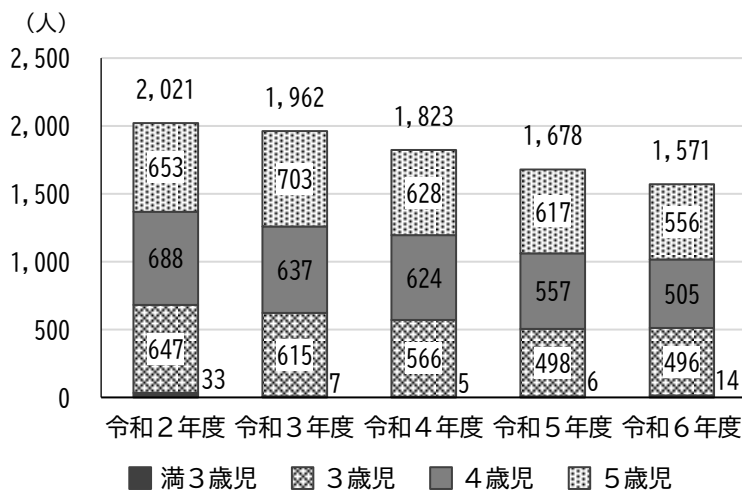


資料：和歌山市（各年度5月1日現在）

私立幼稚園についても、公立幼稚園と同様に減少傾向となっています。

令和2年度から令和6年度にかけて、合計園児数は2,021人から1,571人に減少しています。

■私立幼稚園の状況



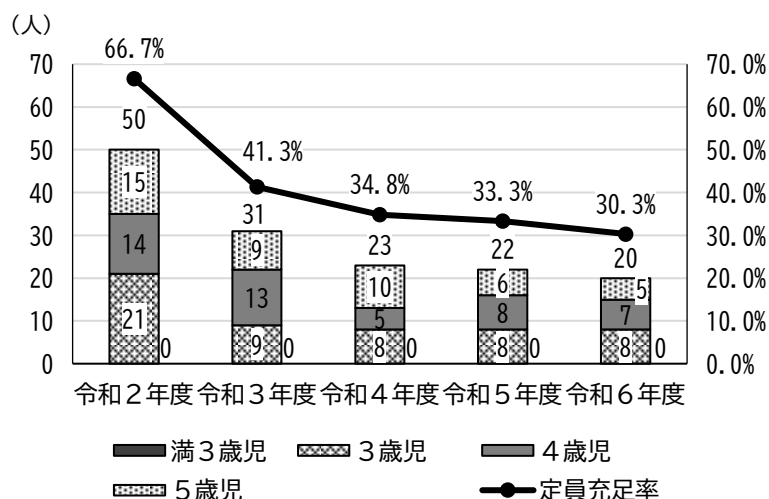
資料：和歌山市（各年度5月1日現在）

②認定こども園（1号認定児）

1号認定の公立認定こども園の園児数は減少傾向となっており、令和2年度から令和6年度にかけて、合計園児数は50人から20人と、30人減少しています。

定員充足率は、令和2年度の66.7%から令和6年度の30.3%までと、大きく減少しています。

■公立認定こども園（1号認定児）の状況

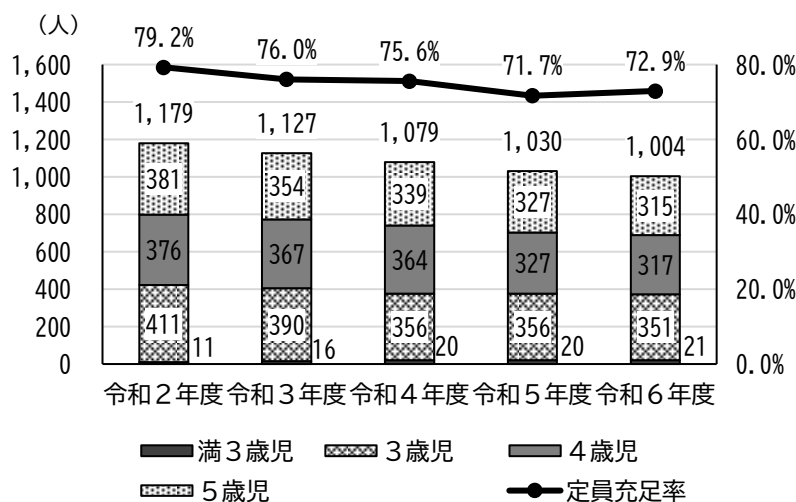


資料：和歌山市（各年度5月1日現在）

1号認定の私立認定こども園の園児数は、令和2年度から令和6年度にかけて、合計園児数は1,179人から1,004人と、175人減少しています。

定員充足率は、令和2年度の79.2%から令和6年度には72.9%と、緩やかな減少傾向となっています。

■私立認定こども園（1号認定児）の状況

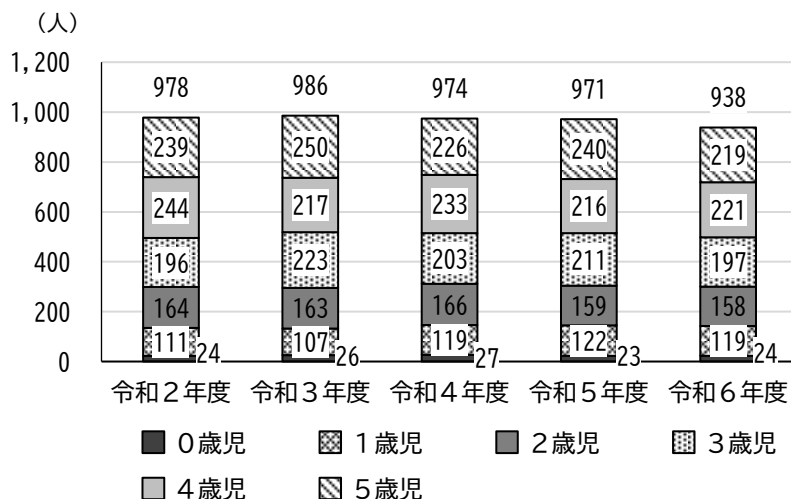


資料：和歌山市（各年度5月1日現在）

③保育所・認定こども園（2・3号認定児）

2・3号認定の公立保育所・公立認定こども園の園児数は900人台で概ね横ばいで推移しています。

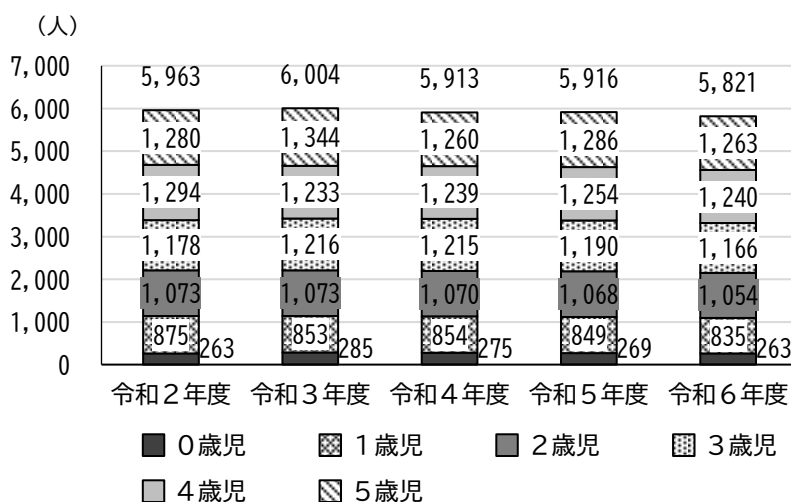
■公立保育所・公立認定こども園（2・3号認定児）の状況



資料：和歌山市（各年度5月1日現在）

2・3号認定の私立保育所・私立認定こども園の園児数は、6,000人前後で概ね横ばいで推移しています。

■私立保育所・私立認定こども園（2・3号認定児）の状況

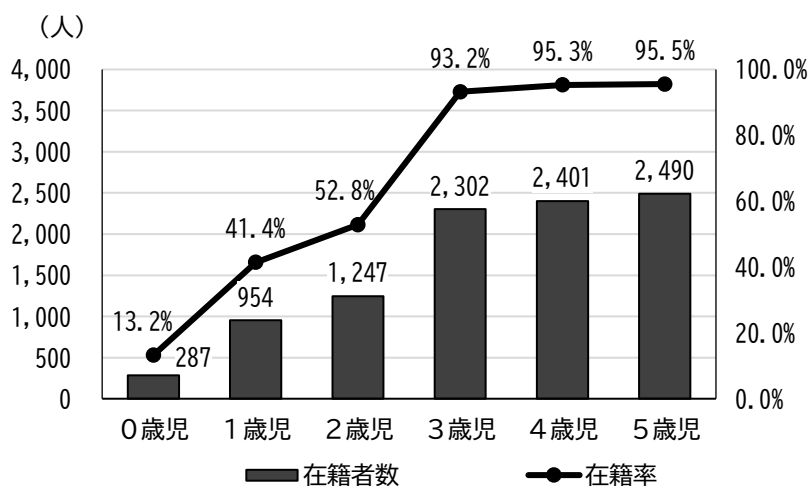


資料：和歌山市（各年度5月1日現在）

④就学前教育・保育施設在籍者数

就学前教育・保育施設に在籍している児童数は令和6年では、0歳児で287人（在籍率13.2%）、1歳児で954人（41.4%）、2歳児で1,247人（52.8%）、3歳児で2,302人（93.2%）、4歳児で2,401人（95.3%）、5歳児で2,490人（95.5%）となっています。

■就学前教育・保育施設在籍者数と在籍率



	保育所		認定こども園 (2号・3号)		幼稚園		認定こども園 (1号)		合計
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	
0歳児	18	103	6	160	0	0	0	0	287
1歳児	96	310	23	525	0	0	0	0	954
2歳児	127	405	31	649	0	14	0	21	1,247
3歳児	159	441	38	725	84	496	8	351	2,302
4歳児	176	448	45	792	111	505	7	317	2,401
5歳児	174	456	45	807	132	556	5	315	2,490
合計	750	2,163	188	3,658	327	1,571	20	1,004	9,681

資料：和歌山市（令和6年5月1日時点）

⑤地域子ども・子育て支援事業の状況

		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
時間外保育事業		人/年	2,743	2,284	2,242	2,109
放課後児童 健全育成事業	低学年	人	3,086	2,966	3,019	2,928
	高学年	人	579	626	649	588
	合計	人	3,665	3,592	3,668	3,516
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）		人日	301	354	154	177
地域子育て支援拠点事業		人回/月	4,234	5,462	6,946	8,635
		か所	12	10	10	10
幼稚園における一時預かり事業（3～5歳）		人日	53,888	58,472	58,846	66,762
幼稚園以外における一時預かり事業	保育所の一時預かり	人日	35,249	36,541	36,591	40,650
	ファミサポ（就学前）	人日	1,012	1,663	1,723	1,576
	合計	人日	36,261	38,204	38,314	42,226
病児・病後児 保育事業	病児保育	人日	448	865	693	1,128
	病後児保育	人日	0	0	0	0
	ファミサポ	人日	7	11	34	34
	合計	人日	455	876	727	1,162
ファミリー・サポート・センター事業	1～3年生	人日	530	740	685	341
	4～6年生	人日	410	334	319	467
利用者支援事業	基本型	か所	1	1	1	1
	母子保健型※1	か所	4	4	4	4
乳児家庭全戸訪問事業		人	2,273	2,229	2,157	1,952
養育支援訪問事業		人	1,656	1,529	1,789	1,239
妊婦健康診査事業		人	2,456	2,305	2,337	2,120
		延べ回数	30,601	28,917	29,102	26,902

資料：和歌山市

※1 利用者支援事業（母子保健型）：令和6年度より「こども家庭センター型」

(2) 小学校児童の状況

①小学校数及び児童数

本市の小学校数は52校あり、クラス数は令和3年度以降緩やかに増加し、令和5年度で760クラスとなっています。

児童数は減少傾向で推移しており、令和2年度の17,036人から令和5年度の16,579人と457人減少しています。特別支援学級の児童数は、令和2年度の665人から令和5年度の879人と214人増加しています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校数(校)		52	52	52	52
学級数(クラス)		745	742	752	760
児童数(人)	1年生	2,664	2,632	2,693	2,450
	2年生	2,745	2,643	2,594	2,662
	3年生	2,773	2,718	2,609	2,557
	4年生	2,655	2,764	2,696	2,581
	5年生	2,665	2,641	2,758	2,698
	6年生	2,869	2,661	2,624	2,752
	特別支援学級	665	747	809	879
	合計	17,036	16,806	16,783	16,579

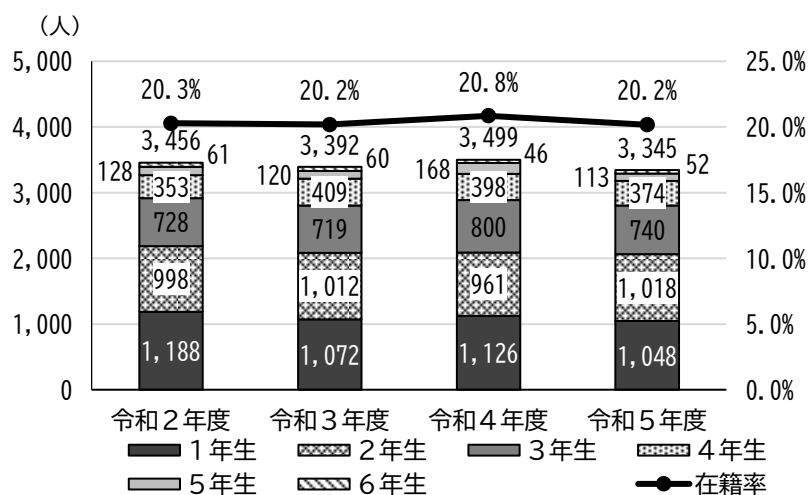
資料：学校数・学級数は学校基本調査（各年度5月1日現在）
 学校数（公立）は義務教育学校（前期）・分校を含む

②若竹学級（学童保育）

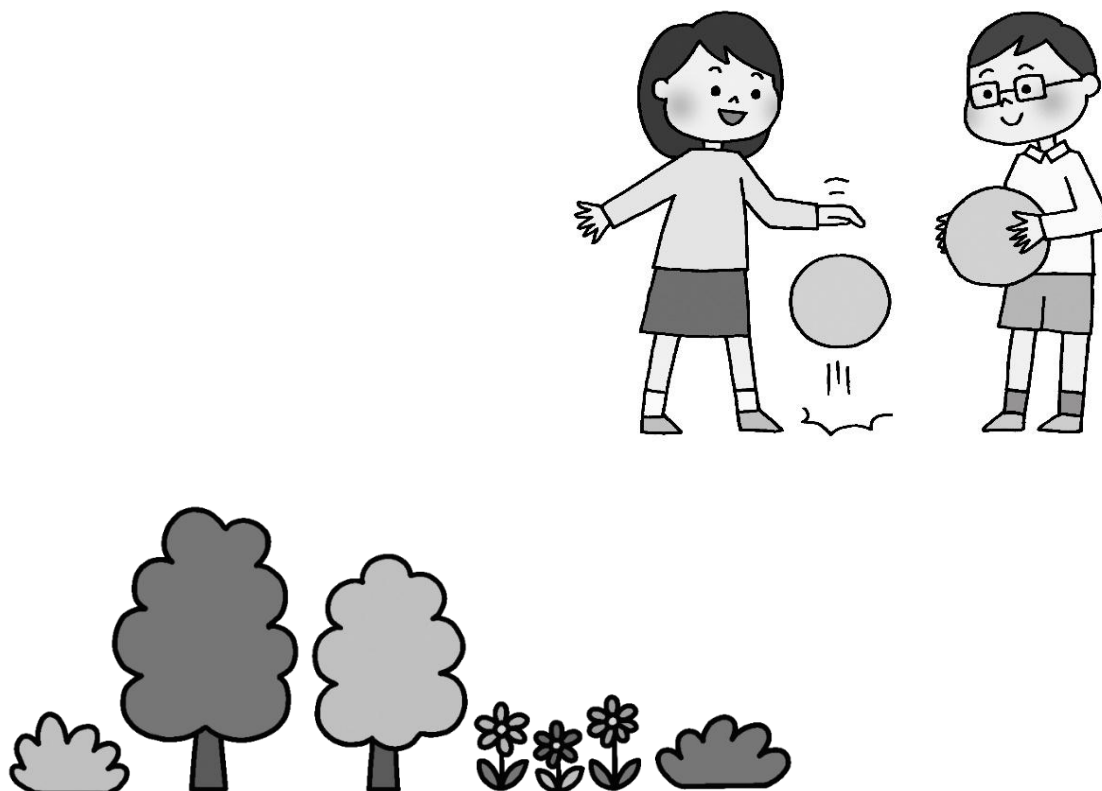
若竹学級の在籍者数は令和2年度の3,456人から、増減しながら推移し、令和5年度には3,345人となっています。

在籍率は20.0%台で横ばいの状態が続いています。

■若竹学級の在籍者数と在籍率の推移



資料：和歌山市（各年度5月1日現在）



(3) こどもの生活をめぐる状況

①生活保護受給者数と生活保護世帯におけるこどもの数

生活保護受給者数は、令和2年から令和4年にかけて減少傾向で推移していましたが、令和5年に増加し、8,835人となっています。

生活保護世帯のこどもの数は年によって増減があり、一貫した傾向はみられませんが、令和2年、令和3年は500人台であるのに対し、令和4年以降は400人台と減少がみられました。

■生活保護受給者数と生活保護世帯における18歳未満のこどもの数の推移 (人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
生活保護受給者数	8,946	8,820	8,781	8,835
生活保護世帯におけるこどもの数	535	555	459	473

資料：和歌山市

②要保護・準要保護児童数（小学生・中学生）

準要保護児童数（小学生）についてみると、令和2年から令和5年にかけて一貫して減少傾向で推移しており、令和2年の2,754人から令和5年の2,433人と321人減少しています。

要保護児童数（小学生）は、増減を繰り返して推移しており、令和4年から令和5年においては大きく増加しています。

準要保護児童数（中学生）は、令和4年にかけて増加傾向で推移していましたが、令和5年は減少し、1,392人となっています。

要保護児童数（中学生）は、準要保護児童数（中学生）と同様、令和4年にかけて増加傾向で推移し、令和5年は減少して27人となっています。

■要保護・準要保護児童数（小学生・中学生） (人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学生	準要保護児童数	2,754	2,651	2,594	2,433
	要保護児童数	28	38	32	49
中学生	準要保護児童数	1,419	1,456	1,471	1,392
	要保護児童数	19	30	31	27

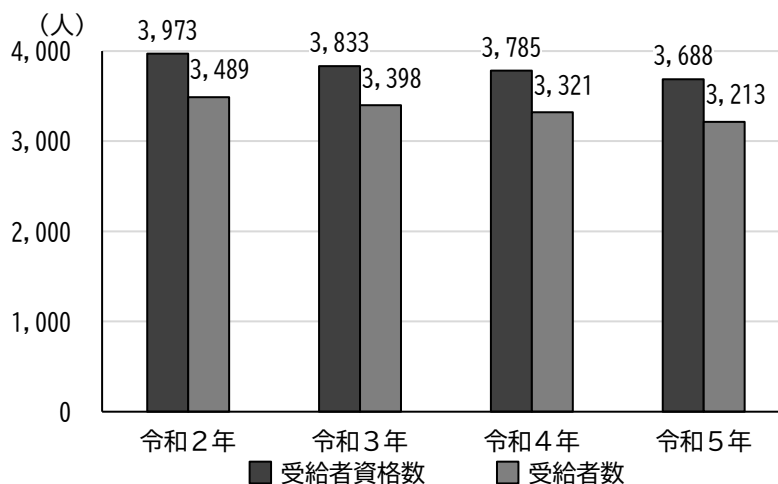
資料：和歌山市

③児童扶養手当の状況

児童扶養手当の受給資格者数は令和2年から令和5年にかけて、一貫して減少傾向で推移しており、令和2年の3,973人から令和5年には3,688人と、285人減少しています。

児童扶養手当の受給者数は、受給者資格数と同様に、減少傾向で推移しており、令和2年の3,489人から令和5年の3,213人へと276人減少しています。

■児童扶養手当の受給資格者数と受給者数の推移

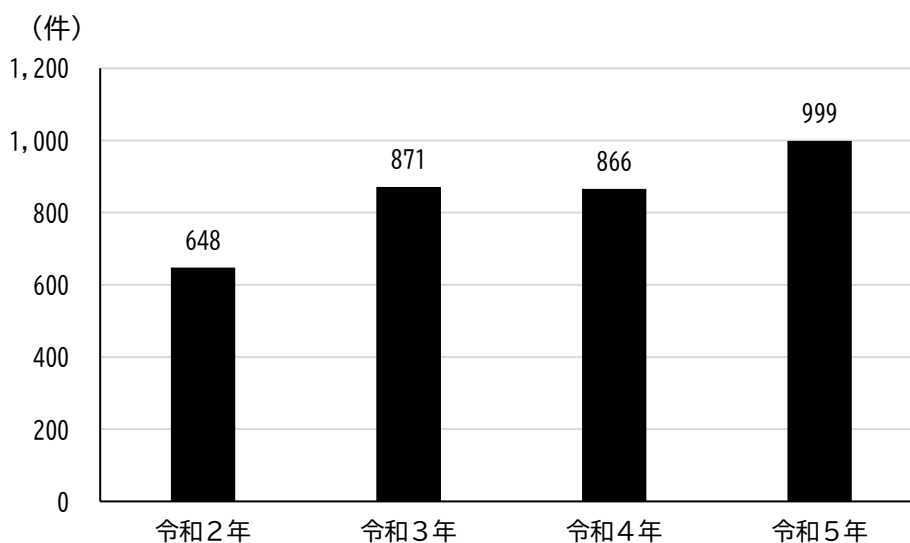


資料：和歌山市

④児童虐待相談件数の推移

児童虐待相談件数は、令和3年から令和4年にかけて、わずかに減少しましたが、増加傾向で推移しており、令和5年で999件となっています。

■児童虐待相談件数の推移



資料：和歌山市

6 前回計画の進捗状況

これまで「みんなで子育て 子どもが健やかにきらきらと育つまち 和歌山市」を基本理念に掲げ、6つの基本目標の下、156の子育て支援施策を展開してきました。

本計画を策定するにあたり、前回計画の進捗状況を振り返りました。

■進捗状況のまとめ

項目		目標数	達成数	達成率	
基本目標	基本施策			基本施策	基本目標
1 子供の健やかな成長を支える母子保健事業の充実	(1) 母子の健やかな心と身体の育成支援の充実	12	6	50.0%	57.9%
	(2) 食育の推進	5	4	80.0%	
	(3) 周産期・小児医療体制等の充実	2	1	50.0%	
2 子育てしやすい環境整備の充実	(1) 子育ての不安感や負担感をやわらげる支援	8	4	50.0%	54.8%
	(2) 子育て中の保護者の孤立防止と仲間づくりの推進	2	1	50.0%	
	(3) 地域における子育て支援	8	2	25.0%	
	(4) 経済的な支援	2	2	100.0%	
	(5) 男女共同参画の推進	5	2	40.0%	
	(6) 子育てと仕事の両立支援	6	6	100.0%	
3 就学前教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の充実	(1) 子育て支援事業に関する情報提供の強化	2	2	100.0%	58.8%
	(2) 教育・保育事業の充実	5	1	20.0%	
	(3) 地域子ども・子育て支援事業の充実	9	6	66.7%	
	(4) 子ども・子育てに関する相談支援と事業の利用支援	1	1	100.0%	
4 様々な家庭への支援の充実	(1) ひとり親家庭への支援	11	4	36.4%	42.9%
	(2) 障害のある児童とその家庭への支援	3	2	66.7%	
	(3) 海外にルーツを持つ子供とその家庭への支援	3	2	66.7%	
	(4) 子供の虐待の早期発見と防止対策の充実	4	1	25.0%	
5 子供・若者の育成支援の充実	(1) 子供の人権擁護	3	2	66.7%	57.1%
	(2) 家庭と地域の教育力の向上	8	7	87.5%	
	(3) 生きる力を養う教育環境の充実	21	15	71.4%	
	(4) 子供・若者の健全育成体制の充実	6	2	33.3%	
	(5) ひきこもり対策支援や相談体制の充実	1	0	0.0%	
	(6) 若者の就労支援対策の充実	3	1	33.3%	
	(7) 思春期からの健康づくり	6	1	16.7%	
	(8) 次代の親育成の推進	1	0	0.0%	
6 子供の貧困対策の充実	(1) 教育の支援	5	3	60.0%	50.0%
	(2) 生活の支援	16	7	43.8%	
	(3) 保護者の就労の支援	15	8	53.3%	
	(4) 経済的支援	0	0		

目標数：前回計画において令和6年度の目標数値を設定しているものを計上しています。

達成数：令和6年度の目標値に対して、令和5年度時点で達成しているものを計上しています。

基本目標 1 子供の健やかな成長を支える母子保健事業の充実

取組の成果

- 子育て世代包括支援センター事業の拡充により、専門職による面談や伴走型相談支援を実施することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図りました。
- 産後ケア事業や乳幼児健康診査事業を実施することにより、産婦の不安解消や乳幼児の健康管理、発達支援の強化を実現しました。
- 予防接種事業の定期実施と啓発活動を行い、感染症予防の効果的な推進を図りました。
- 栄養士による専門的な相談・指導を通じて、妊産婦や乳幼児の食育の充実を図りました。
- 給食委員会の開催を通じて、認定こども園、保育所での給食の充実を図りました。また、有功小学校を食育の研究指定校とし、学校教育活動全体を通して、学校における食育を推進しました。
- 離乳食に関する必要な普及を図るため、離乳食講習会を実施し、対面受講やオンラインでの受講など、柔軟に受講できる体制を整えました。
- 夜間・休日応急診療センターにおいて、感染症の流行状況に応じ小児科を2診体制とするなど、小児救急医療体制を強化しました。
- 周産期ネットワーク事業では、分娩を取り扱う医療機関の協議会加入率 100%を維持しており、関係機関と協議会を開催し、産科医療の現状について情報共有・連携を図りました。

取組における課題

- 乳幼児歯科健診においては、むし菌のない幼児は増加傾向にあるものの、多数のむし菌があるこどもの数を減少させることが依然として課題となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、保健所の事業など一部の事業で中止や縮小を余儀なくされたことから、感染症対策を考慮した事業運営方法の確立が必要となっています。
- オンライン形式での協議会における意見交換や情報共有の質の維持・向上において、効果的なコミュニケーション方法の確立が課題となっています。
- 女性の健康相談支援について、思春期や更年期障害などに関する相談が少ないことから、今後は、女性がライフステージにおいて抱える悩みであっても安心して相談できるよう、周知や啓発が課題となっています。

基本目標2 子育てしやすい環境整備の充実

取組の成果

- 短期入所生活援助事業（ショートステイ）において、里親宅やファミリーホームへ委託を開始することで市民に供給できるサービスの拡充を行いました。
- 子ども家庭総合支援拠点として、職員の知識の醸成を図るための研修等の開催とともに、各関係機関との情報共有体制の整備や連携強化を行いました。
- 一時預かり事業では、市立保育所での申請手続きを可能にするとともに、低所得世帯も利用できるよう負担軽減事業を実施することで、利用者の利便性向上と経済的支援の充実に努めました。
- ファミリー・サポート・センター事業において、会員のための講習会の実施やおためしの機会を設けるなど、積極的な広報活動を行い、サポートを行うスタッフ会員や利用者の増加につながりました。
- 地域子育て支援拠点事業では、コロナ禍で一時的な利用者減少がみられたものの、利用者数は徐々に回復してきています。利用者アンケートにおいて「子育てに欠かせない存在であった」「引っ越してきたので交流の場はありがたかった」等の意見もみられ、地域における子育て支援の拠点としての役割を果たしてきました。
- 経済的支援においては、児童手当の支給、こども医療費助成の拡充、保育所等の保育料の軽減などを実施することにより、子育て世帯の経済的負担軽減の充実を図りました。
- 両親教室や男女平等意識の啓発のための講座等の開催、学校行事への参加の促進、夫婦の家事・育児の在り方について考えるセミナーの実施、ワーク・ライフ・バランスの普及活動を通じて、子育てや家庭生活に関する意識改革を推進しました。

取組における課題

- 対面での交流や支援を主とする事業において、コロナ禍での活動制限のため、本来の事業目的達成が困難になっていました。今後の感染症拡大等の非常事態を視野に入れた支援方法や事業運営方法の確立が課題となっています。
- 各事業の認知度向上や利用促進のため、より効果的な周知方法の確立が課題となっています。
- 経済的支援においては、制度の周知徹底や申請手続きの簡素化が十分でないことから、より利用者にとって分かりやすく、アクセスしやすい支援システムの確立が課題となっています。
- 男女平等意識の啓発や働き方改革の推進において、社会全体の意識改革や企業の取組促進が十分でないことから、より効果的な啓発活動の実施が継続的な課題となっています。
- 短期入所生活援助事業（ショートステイ）などにおいて、保護者の利用希望日と施設等の受入可能日のミスマッチが生じていることから、受入可能施設等の開拓、拡充による利用しやすい環境の構築が課題となっています。
- 早期療育の有用性が叫ばれている中、3歳未満の児童発達支援について障害児通所施設の利用料は依然として利用負担が発生しており、負担の軽減措置の検討が必要です。

基本目標3 就学前教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の充実

取組の成果

- 市報、ホームページ、アプリ、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信を行うことにより、子育て関連の幅広い情報提供の充実を図りました。
- 子ども家庭総合支援拠点として、相談支援体制を充実させました。また、地域子育て支援拠点施設での相談、利用者支援事業におけるプランナーの増員、オンライン相談等の実施により、より利用しやすい相談支援体制を確立させました。
- 行政情報のみならず、民間施設企業や関係医療機関の情報なども掲載した包括的な情報誌の発行や、「子どもの発達支援ガイドブック」の配布を実施することで、より利用者目線に立った情報提供を実施しました。
- こども理解専門研修講座や幼児教育専門研修講座を実施し、園で活用できる具体的な指導法を指導していただくなど、幼児教育・保育の質の向上を図りました。
- 保育施設の施設整備を推進するとともに、認定こども園への移行を促進することで、目標を上回る31園の認定こども園数を達成し、就学前教育・保育環境の充実を推進しました。
- 延長保育、乳児保育、病児・病後児保育、休日保育等の実施や障害児保育の充実を図ることにより、多様な保育ニーズへの対応を実施しました。
- 令和6年度より小学校の授業が全て終了する放課後に図書室等の特別教室を学校と若竹学級がタイムシェア（相互利用）することにより、利用希望者の受入れを拡充し、放課後児童クラブ（若竹学級等）の待機児童ゼロを実現しています。

取組における課題

- 保育士の確保が困難なことが待機児童の根本的な原因となっており、保育士不足による定員割れの結果、園の運営に支障が生じていることから、保育士の確保と定着に向けたさらなる取組が課題となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、病児保育やひとり親家庭向け交流会などの一部サービスの利用減少や中止を余儀なくされたことから、感染症流行下でのサービス提供方法の確立が課題となっています。
- 放課後子ども総合プランにおいて、放課後児童クラブへの対応を優先しており、一体型放課後教室が未実施となっていることから、総合的な放課後対策の推進が課題となっています。
- 情報提供や相談支援の充実が図られる一方で、それらの取組の認知度向上や利用促進が十分でないことから、より効果的な周知方法の確立が課題となっています。

基本目標4 様々な家庭への支援の充実

取組の成果

- ひとり親家庭に対して、医療費助成、児童扶養手当の支給、養育費確保に係る費用の補助、扶養する児童等の修学に必要な福祉資金の貸付などの経済的支援を実施し、生活の安定と自立を促進しました。
- 障害のある児童とその家庭に対して、特別支援教育の充実、医療費助成、各種手当・年金の支給など、包括的な支援体制を構築しました。
- 外国籍の児童生徒とその家庭に対して、日本語支援ボランティアの派遣や和歌山大学留学生との連携による学習支援を実施し、学校生活への適応と学力向上を促進しました。
- 虐待防止に向けて、出前講座や研修会、講演会等による啓発活動の実施、関係機関とのネットワーク構築、相談体制の充実、前向き子育て推進事業（トリプルP）、子支援プログラムの実施など、総合的な取組を展開しました。
- 放課後児童クラブにおいて、障害のある児童の受入体制を整備し、必要に応じて支援員を追加配置することで、誰もが利用しやすい環境づくりを推進しました。

取組における課題

- DVや経済的困窮等の理由により、地域での生活が困難な母子が増加しているため、母子生活支援施設で保護する事案が増加しています。DV支援や様々な理由による養育能力の低さに起因する生活支援など、早期に課題が解決しない世帯の増加により、施設入所の長期化が今後の課題となっています。
- 外国籍の児童生徒とその家庭への支援について、ケースの複雑化・多様化に対応した適切な支援が行えるよう、今後もスクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修を継続していく必要があります。
- 一部の事業では利用者や参加者の減少がみられ、ニーズの再評価が必要となっています。
- 新型コロナウイルス感染症が感染症法上の分類で、2類から5類に引き下げられたことに加え、インフルエンザの大流行などが要因となり、令和5年度は医療費が高く推移しています。今後、持続可能な事業として感染予防の啓発や周知に取り組む必要があります。

基本目標5 子供・若者の育成支援の充実

取組の成果

- 「子どもの権利条約」に基づく啓発活動が継続的に実施され、学校教育を通じてこどもの権利に関する指導を各学年の発達段階に応じて行いました。
- ICTを活用した授業改善が進展し、教育の質の向上が図られました。また、外国語指導助手（ALT）の全校派遣により、国際理解教育を推進しました。
- ひきこもり支援体制の整備が進み、令和4年度には和歌山市ひきこもり支援ステーション事業としてひきこもり支援コーディネーターが配置され、地域の事業所に委託してひきこもり支援拠点を設置しました。
- 若者への就労支援において、市主催の就職支援事業や関係機関と連携した事業が定期的開催され、企業研究会や合同企業説明会、インターンシップなど多様な形式のイベントを実施しました。
- 乳幼児期に絵本を読み聞かせることを通じて、こどもたちの聞く力や想像力を育て、本に対する興味や読書週間を育てることにつながり、こどもたちの健全な成長に寄与することができました。また、公共図書館で絵本の読み聞かせをすることにより、こどもたちにとって本を選ぶ指針となりました。
- 小・中学校の通学区域について、要望があった案件については、通学区域協議会で協議し、一定の条件のもとで通学区域制度の弾力化を図りました。
- 薬物乱用・喫煙・飲酒防止教室を行い、薬物乱用、喫煙、飲酒による健康や社会への悪影響についての学習の場を提供してきました。また、情報モラル教室を行い、スマートフォンやインターネットの使い方について、啓発を行いました。

取組における課題

- 少子化に伴うこどもの減少により、スポーツ団体の統廃合が進んでおり、こどもたちのスポーツ活動機会の確保が課題となっています。また、同じ理由で青少年団体数も減少しており、現状に即した目標の設定が必要です。
- インターネット上の有害情報対策の必要性が高まっており、学校での情報モラル教育の実施が引き続き求められています。また、教員のICT活用指導力の向上の促進することも必要となっています。
- ひきこもり支援における相談拠点の整備や関係機関との連携・協力が、継続的な課題となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、職場体験活動や性教育出前講座など一部の事業で縮小を余儀なくされましたが、5類への移行に伴い、実施を再開する事業も出てきており、再度ニーズや事業の見直しを行っています。
- 若者の就労支援を行う「若者サポートステーションわかやま」について、引き続き周知に努め、利用促進を図る必要があります。

基本目標6 子供の貧困対策の充実

取組の成果

- 生活困窮者世帯のこどもたちに対する学習支援が実施され、基礎学力向上と高等学校等への進学を支援しました。
- 文化芸術によるこども育成総合事業を通じて、こどもたちに質の高い文化芸術の鑑賞・体験機会を提供し、創造力や想像力、思考力、コミュニケーション能力の養成に貢献しました。
- 家庭・学校・地域社会が連携して、体験活動や土曜教室などを実施することで、こどもたちに多様な活動機会や学習の場を提供してきました。
- 子供食堂（こどもの居場所）の開催状況などの情報を発信するとともに、補助金の案内や運営に必要な資源の寄付などのマッチングを行うことができました。また、コミュニティセンターの使用料減免を通して、運営を支援しました。
- 令和2年度より就学援助の支給単価を国の基準額と同額に引き上げ、経済的支援を強化しました。また、令和5年度からは援助費の支給方法を保護者口座への直接振込に変更し、利便性の向上に努めました。
- 生活困窮者自立支援事業として、相談者に応じて、早期の就労に向けてハローワークへの同行等を実施するなど、生活保護に至る前段階からの早期自立支援に努めました。

取組における課題

- 支援を必要とする人が適切な制度を利用できるよう、対象市民・世帯に各支援制度や相談窓口があることを周知することが重要な課題となっています。
- 家庭内暴力や経済困窮などの理由により、支援を必要とする世帯が増加傾向にあり、需要の増加に対応した施策を推進することが求められています。
- 学習支援や生活困窮者自立支援事業等について、目標設定の見直しが必要です。

7 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果にみる状況

(1) 調査の目的

第三期和歌山市子ども・子育て支援事業計画^{※2}の策定にあたり、和歌山市民の子育ての状況や、幼児教育・保育・地域の子育て支援事業の利用希望などを把握し、計画策定の基礎資料とすることで、よりよい子育て施策の推進につなげていくことを目的として実施しました。

(2) 調査概要

和歌山市内に居住する就学前児童の保護者（就学前保護者）2,500人、小学生児童の保護者（小学生保護者）1,500人、小学生・中学生・高校生1,112人を対象として行いました。

(3) 調査の方法と回収状況

就学前保護者、小学生保護者については、住民基本台帳から無作為抽出で対象者を選定し、郵送による調査依頼（ハガキ）を配布し、インターネットを通してアンケートを行いました。

小学生・中学生・高校生については、市立の小学校・中学校・高校の協力を得て、人数等のバランスを考慮して、クラス単位での配付・回収を行いました。

■調査期間

- ・就学前保護者、小学生保護者：[1回目]令和6年3月27日から4月16日まで
[2回目]令和6年5月17日から5月31日まで
- ・小学生・中学生・高校生：令和6年3月18日から3月22日まで

■配布数・回収数・回収率

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前保護者	2,500件	1,030件	41.2%
小学生保護者	1,500件	697件	46.5%
小学生・中学生・高校生	1,112件	911件	81.9%

※2 第三期和歌山市子ども・子育て支援事業計画：調査実施後、本計画名を「和歌山市こども計画」とすることに決定。

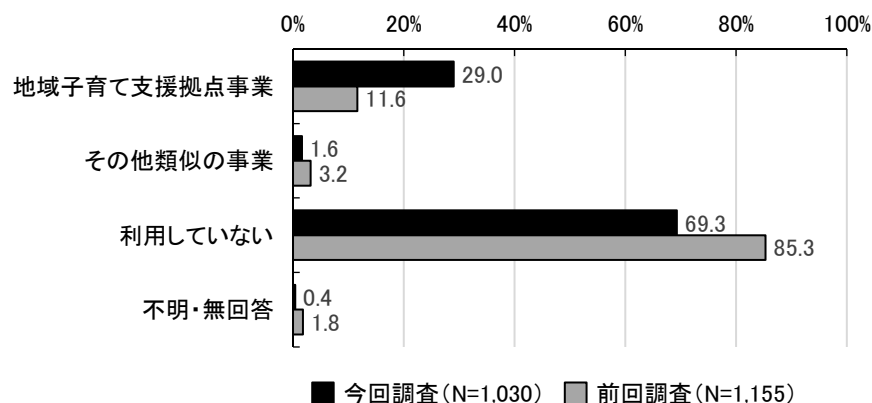
(4) 就学前児童及び小学生児童の保護者対象調査

①地域子育て支援拠点事業の利用状況について

地域子育て支援拠点事業の利用状況（複数回答）〔就学前 問14〕

地域子育て支援拠点事業の利用状況についてみると、「利用していない」が69.3%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業」が29.0%、「その他類似の事業」が1.6%となっています。

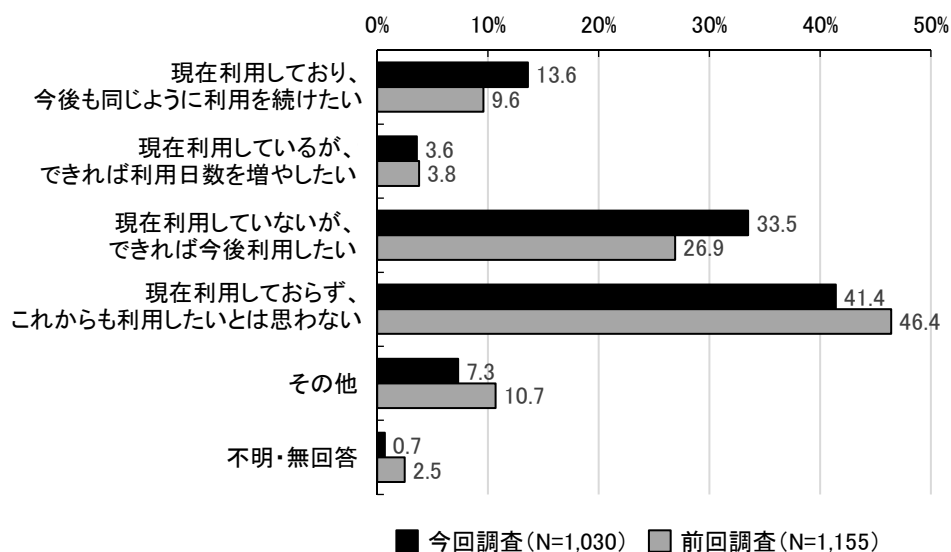
前回調査と比較して、「地域子育て支援拠点事業」では17.4ポイント高く、一方で「利用していない」では16.0ポイント低くなっています。



地域子育て支援拠点事業の利用意向（単数回答）〔就学前 問15〕

地域子育て支援拠点事業の利用意向は、「現在利用しておらず、これからも利用したいとは思わない」が41.4%と最も高く、次いで「現在利用していないが、できれば今後利用したい」が33.5%、「現在利用しており、今後も同じように利用を続けたい」が13.6%となっています。

前回調査と比較して、「現在利用していないが、できれば今後利用したい」では6.6ポイント高く、一方で「現在利用しておらず、これからも利用したいとは思わない」では5.0ポイント低くなっています。



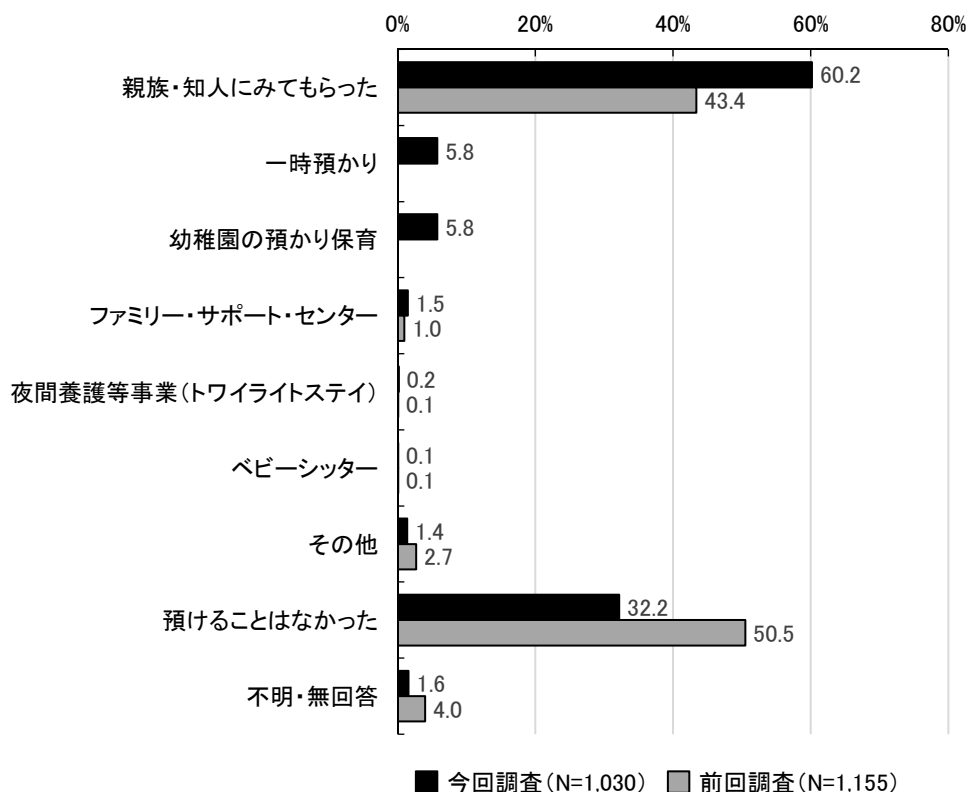
地域子育て支援拠点事業は未就園児対象ですが、「現在利用しておらず、これからも利用したいとは思わない」と回答した8割を超える人が就園児保護者、約2割が未就園児保護者です。約7割の未就園児保護者が、当事業を利用している又は利用を希望しています。

②お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業(複数回答)[就学前 問21]

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業についてみると、「親族・知人にみてもらった」が60.2%と最も高く、次いで「預けることはなかった」が32.2%、「一時預かり」「幼稚園の預かり保育」がともに5.8%となっています。

前回調査と比較して、「親族・知人にみてもらった」では16.8ポイント高く、一方で「預けることはなかった」では18.3ポイント低くなっています。

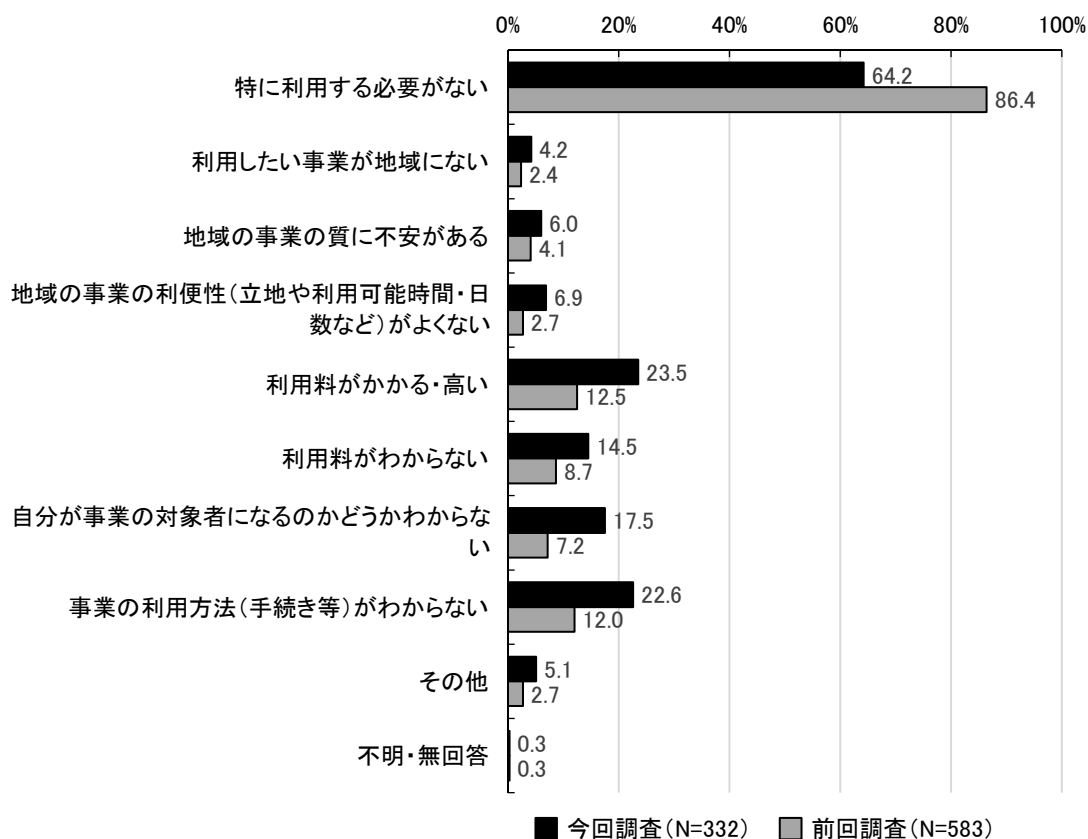


問 21 で「預けることはなかった」を選択された方

一時預かり等を利用しなかった理由（複数回答）〔就学前 問 21-1〕

一時預かり等を利用しなかった理由についてみると、「特に利用する必要がない」が64.2%と最も高く、次いで「利用料がかかる・高い」が23.5%、「事業の利用方法（手続き等）がわからない」が22.6%となっています。

前回調査と比較して、「利用料がかかる・高い」では11.0ポイント高く、一方で「特に利用する必要がない」では22.2ポイント低くなっています。



宿泊を伴う一時預かり等の利用状況について、「預けることはなかった」の割合が低下していますが、その理由として、「特に利用する必要がない」の割合が低下している一方、「利用料がかかる・高い」といった経済的な理由が伸びています。

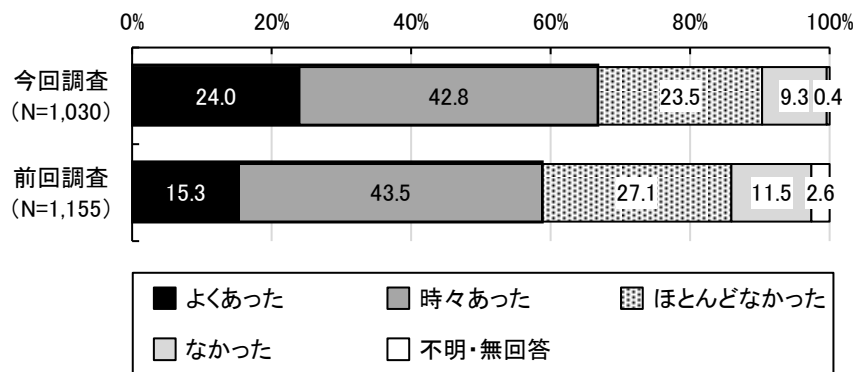
また、「利用料がわからない」「自分が事業の対象者になるのかわからない」「事業の利用方法（手続き等）がわからない」等の制度に関することがわからないという理由もまた伸びています。

③妊娠中や出産、子育ての不安と悩みについて

妊娠中、あるいは出産後、母親が精神的に不安定になった経験（単数回答）[就学前 問 27]

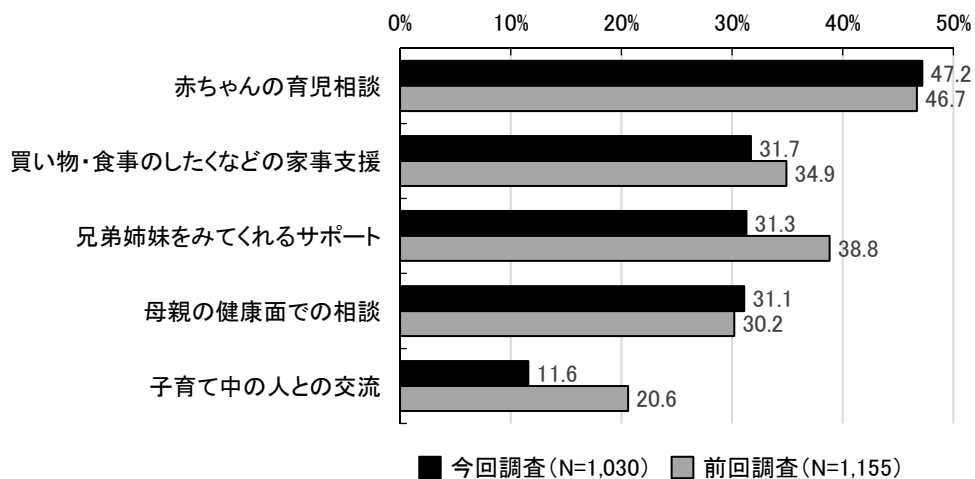
妊娠中、あるいは出産後、母親が精神的に不安定になった経験についてみると、「時々あった」が42.8%と最も高く、次いで「よくあった」が24.0%、「ほとんどなかった」が23.5%となっています。

前回調査と比較して、「よくあった」では8.7ポイント高く、一方で「ほとんどなかった」では3.6ポイント低くなっています。



妊娠中や出産後のサポートとして、必要だと思うサービス（複数回答）[就学前 問 28]

妊娠中や出産後のサポートとして、特に必要だと思うサービスについてみると、「赤ちゃんの育児相談」が47.2%と最も高く、次いで「買い物・食事のしたくなどの家事支援」が31.7%、「兄弟姉妹をみてくれるサポート」が31.3%となっています。



今回調査における上位5項目表示

妊娠中、出産後に精神的に不安定になった経験については、前回調査と比較して、「よくあった」の割合が高くなっています。

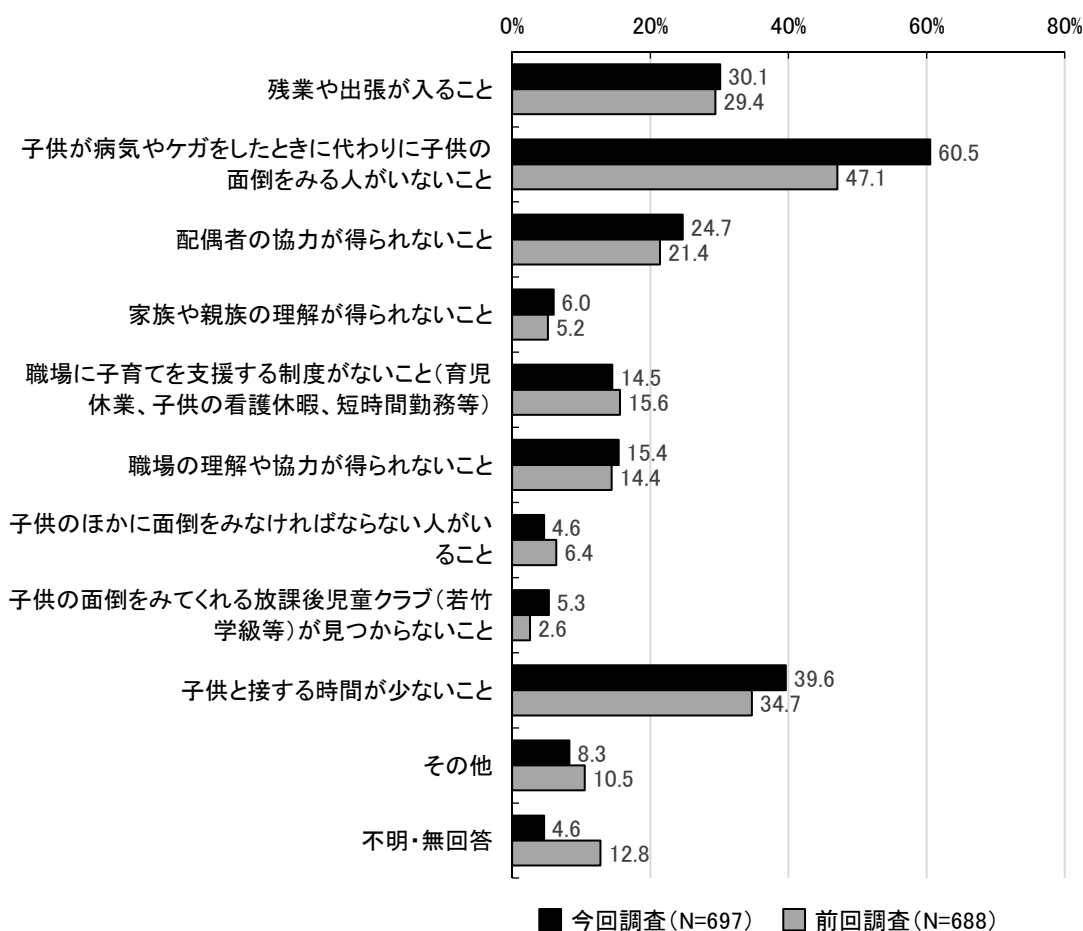
具体的なサポートとしては、前回調査と概ね同様の傾向となっており、特に「赤ちゃんの育児相談」「買い物・食事のしたくなどの家事支援」「兄弟姉妹をみてくれるサポート」「母親の健康面での相談」において3割以上となっています。

④仕事と生活の調査（ワーク・ライフ・バランス）について

仕事と子育てを両立させる上で、大変だと思うこと（複数回答）[小学生 問 18-3]

仕事と子育てを両立させる上で、大変だと思うことについてみると、「子供が病気やケガをしたときに代わりに子供の面倒をみる人がいないこと」が60.5%と最も高く、次いで「子供と接する時間が少ないこと」が39.6%、「残業や出張が入ること」が30.1%となっています。

前回調査と比較して、「子供が病気やケガをしたときに代わりに子供の面倒をみる人がいないこと」では13.4ポイント、「子供と接する時間が少ないこと」が4.9ポイント高くなっています。



小学生保護者の仕事と子育ての両立について、「子供が病気やケガをしたときに代わりに子供の面倒をみる人がいないこと」の割合が高くなっています。また、「配偶者の協力が得られないこと」「子供と接する時間が少ないこと」の割合も高くなっており、仕事と子育ての両立の困難さがうかがえます。

⑤こどもの健全な育成について

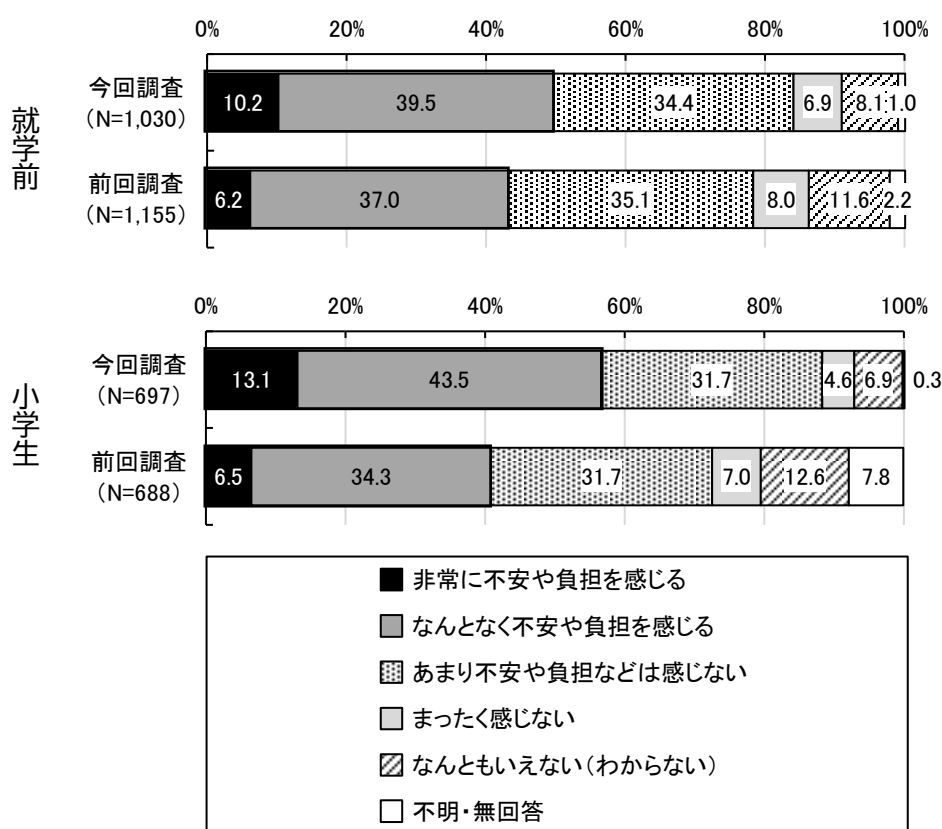
子育てに関して不安感や負担感を感じているか（単数回答）〔就学前 問 29、小学生 問 19〕

子育てに関して不安感や負担感等を感じているかについてみると、就学前保護者では、「なんとなく不安や負担を感じる」が39.5%と最も高く、次いで「あまり不安や負担などは感じない」が34.4%、「非常に不安や負担を感じる」が10.2%となっています。

前回調査と比較して、「非常に不安や負担を感じる」では4.0ポイント高く、一方で「なんともいえない（わからない）」では3.5ポイント低くなっています。

小学生保護者では、「なんとなく不安や負担を感じる」が43.5%と最も高く、次いで「あまり不安や負担などは感じない」が31.7%、「非常に不安や負担を感じる」が13.1%となっています。

前回調査と比較して、「なんとなく不安や負担を感じる」では9.2ポイント高く、一方で「なんともいえない（わからない）」では5.7ポイント低くなっています。



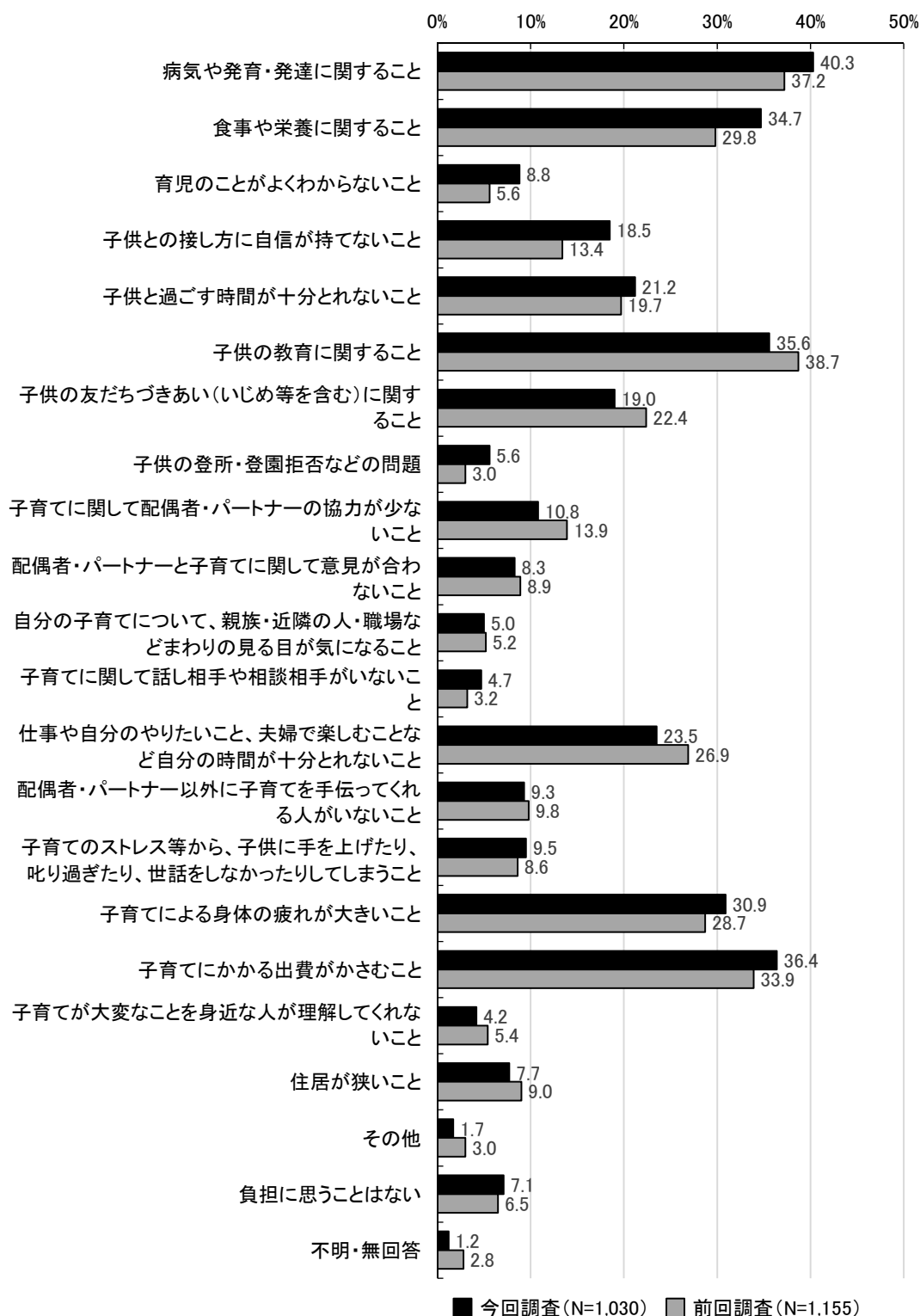
就学前保護者、小学生保護者ともに、不安や負担を感じる割合が高くなっています。

また、小学生保護者が抱える、子育てに関して、日頃悩んでいること、気になることの調査結果（P40）から、割合は高くないものの、「子供の不登校などの問題」「子育てのストレス等から、子供に手を上げたり、叱り過ぎたり、世話をしなかったりしてしまうこと」「子育てによる身体の疲れが大きいこと」について、前回調査よりも高まっていることも注意が必要です。

子育てに関して、日頃悩んでいること、または、気になること（複数回答）[就学前 問 31]

就学前保護者の子育てに関して日頃悩んでいること、または、気になることについてみると、「病気や発育・発達に関すること」が40.3%と最も高く、次いで「子育てにかかる出費がかさむこと」が36.4%、「子供の教育に関すること」が35.6%となっています。

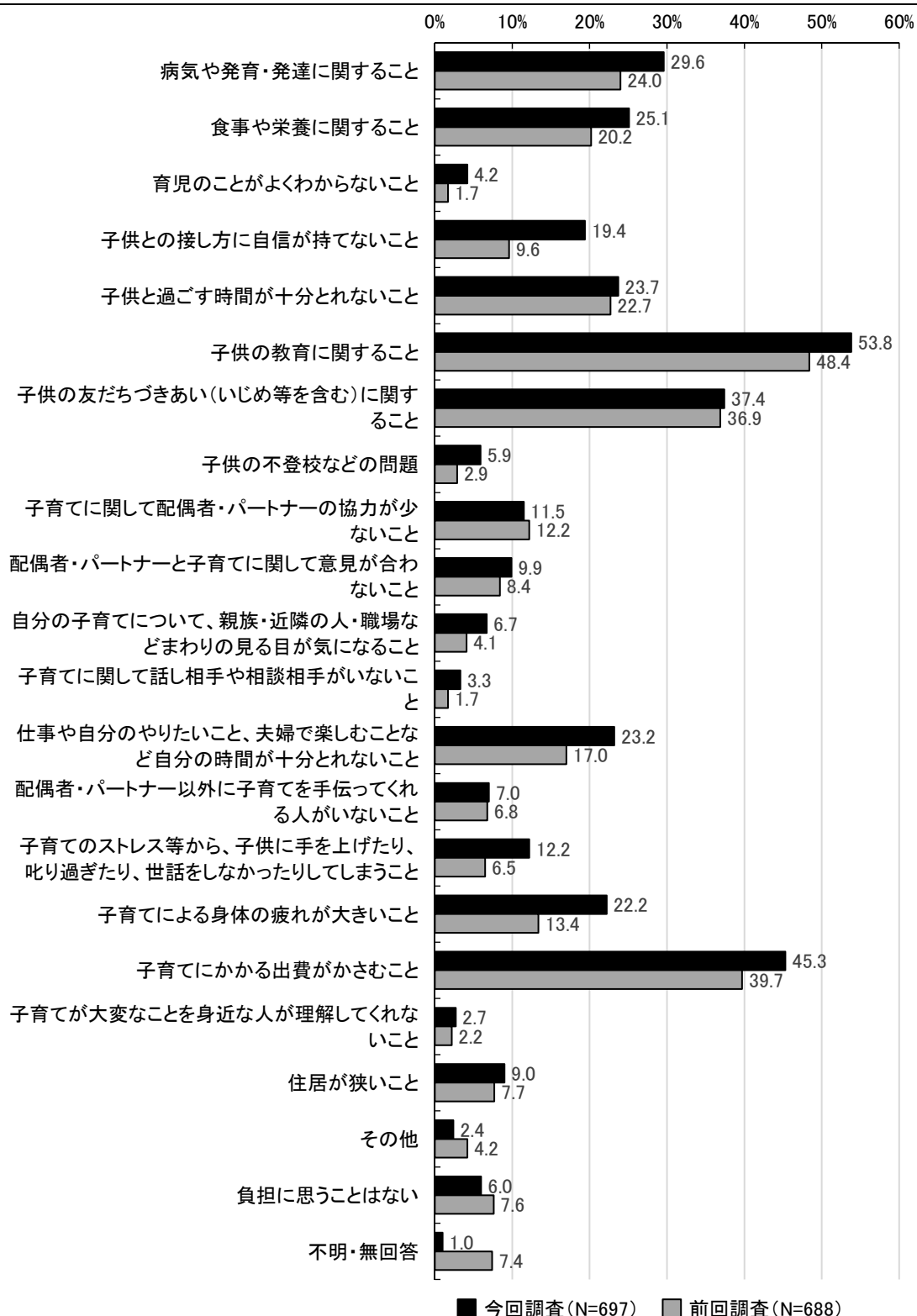
前回調査と比較して、「子供との接し方に自信が持てないこと」では5.1ポイント、「食事や栄養に関すること」では4.9ポイント高くなっています。



子育てに関して、日頃悩んでいること、または、気になること（複数回答）〔小学生 問20〕

小学生保護者の子育てに関して、日頃悩んでいること、または、気になることについてみると、「子供の教育に関すること」が53.8%と最も高く、次いで「子育てにかかる出費がかさむこと」が45.3%、「子供の友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が37.4%となっています。

前回調査と比較して、「子供との接し方に自信が持てないこと」では9.8ポイント、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」で8.8ポイント高くなっています。



⑥施策全般について

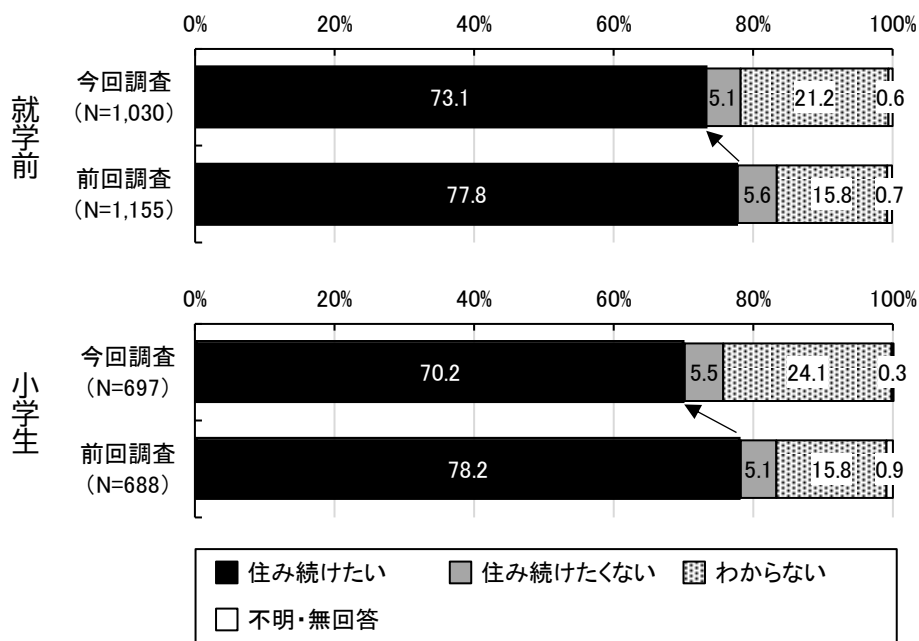
和歌山市への定住意向（単数回答）〔就学前 問 35、小学生 問 29〕

和歌山市への定住意向についてみると、就学前保護者では、「住み続けたい」が73.1%と最も高く、次いで「わからない」が21.2%、「住み続けたくない」が5.1%となっています。

前回調査と比較して、「わからない」では5.4ポイント高く、一方で「住み続けたい」では4.7ポイント低くなっています。

小学生保護者では、「住み続けたい」が70.2%と最も高く、次いで「わからない」が24.1%、「住み続けたくない」が5.5%となっています。

前回調査と比較して、「わからない」では8.3ポイント高く、一方で「住み続けたい」では8.0ポイント低くなっています。

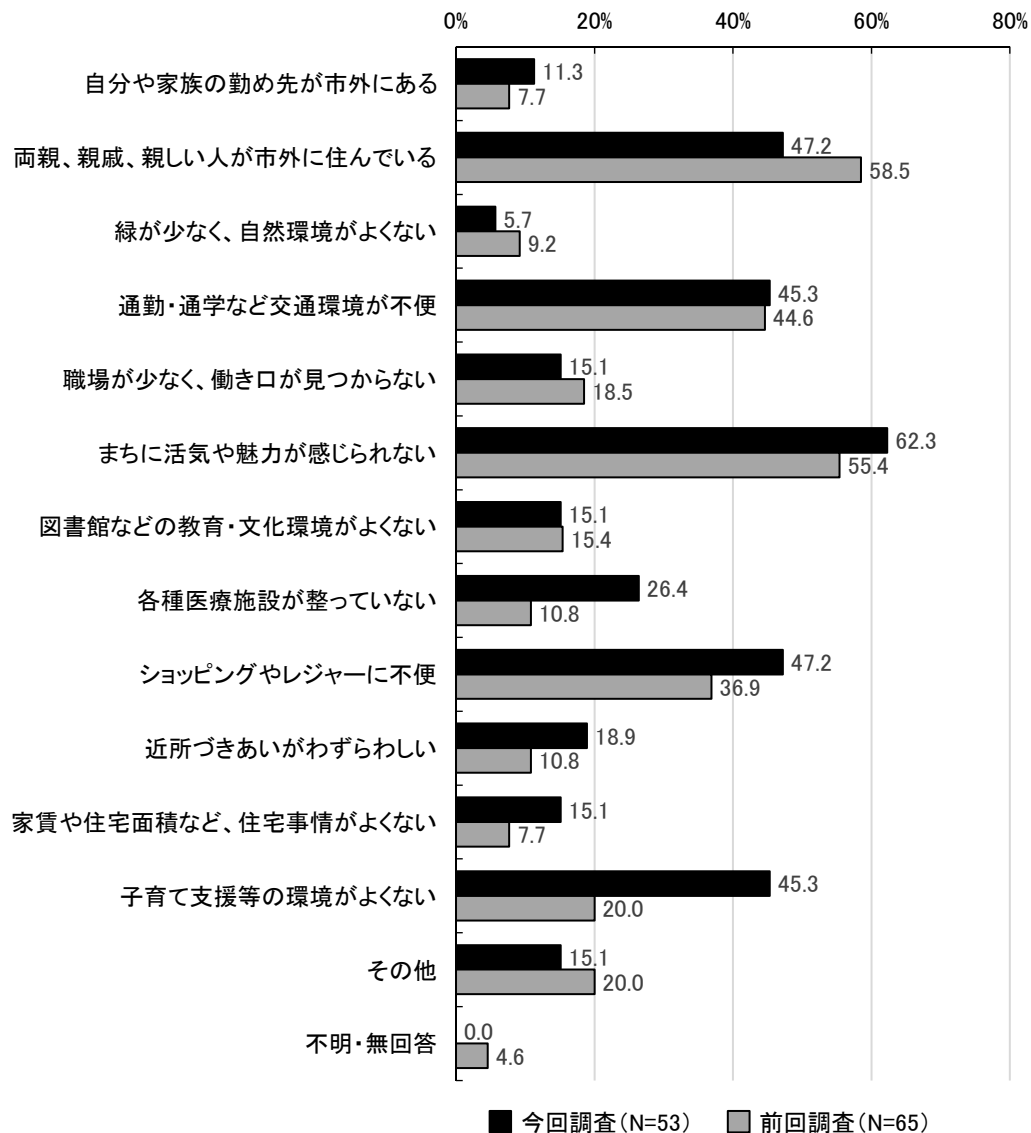


就学前保護者、小学生保護者ともに、定住意向についての割合は前回調査と比較して低くなっており、「わからない」の割合が高くなっています。「住み続けたくない」の割合については、前回調査と同水準となっています。

住み続けたくないと感じる理由（複数回答）〔就学前 問 35-2〕

就学前保護者の住み続けたくないと感じる理由についてみると、「まちに活気や魅力を感じられない」が62.3%と最も高く、次いで「両親、親戚、親しい人が市外に住んでいる」「ショッピングやレジャーに不便」がともに47.2%となっています。

前回調査と比較して、「子育て支援等の環境がよくない」では25.3ポイント高く、一方で「両親、親戚、親しい人が市外に住んでいる」では11.3ポイント低くなっています。



子育てに関して、日頃悩んでいること、または、気になること [就学前 問 35-2 × 問 31]

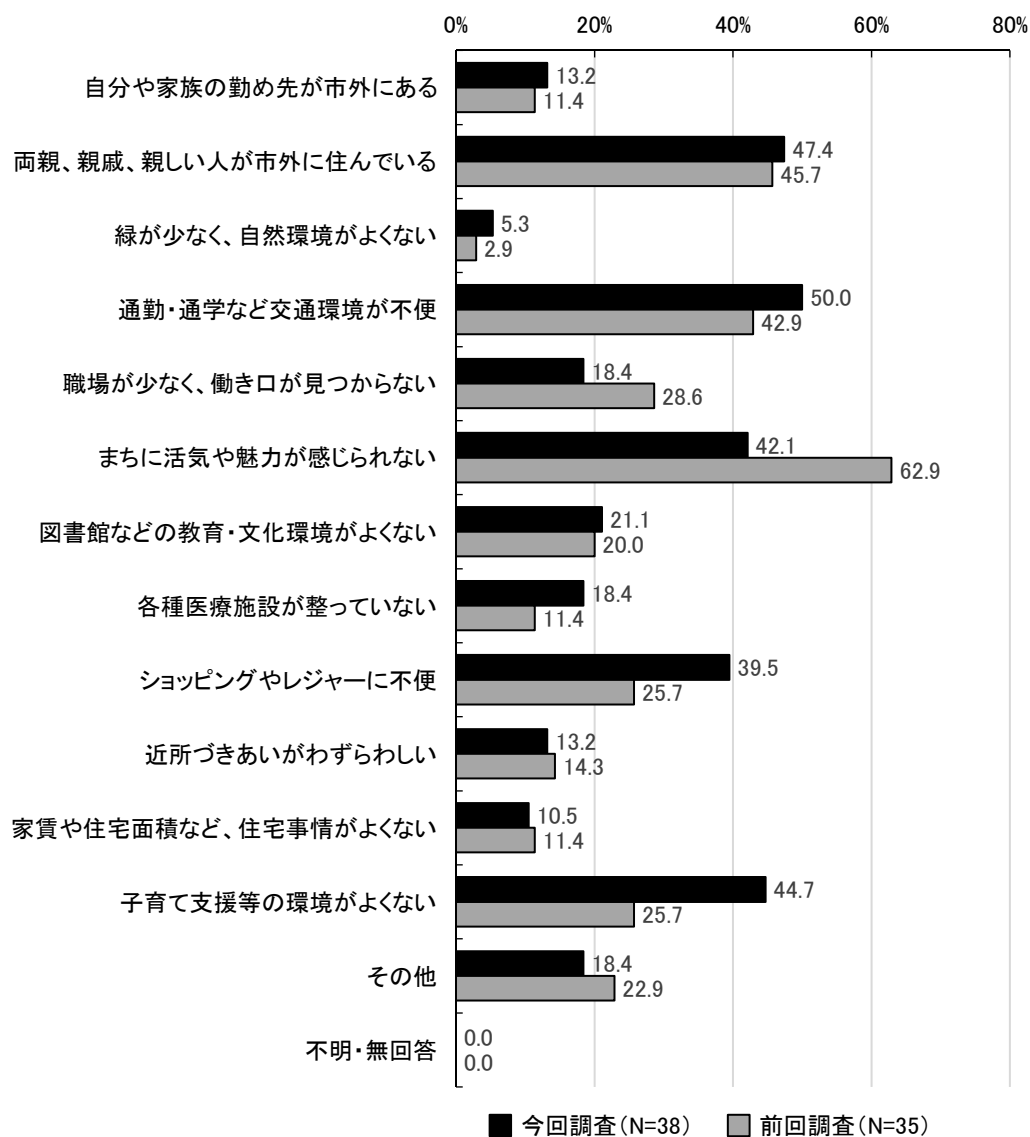
就学前保護者の子育てに関して、日頃悩んでいること、または、気になることについて、「子育て支援等の環境がよくない」と回答した人では、[1. 病気や発育・発達に関すること][2. 食事や栄養に関すること][5. 子供と過ごす時間が十分とれないこと][6. 子供の教育に関すること][9. 子育てに関して配偶者・パートナーの協力が少ないこと][11. 自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場などまわりの見目が気になること][14. 配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと][15. 子育てのストレス等から、子供に手を上げたり、叱り過ぎたり、世話をしなかつたりしてしまうこと][16. 子育てによる身体の疲れが大きいこと][17. 子育てにかかる出費がかさむこと][18. 子育てが大変なことを身近な人が理解してくれないこと][19. 住居が狭いこと]が、「子育て支援等の環境がよくない」と回答しなかった人よりも 10 ポイント以上高くなっています。

問31 子育てに関して、日頃悩んでいること、または、気になること	①「子育て支援等の環境がよくない」と回答した人						②「子育て支援等の環境がよくない」と回答しなかった人			①-②	
	はい	いいえ	不明・無回答	はい	いいえ	不明・無回答	「はい」の差分	「いいえ」の差分			
1. 病気や発育・発達に関すること	54.2	45.8	0.0	41.4	58.6	0.0	12.8	-12.8			
2. 食事や栄養に関すること	54.2	45.8	0.0	37.9	62.1	0.0	16.2	-16.2			
3. 育児のことがよくわからないこと	12.5	87.5	0.0	13.8	86.2	0.0	-1.3	1.3			
4. 子供との接し方に自信が持てないこと	25.0	75.0	0.0	17.2	82.8	0.0	7.8	-7.8			
5. 子供と過ごす時間が十分とれないこと	41.7	58.3	0.0	20.7	79.3	0.0	21.0	-21.0			
6. 子供の教育に関すること	54.2	45.8	0.0	34.5	65.5	0.0	19.7	-19.7			
7. 子供の友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること	25.0	75.0	0.0	20.7	79.3	0.0	4.3	-4.3			
8. 子供の登所・登園拒否などの問題	12.5	87.5	0.0	6.9	93.1	0.0	5.6	-5.6			
9. 子育てに関して配偶者・パートナーの協力が少ないこと	20.8	79.2	0.0	10.3	89.7	0.0	10.5	-10.5			
10. 配偶者・パートナーと子育てに関して意見が合わないこと	12.5	87.5	0.0	10.3	89.7	0.0	2.2	-2.2			
11. 自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場などまわりの見目が気になること	20.8	79.2	0.0	3.4	96.6	0.0	17.4	-17.4			
12. 子育てに関して話し相手や相談相手がいないこと	16.7	83.3	0.0	10.3	89.7	0.0	6.3	-6.3			
13. 仕事や自分のやりたいこと、夫婦で楽しむことなど自分の時間が十分とれないこと	33.3	66.7	0.0	27.6	72.4	0.0	5.7	-5.7			
14. 配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	25.0	75.0	0.0	13.8	86.2	0.0	11.2	-11.2			
15. 子育てのストレス等から、子供に手を上げたり、叱り過ぎたり、世話をしなかつたりしてしまうこと	37.5	62.5	0.0	17.2	82.8	0.0	20.3	-20.3			
16. 子育てによる身体の疲れが大きいこと	58.3	41.7	0.0	34.5	65.5	0.0	23.9	-23.9			
17. 子育てにかかる出費がかさむこと	62.5	37.5	0.0	41.4	58.6	0.0	21.1	-21.1			
18. 子育てが大変なことを身近な人が理解してくれないこと	16.7	83.3	0.0	3.4	96.6	0.0	13.2	-13.2			
19. 住居が狭いこと	25.0	75.0	0.0	10.3	89.7	0.0	14.7	-14.7			
20. その他	8.3	91.7	0.0	0.0	100.0	0.0	8.3	-8.3			
21. 負担に思うことはない	0.0	100.0	0.0	6.9	93.1	0.0	-6.9	6.9			

住み続けたくないと感じる理由（複数回答）〔小学生 問 29-2〕

小学生保護者の住み続けたくないと感じる理由についてみると、「通勤・通学など交通環境が不便」が50.0%と最も高く、次いで「両親、親戚、親しい人が市外に住んでいる」が47.4%、「子育て支援等の環境がよくない」が44.7%となっています。

前回調査と比較して、「子育て支援等の環境がよくない」では19.0ポイント高く、一方で「まさに活気や魅力を感じられない」では20.8ポイント低くなっています。



子育てに関して、日頃悩んでいること、または、気になること [問 29-2 × 問 20]

小学生保護者の子育てに関して、日頃悩んでいること、または、気になることについて、「子育て支援等の環境がよくない」と回答した人では、[1. 病気や発育・発達に関すること][2. 食事や栄養に関すること][7. 子供の友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること]が、「子育て支援等の環境がよくない」と回答しなかった人よりも10ポイント以上高くなっています。

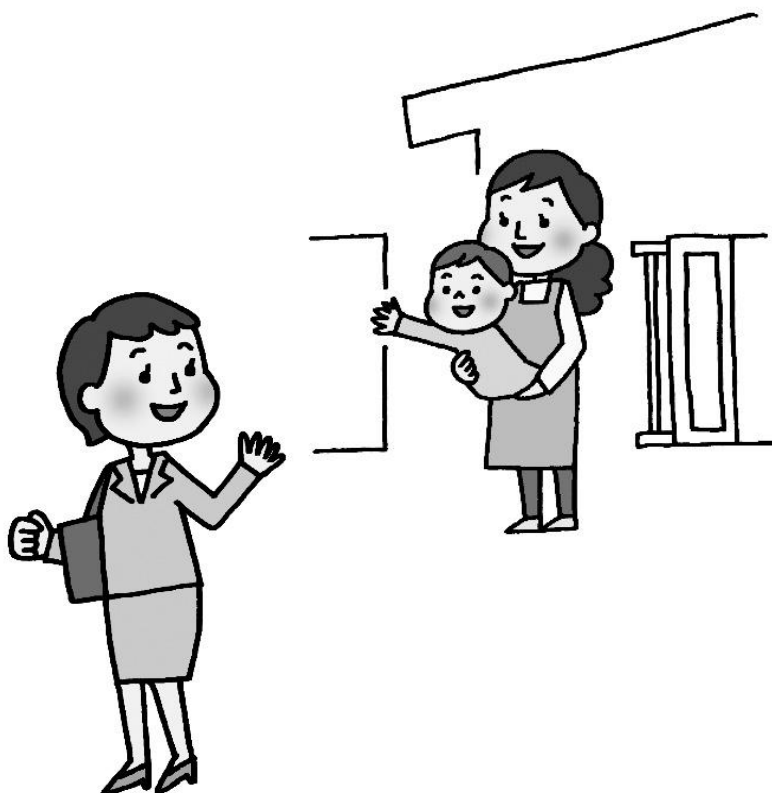
(%)

問20 子育てに関して、日頃悩んでいること、または、気になること	①「子育て支援等の環境がよくない」と回答した人			②「子育て支援等の環境がよくない」と回答しなかった人			①-②	
	はい	いいえ	不明・無回答	はい	いいえ	不明・無回答	「はい」の差分	「いいえ」の差分
1. 病気や発育・発達に関すること	52.9	35.3	11.8	33.3	66.7	0.0	19.6	-31.4
2. 食事や栄養に関すること	35.3	52.9	11.8	14.3	85.7	0.0	21.0	-32.8
3. 育児のことがよくわからないこと	11.8	76.5	11.8	9.5	90.5	0.0	2.2	-14.0
4. 子供との接し方に自信が持てないこと	17.6	70.6	11.8	19.0	81.0	0.0	-1.4	-10.4
5. 子供と過ごす時間が十分とれないこと	23.5	64.7	11.8	19.0	81.0	0.0	4.5	-16.2
6. 子供の教育に関すること	41.2	47.1	11.8	66.7	33.3	0.0	-25.5	13.7
7. 子供の友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること	41.2	47.1	11.8	28.6	71.4	0.0	12.6	-24.4
8. 子供の不登校などの	0.0	88.2	11.8	9.5	90.5	0.0	-9.5	-2.2
9. 子育てに関して配偶者・パートナーの協力が少ないこと	11.8	76.5	11.8	4.8	95.2	0.0	7.0	-18.8
10. 配偶者・パートナーと子育てに関して意見が合わないこと	11.8	76.5	11.8	4.8	95.2	0.0	7.0	-18.8
11. 自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場などまわりの見目が気になること	5.9	82.4	11.8	9.5	90.5	0.0	-3.6	-8.1
12. 子育てに関して話し相手や相談相手がないこと	11.8	76.5	11.8	9.5	90.5	0.0	2.2	-14.0
13. 仕事や自分のやりたいこと、夫婦で楽しむことなど自分の時間が十分とれないこと	29.4	58.8	11.8	28.6	71.4	0.0	0.8	-12.6
14. 配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	11.8	76.5	11.8	14.3	85.7	0.0	-2.5	-9.2
15. 子育てのストレス等から、子供に手を上げたり、叱り過ぎたり、世話をしなかつたりしてしまうこと	0.0	88.2	11.8	23.8	76.2	0.0	-23.8	12.0
16. 子育てによる身体の疲れが大きいこと	35.3	52.9	11.8	33.3	66.7	0.0	2.0	-13.7
17. 子育てにかかる出費がかさむこと	47.1	41.2	11.8	42.9	57.1	0.0	4.2	-16.0
18. 子育てが大変なことを身近な人が理解してくれないこと	0.0	88.2	11.8	0.0	100.0	0.0	0.0	-11.8
19. 住居が狭いこと	17.6	70.6	11.8	19.0	81.0	0.0	-1.4	-10.4
20. その他	5.9	82.4	11.8	4.8	95.2	0.0	1.1	-12.9
21. 負担に思うことはない	5.9	82.4	11.8	0.0	100.0	0.0	5.9	-17.6

就学前保護者では、住み続けたくないと感じる理由として、「まちに活気や魅力が感じられない」が最も高くなっています。「子育て支援等の環境がよくない」については前回調査よりも25ポイント以上高くなっており、前回調査の倍以上の割合となっています。

小学生保護者では、「子育て支援等の環境がよくない」については前回調査と比較して19ポイント高くなっており、就学前保護者と同様に前回調査結果よりも非常に高い水準となっています。

「子育て支援等の環境がよくない」と回答した方のうち、[1. 病気や発育・発達に関すること]、[6. 子供の教育に関すること]、[17. 子育てにかかる出費がかさむこと]については就学前保護者、小学生保護者共通で悩みや気になることとして高い割合となっています。



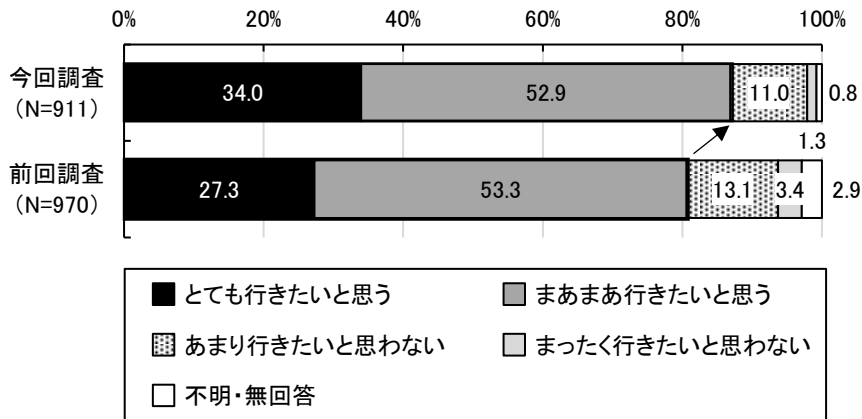
(5) 小学生・中学生・高校生対象調査

①学校生活について

学校に行きたいか（単数回答）〔問6〕

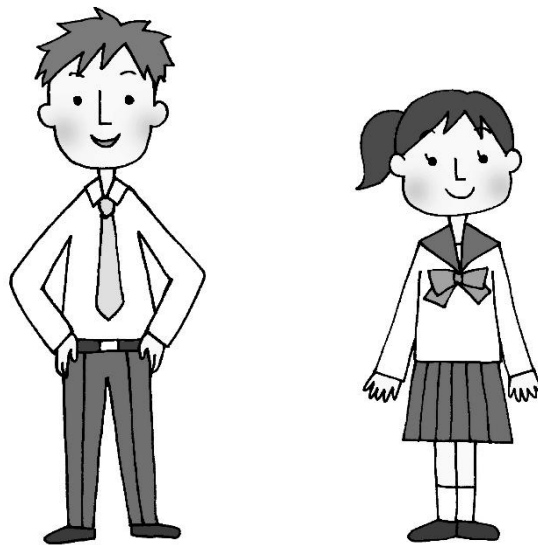
学校に行きたいかについてみると、「まあまあ行きたいと思う」が52.9%と最も高く、次いで「とても行きたいと思う」が34.0%、「あまり行きたいと思わない」が11.0%となっています。

小学生、中学生、高校生いずれも「まあまあ行きたいと思う」が最も高く、それぞれ49.9%、50.4%、61.4%となっています。



(%)

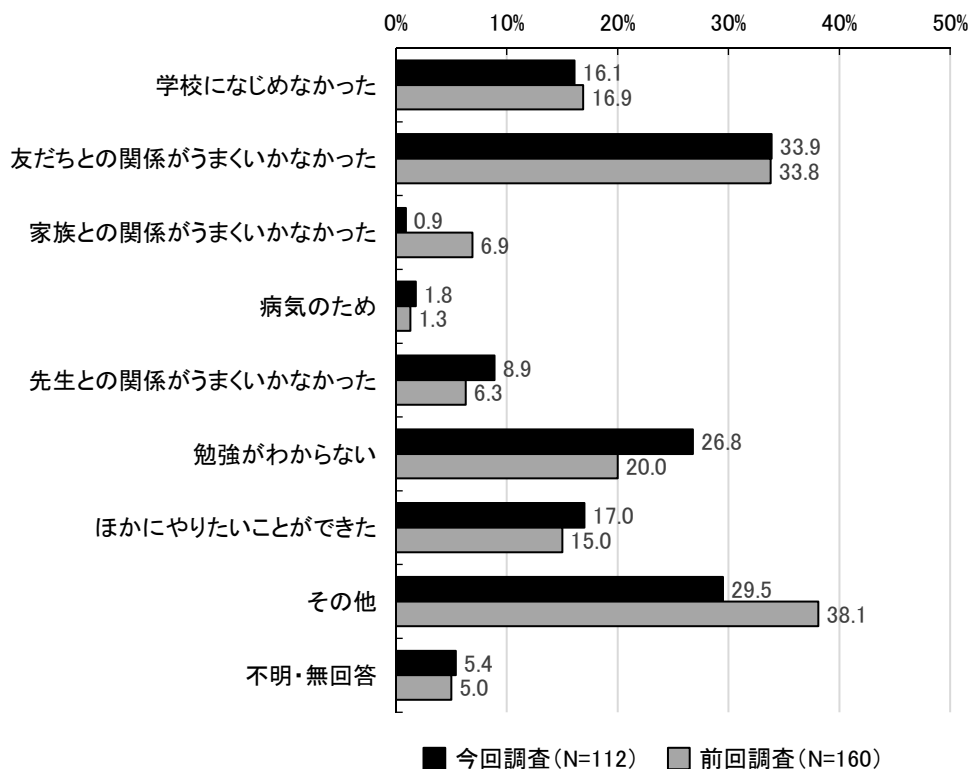
	とても行きたいと思う	まあまあ行きたいと思う	あまり行きたいと思わない	まったく行きたいと思わない	不明・無回答
小学生 (N=353)	38.0	49.9	9.9	0.8	1.4
中学生 (N=335)	35.2	50.4	12.5	1.2	0.6
高校生 (N=223)	26.0	61.4	10.3	2.2	0.0



問6で「あまり行きたいと思わない」「まったく行きたいと思わない」のいずれかを選択された方
学校に行きたくないと思うようになったきっかけ（複数回答）[問6-2]

学校に行きたくないと思うようになったきっかけについてみると、「友だちとの関係がうまくいかなかった」が33.9%と最も高く、次いで「勉強がわからない」が26.8%となっています。

小学生、中学生、高校生のいずれも「友だちとの関係がうまくいかなかった」が最も高く、それぞれ34.2%、32.6%、35.7%となっています。



	学校になじめなかった	友だちとの関係がうまくいかなかった	家族との関係がうまくいかなかった	病気のため	先生との関係がうまくいかなかった	勉強がわからない	ほかにやりたいことができた	その他	不明・無回答
小学生 (N=38)	15.8	34.2	0.0	2.6	10.5	28.9	15.8	26.3	2.6
中学生 (N=46)	10.9	32.6	0.0	0.0	8.7	26.1	15.2	34.8	8.7
高校生 (N=28)	25.0	35.7	3.6	3.6	7.1	25.0	21.4	25.0	3.6

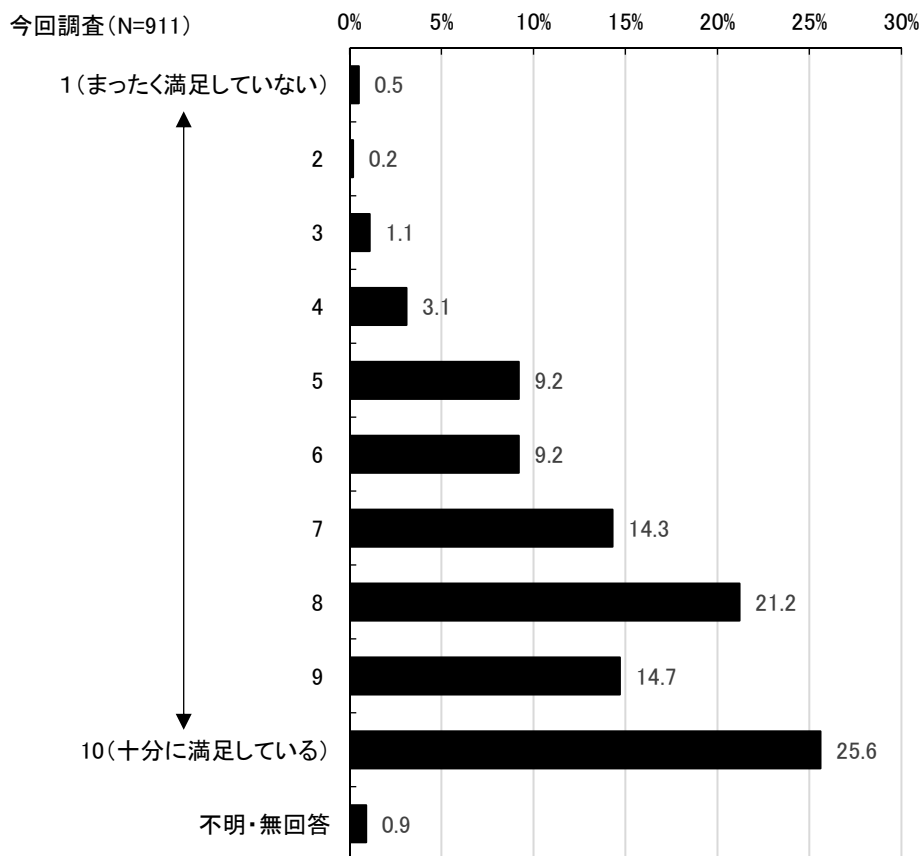
学校に『行きたいと思う』（「とても行きたいと思う」「まあまあ行きたいと思う」）の合計は86.9%と、前回調査と比較して6.3ポイント高くなっています。一方、学校に行きたくない理由として、「友だちとの関係がうまくいかなかった」が前回調査同様に高い割合となっていますが、「勉強がわからない」の割合が前回調査と比較して高い割合となっています。

②日常生活の様子やふだん思っていることについて

生活の満足度（1～10までの10段階評価）[問13]

最近の生活の満足度についてみると、「10（十分に満足している）」が25.6%と最も高く、次いで「8」が21.2%、「9」が14.7%となっています。

小学生では「10（十分に満足している）」が30.3%、中学生では「8」が24.5%、高校生では「10（十分に満足している）」が23.3%となっています。



	満足度 (%)									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
小学生(N=353)	0.6	0.3	1.4	2.3	7.4	10.8	12.5	18.1	16.1	30.3
中学生(N=335)	0.3	0.3	0.9	3.0	10.4	9.0	14.9	24.5	13.7	22.1
高校生(N=223)	0.9	0.0	0.9	4.5	10.3	7.2	16.1	21.1	13.9	23.3

	全体	小学生	中学生	高校生
有効回答	903	352	332	219
合計	7,065	2,812	2,567	1,686
平均値	7.82	7.99	7.73	7.70

(家族と)主にどんなことを話すか [問13 × 問7-1]

家族と主にどのようなことを話すかについて、生活の満足度が平均値以上の人では[1. 学校のこと][2. 友だちのこと][4. 最近の出来事][5. 自分が興味を持っていること]が平均値以下の人よりも10ポイント以上高くなっています。

(%)

問7-1 主にどんなことを話しますか。	問13 生活の満足度		
	平均値以上	平均値以下	差分
1. 学校のこと	77.7	55.4	22.3
2. 友だちのこと	66.6	51.0	15.6
3. 将来のこと	26.6	23.0	3.6
4. 最近の出来事	83.0	70.3	12.8
5. 自分が興味を持っていること	43.9	33.5	10.4
6. その他	5.0	6.7	-1.7
不明・無回答	0.0	0.0	0.0

現在抱えている悩み [問13 × 問8-1]

現在抱えている悩みについて、生活の満足度が平均値以上の人では[1. 勉強や成績のこと][3. 将来やこれからのこと][5. 友だちのこと][11. 自分の性格やくせのこと]が平均値以下の人よりも10ポイント以上低くなっています。

(%)

問8-1 どのような悩みですか。	問13 生活の満足度		
	平均値以上	平均値以下	差分
1. 勉強や成績のこと	18.2	31.2	-13.0
2. 遊びのこと	2.1	2.6	-0.5
3. 将来やこれからのこと	14.3	25.1	-10.8
4. 家族のこと	1.8	2.6	-0.8
5. 友だちのこと	4.1	16.0	-11.9
6. 異性のこと	0.9	2.6	-1.7
7. 学校のこと	1.8	9.9	-8.1
8. 塾や習い事のこと	5.2	9.0	-3.9
9. お金のこと	4.6	7.6	-2.9
10. 性のこと	0.7	1.7	-1.0
11. 自分の性格やくせのこと	5.7	18.4	-12.7
12. 自分の顔や見た目のこと	5.5	13.4	-7.9
13. 体や健康のこと	3.4	5.8	-2.4
14. いじめのこと	0.5	1.5	-0.9
15. その他	0.9	2.0	-1.1
不明・無回答	67.3	44.0	23.3

自分の悩んでいることを相談できる人 [問 13 × 問 9]

悩みを相談できる人について、生活の満足度が平均値以上の人では[1. お父さん][2. お母さん][3. 兄弟・姉妹][4. その他の家族や親せき][5. 学校の先生][6. 友だちや先輩]が平均値以下の人よりも 10 ポイント以上高くなっています。

問9 自分の悩んでいることを相談できる人はだれですか。	問13 生活の満足度 (%)		
	平均値以上	平均値以下	差分
1. お父さん	48.8	25.4	23.4
2. お母さん	79.8	62.1	17.7
3. 兄弟・姉妹	35.5	18.7	16.9
4. その他の家族や親せき	21.3	7.3	14.0
5. 学校の先生	37.1	17.2	19.9
6. 友だちや先輩	63.9	49.0	14.9
7. 電話等で悩みを聞いてくれるところ	3.4	1.5	1.9
8. 相談できる人はいない	2.1	9.3	-7.2
9. その他	1.3	2.3	-1.1
不明・無回答	0.0	0.0	0.0

生活の満足度が高い人は、家族と色々な話題で会話をしていることがわかります。

また、相談できる相手も生活の満足度が低い人と比べて[1. お父さん][2. お母さん][3. 兄弟・姉妹][4. その他の家族や親せき][5. 学校の先生][6. 友だちや先輩]など、多様な関係性の人と相談ができる関係が築けていることがわかります。

一方、生活の満足度が低い人が抱えている悩みについては、[1. 勉強や成績のこと][3. 将来やこれからのこと][5. 友だちのこと]、[11. 自分の性格やくせのこと]が比較的高い割合となっています。



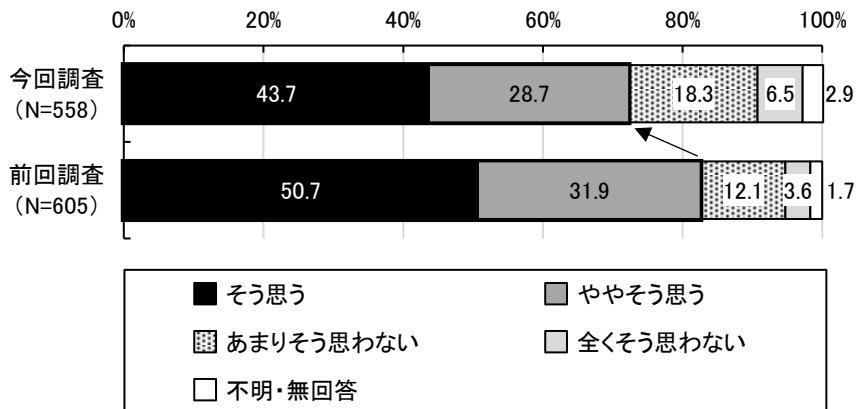
③全般について

中学生・高校生のみ回答

将来の家庭に対する考え：いつかは結婚して家庭を持ちたい（単数回答）[問 25①]

結婚して家庭を持ちたいと思うかについてみると、「そう思う」が 43.7%と最も高く、次いで「ややそう思う」が28.7%、「あまりそう思わない」が18.3%となっています。

中学生、高校生のいずれも「そう思う」が最も高く、それぞれ40.0%、49.3%となっています。



(%)

	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	全くそう思わない	不明・無回答
中学生 (N=335)	40.0	33.7	19.4	5.1	1.8
高校生 (N=223)	49.3	21.1	16.6	8.5	4.5

(家族と)主にどんなことを話すか [問 25① × 問 7-1]

家族と主にどのようなことを話すかについて、いつかは結婚して家庭を持ちたいと『思う』(「そう思う」「ややそう思う」の合計)と回答した人では[1. 学校のこと][2. 友だちのこと][3. 将来のこと]が、『思わない』(「あまりそう思わない」「全くそう思わない」の合計)と回答した人よりも10ポイント以上高くなっています。

(%)

問7-1 主にどんなことを話しますか。	①いつかは結婚して家庭を持ちたい		
	『思う』と回答した人	『思わない』と回答した人	差分
1. 学校のこと	69.8	58.7	11.1
2. 友だちのこと	65.6	45.7	19.9
3. 将来のこと	32.4	20.3	12.1
4. 最近の出来事	80.2	73.2	7.0
5. 自分が興味を持っていること	36.9	38.4	-1.5
6. その他	3.2	6.5	-3.3
不明・無回答	0.0	0.0	0.0

放課後や休日を過ごすとき、落ち着いて居心地よくいられる場所 [問 25① × 問 10]

放課後や休日の居場所について、いつかは結婚して家庭を持ちたいと『思う』と回答した人では[4. 友だちの家]が、『思わない』と回答した人よりも 10.0 ポイント高くなっています。

一方、[13. インターネットを通じたゲームや交流の場]では『思う』と回答した人は、『思わない』と回答した人よりも 10.9 ポイント低くなっています。

問10 あなたには、放課後や休日を過ごすとき、落ち着いて居心地よくいられる場所がありますか。	①いつかは結婚して家庭を持ちたい (%)		
	『思う』と回答した人	『思わない』と回答した人	差分
1. 自宅の自分の部屋	89.4	89.1	0.2
2. 自宅の自分の部屋以外	41.8	34.1	7.8
3. 祖父母や親せきの家	22.5	15.9	6.6
4. 友だちの家	25.2	15.2	10.0
5. 学校の教室	7.4	5.8	1.6
6. 学校の教室以外の場所(保健室・図書室など)	1.7	4.3	-2.6
7. 学童保育	0.2	0.0	0.2
8. 塾や習い事	6.9	4.3	2.6
9. 学校の部活動	20.0	12.3	7.7
10. 地域のスポーツクラブやスポーツ少年団	3.2	2.9	0.3
11. 公園などの屋外	10.4	9.4	1.0
12. ショッピングセンターやファーストフードなどのお店	15.8	10.1	5.7
13. インターネットを通じたゲームや交流の場	9.4	20.3	-10.9
14. そういう場所はない	0.7	0.7	0.0
15. その他	0.5	0.7	-0.2
不明・無回答	0.2	0.0	0.2

将来に対する不安 [問 25① × 問 16]

将来に対する不安について、いつかは結婚して家庭を持ちたいと『思う』と回答した人では、[3. お金のこと]が、『思わない』と回答した人よりも 10.5 ポイント低くなっています。

問16 将来に対して、特にどのようなことに不安を感じますか。	①いつかは結婚して家庭を持ちたい (%)		
	『思う』と回答した人	『思わない』と回答した人	差分
1. 進路・進学のこと	70.0	63.0	7.0
2. 就職・仕事のこと	61.4	61.6	-0.2
3. お金のこと	36.6	47.1	-10.5
4. 親のこと	6.2	5.1	1.1
5. 自分の健康のこと	12.4	11.6	0.8
6. 結婚のこと	10.6	1.4	9.2
7. 生きがいについて	11.1	13.8	-2.6
8. 友だちなどの人間関係のこと	20.0	22.5	-2.4
9. 世の中のできごとについて	9.4	11.6	-2.2
10. 孤立やひきこもりのこと	5.7	6.5	-0.8
11. よくわからない不安	12.9	18.1	-5.2
12. 特に不安はない	8.7	9.4	-0.8
13. その他	0.5	0.0	0.5
不明・無回答	0.0	0.0	0.0

いつかは結婚して家庭を持ちたいと思う人の割合は、前回調査と比較して低くなっており、少子化対策が必要とされる中、課題が浮き彫りとなりました。

いつかは結婚して家庭を持ちたいと思う人と、思わない人について分析すると、家庭を持ちたいと思う人は、家族との会話において[1. 学校のこと][2. 友だちのこと][3. 将来のこと]など、多様な会話をしている傾向がみられます。

また、放課後や休日を過ごすとき、落ち着く場所としては、家庭を持ちたいと思わない人では、[13. インターネットを通じたゲームや交流の場]の割合が高くなっており、インターネット環境が身近な世代にとって、注目すべきポイントです。

将来に対する不安について、家庭を持ちたいと思わない人では、[3. お金のこと]の割合が高くなっており、経済的な不安が家庭を持つことについて影響を与えていると考えられます。

(6) 各ニーズ調査からのまとめ

①子育て支援の強化

地域子育て支援拠点の利用率と利用意向が高まっていること、親同士の交流や情報交換の場として重要な役割を果たしていることを踏まえ、交流機会の充実や拠点の機能強化を図ることが重要です。また、子育て中の親の孤立を防ぐため、地域子育て支援拠点を中心とした支援ネットワークを構築し、包括的な支援体制の充実が求められています。

②経済的負担の軽減

保育料や一時預かり事業の費用負担を軽減し、制度の周知を徹底することが重要です。

経済的理由で一時預かり事業を利用していないケースがあることから、利用料の軽減制度の周知徹底が求められます。

また、制度の理解不足により利用していないケースもみられるため、分かりやすい情報提供が必要です。行政や施設側が利用者の立場に立った情報提供やサポートを行う体制を整え、サービスへのアクセスのしやすさを向上させることが必要です。

③仕事と子育ての両立支援

核家族化や共働きの増加に伴い、家庭での仕事と子育ての両立を支援するため、行政・地域による協力が求められています。特に、こどもが病気やケガをした際に利用できる事業の拡充や、就労の有無に関わらず必要な子育て支援情報を容易に入手できる環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

④精神的サポートの提供

妊娠中や産後の精神的不安が増加しており、具体的なサポートが求められています。

育児相談、家事支援、兄弟姉妹のケア、母親の健康相談など、多面的な支援の充実が重要です。特に、地域や行政による支援体制の強化が必要とされています。

⑤子育てストレスの軽減

保護者のストレスを軽減するためのメンタルヘルス支援やカウンセリングの提供が必要です。子育てに関して「子供の教育に関すること」が主な悩みとなっていることから、教育に関する相談体制の強化が求められています。また、こどもの不登校に悩む保護者や子育てストレスによりこどもに虐待している保護者の割合が増加傾向にあることを踏まえ、早期発見・早期対応のための支援体制の整備が一層求められます。

⑥定住意向の向上

地域の魅力や子育て支援環境を改善し、定住意向を高める施策が求められています。「まちに活気や魅力を感じられない」「子育て支援環境が良くない」という意見が増加していることから、地域の魅力向上と子育て支援環境の改善が重要です。

特に、保育や教育環境の質的向上が定住意向の向上につながると考えられます。

⑦学校生活の支援

学校内でのカウンセリングや学習支援を強化し、こどもが安心して学校生活を送れる環境を整えることが重要です。友人関係の問題や学習の困難さを理由に学校に行きたくないこどもがいることから、これらの課題に対応した支援の強化が求められています。また、こどもたちの悩みに早期に対応できる体制の整備が必要です。

⑧将来に対する安心感の提供

若者が将来に対する不安を抱かないよう、経済的支援や就労支援を実施し、就労・結婚・出産・子育てに対する気運の醸成を図ることが重要です。「いつかは結婚して家庭を持ちたい」と思うこどもの割合が減少していることを踏まえ、家庭生活の価値や魅力を伝える取組が求められています。

8 和歌山市子供の生活実態調査結果にみる状況

(1) 調査の目的

和歌山県が、子供の生活実態や学習環境、支援制度の利用状況やニーズを把握するとともに、各施策や支援制度についての検証を行い、和歌山県の子供の貧困対策をより効果的に推進していくことを目的として子供の生活実態調査を実施したことに合わせ、同様の目的の下、特に本市における実情を把握し、第三期和歌山市子ども・子育て支援事業計画^{※3}への反映をはじめとして、今後の本市の取組を検討する上での基礎資料とするために、県の調査から本市のデータのみを抽出して集計・分析を行いました。

(2) 調査対象

和歌山県の調査では、県内の小中学校に在籍し、県内に居住する小学5年生と中学2年生の全数が対象となっています。本報告書では、その中から本市に居住すると回答したサンプルを抽出しています。

(3) 調査票の方法と回収状況

本調査は、和歌山県内の小中学校を通じて調査票を配付し、各家庭で子供と保護者がそれぞれ記入の後、学校を通じた回収または郵送による回収を実施しています。

本市では、公立小学校・中学校では学校を通じた回収、それ以外の小学校・中学校では郵送回収を実施しており、回収状況は以下のとおりです。

■和歌山県子供の生活実態調査における和歌山市の配付・回収状況

	配付数	有効回収数	有効回収率
小学5年生調査	3,046 件	2,095 件 うち WEB 回答 子供：29 件 保護者：29 件	68.8%
中学2年生調査	3,351 件	1,677 件 うち WEB 回答 子供：63 件 保護者：58 件	50.0%
合計	6,397 件	3,772 件	59.0%

※3 第三期和歌山市子ども・子育て支援事業計画：抽出実施後、本計画名を「和歌山市こども計画」とすることに決定。

(4) 世帯区分別の件数

回答者の世帯を、年間の世帯収入と世帯人員から算出される等価可処分所得に基づく所得段階（Ⅰ～Ⅲ）と、生活必需品の非所有、購入困難経験や料金等の支払い困難経験に基づいて定義した「経済的困難世帯」に区分しています。

■基本的な分析軸となる世帯区分別の件数

単位：件

	所得・経済状況	全体	小学5年生	中学2年生
所得段階Ⅰ	等価可処分所得が全体の中央値以上の世帯	1,789	964	825
所得段階Ⅱ	等価可処分所得が中央値未満、中央値の2分の1以上の世帯	1,183	697	486
所得段階Ⅲ	等価可処分所得が中央値の2分の1未満の世帯	418	230	188
経済的困難世帯	生活必需品の購入困難、料金等の支払い困難、生活必需品の非所有のいずれかに該当する世帯	(616)	(348)	(268)
合計 ^{※4}	世帯区分ができなかった世帯を含む全数	3,772	2,095	1,677

※4 合計：所得段階Ⅰ～Ⅲのいずれかと経済的困難世帯の両方にカウントされている世帯があることや、全体の件数には無回答があるために世帯区分ができなかった世帯を含んでいるため、各世帯区分の合計は全体の件数と一致しません（以下同様）。

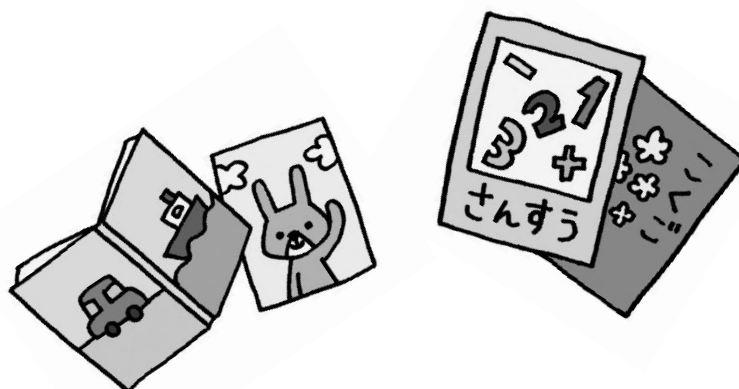
(5) 調査結果からみる課題

①教育について

- 経済的に厳しい世帯の子どもほど、授業理解度が低く、学習時間も短い傾向が顕著にみられており、この差は小学生から中学生にかけて拡大しています。
- 塾や習い事の利用率と頻度が、経済状況によって分かれており、特に、週3日以上塾に通っている家庭は、比較的経済的にゆとりのある家庭が多くみられます。
- 経済的に厳しい世帯の子どもは、自分専用の本、勉強机、部屋といった基本的な学習環境が不足しており、これが学習意欲や集中力に影響を与えている可能性があります。
- 経済的に厳しい世帯の保護者は、子どもの学習指導、ニュース解説、成績に関する対話など、教育的関わりが少なく、このような傾向は中学生で顕著になっています。
- 経済的に厳しい世帯ほど、子どもと保護者の両方が高等教育への進学希望が低い傾向がみられます。高等教育への進学を希望しない理由として経済的状況を挙げる割合が高いことには注意が必要です。
- 宿題の実施状況にも経済状況による差がみられ、特に中学生では、その差が小学生よりも拡大しており、学年が上がるにつれて学習の格差が広がる可能性があります。
- 経済状況と保護者の教育に対する意識には強い相関関係がみられ、所得段階が低いほど教育に対する意識得点^{※5}も低くなる傾向が顕著です。



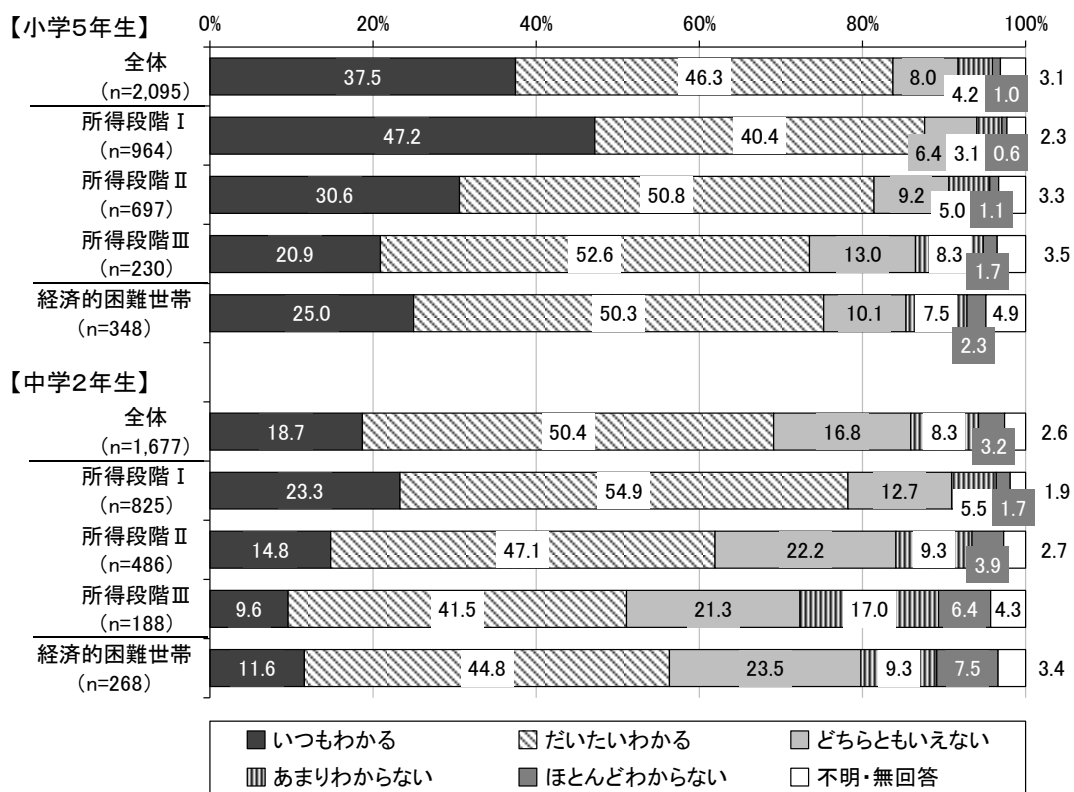
経済状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育を受け、将来の可能性を広げられるよう、学校教育の充実や学習環境の整備、家庭教育支援、経済的支援の拡充、キャリア教育の強化等の充実が求められます。



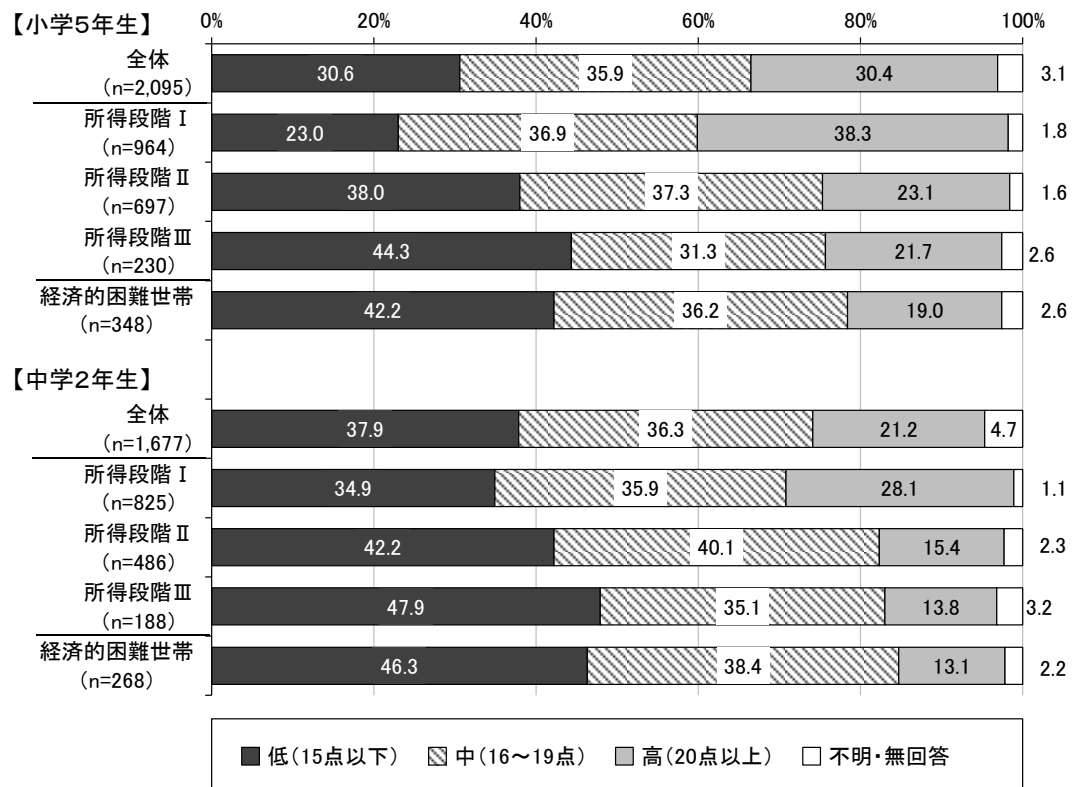
※5 教育に対する意識得点：保護者が子どもに対して教育的な働きかけや態度をとっているかどうかの指標として設定したもの。

「お子さんの良いところをほめるなどして自信を持たせるようにしている」など、家庭で子どもに対して行っていること（計9個の設問）を回答によって得点化して算出したもの。

授業の理解度

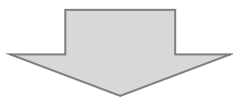


教育に対する意識得点

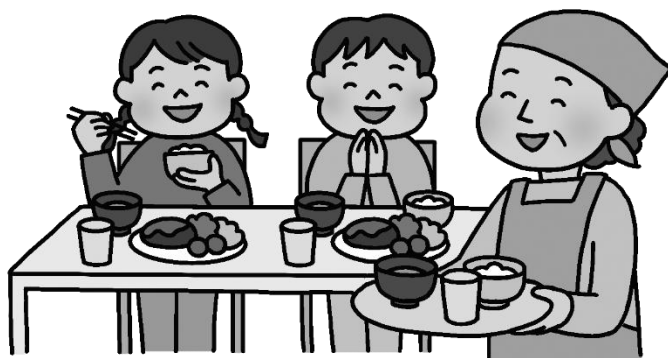


②生活習慣について

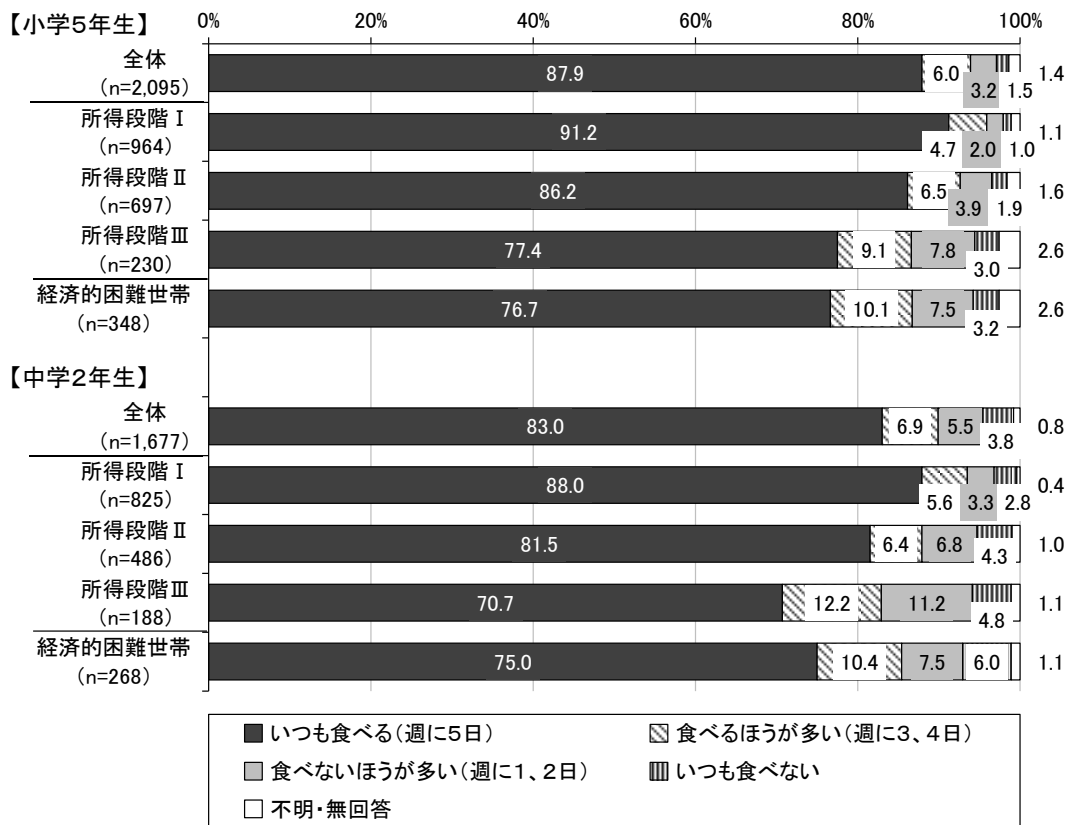
- 経済的に厳しい世帯のこどもは、主観的健康状態が良好でない傾向が強く、医療費不安や受診時間がないなど、受診が遠のく状況がみられます。
- 所得段階が低い世帯ほど、こどもの朝食摂取率が低く、野菜や肉魚の摂取頻度も少ない一方で、中学生ではインスタント食品やコンビニ食の利用が多くなっています。
- 経済的に厳しい世帯のこどもは、起床・就寝時間が不規則である傾向が強くみられます。
- 所得段階が低い世帯ほど、こどものゲーム、インターネット、スマートフォンの利用時間が長くなる傾向がみられます。
- 経済的に厳しい世帯では、特に小学生のスマートフォン所有率が高い一方で、使用に関するルール設定が少ない傾向がみられます。
- 所得段階が低い世帯ほど、歯磨きの頻度が低い傾向がみられます。
- 経済的に厳しい世帯ほど、こどもが家以外で夕食を食べられる場所へのニーズが高くなっています。



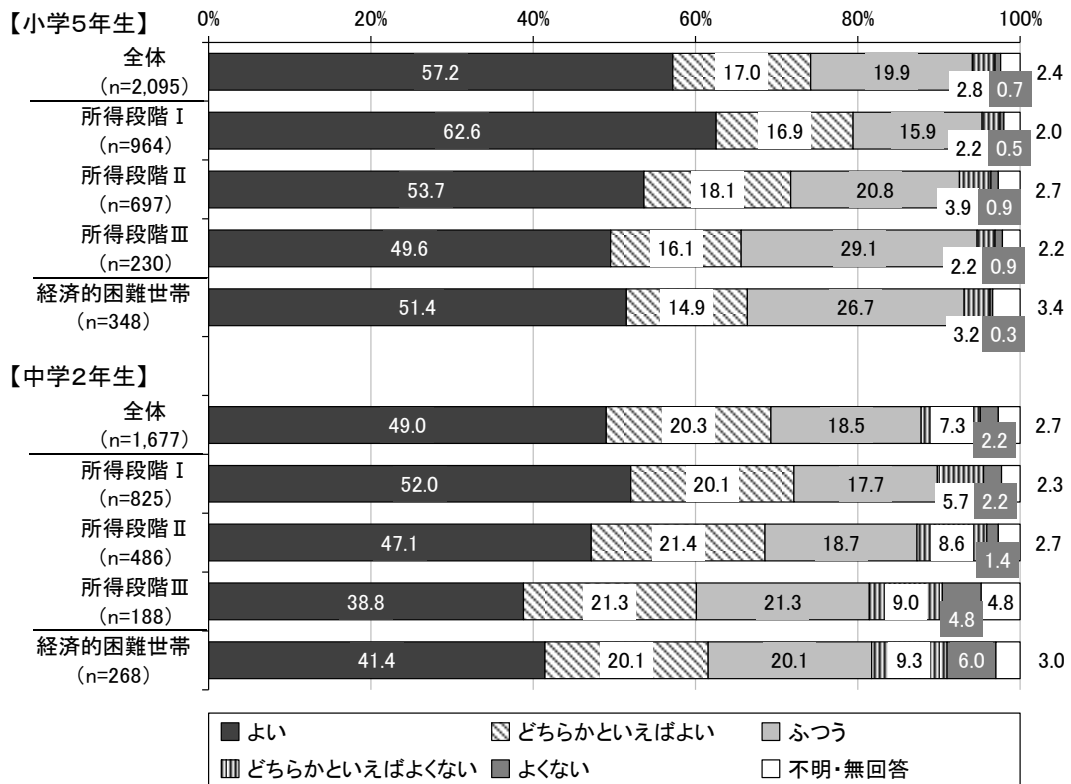
経済的に厳しい世帯のこどもの健康と生活習慣の改善のために、適切な医療アクセスの確保、栄養バランスの取れた食事の提供と食育の推進、規則正しい生活リズムの確立支援、デジタル機器の適切な使用に関する教育、口腔衛生の重要性の啓発、そして地域社会全体でこどもの食と居場所を支える取組の強化が重要です。



普段朝食をとるか

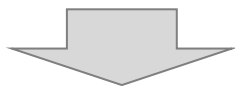


こどもの健康状態

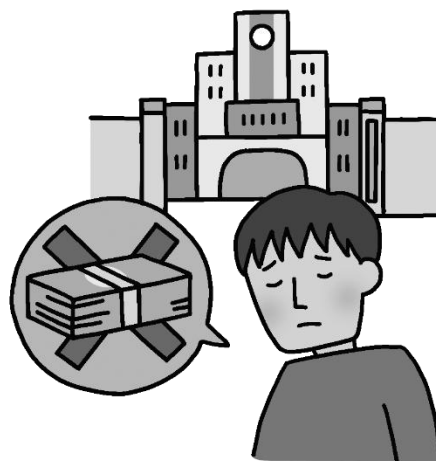


③保護者の状況について

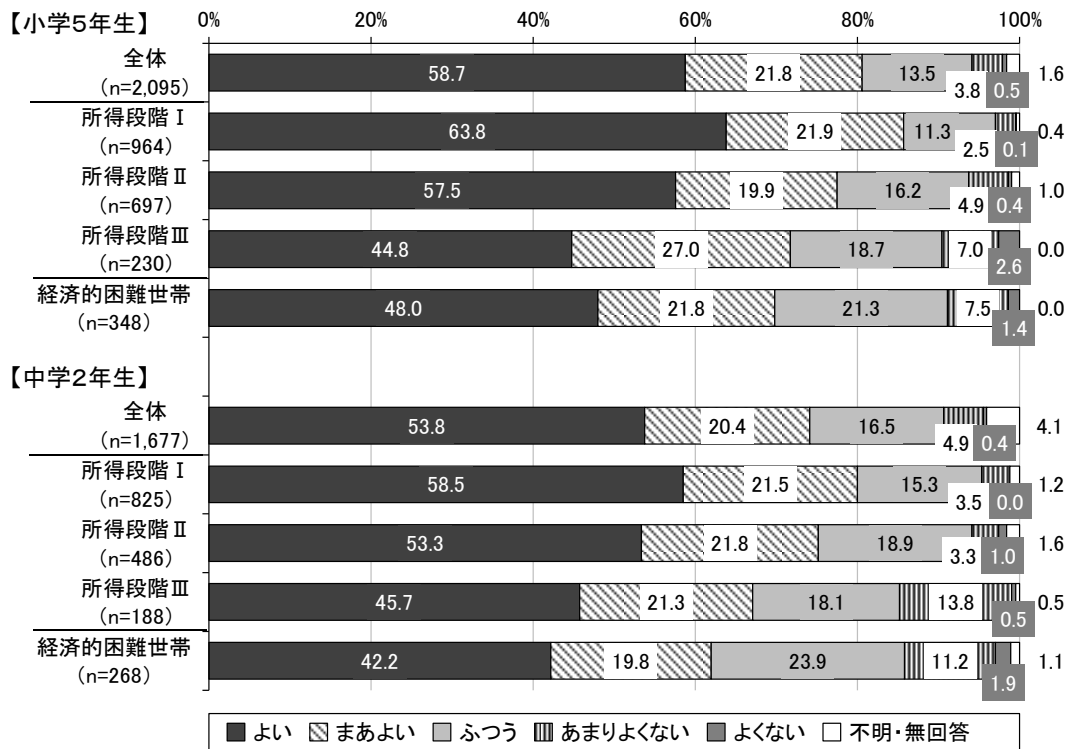
- 経済的に厳しい世帯の保護者は、身体的・精神的健康状態が良好でない傾向が強くみられます。
- 所得段階が低い世帯の保護者ほど、成人前の両親の離婚、親との関係での悩み、配偶者からの暴力など、困難な過去の経験を持つ割合が高くなっています。
- 経済的に厳しい世帯の保護者は、重要事項の相談や緊急時の金銭的援助について頼れる人が少ない傾向があります。
- 全体的に、学校からのお便りや行政の広報誌、家族や友人からの情報が主な情報源となっています。
- 子どもへの支援として、進学や資格取得のための学習支援、経済的援助へのニーズが高くなっています。
- 保護者自身への支援として、こどもの就学・通学費用の軽減、住居関連の支援、一時的な資金借入れへのニーズが高くなっています。
- 経済的に厳しい世帯ほど、自身の親から厳しいしつけや感情的な対応を受けた経験が多い傾向があります。



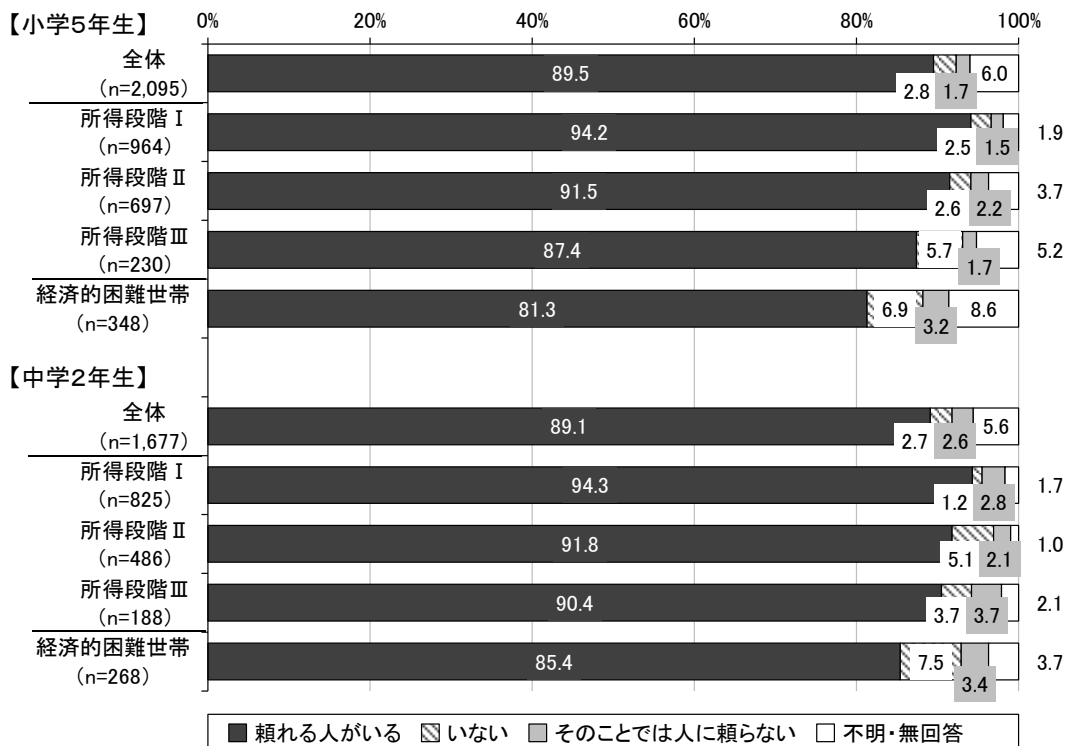
経済的に厳しい世帯の保護者と子どもの幸せのために、保護者の心身の健康サポート、過去のトラウマケア、社会的孤立を防ぐためのコミュニティ支援、効果的な情報提供システムの構築、こどもの教育機会確保のための経済的・学習支援、住居や生活資金に関する支援体制の強化、そして適切な子育て支援と親子関係構築のためのプログラム提供が重要です。



保護者の健康状態



重要な事柄の相談において頼れる人の有無



9 課題のまとめ

(1) 将来への希望と定住意向の向上

総人口は平成31年から令和6年までの5年間で約12,962人減少し、特に0～14歳の年少人口は3,454人減少しています。また、20～34歳の若年層で顕著な転出超過がみられています。

地域の魅力向上と子育て環境の改善を図るとともに、少子化に歯止めをかけるためにも、若者が将来に対する希望と安心感を持てるよう、就労・結婚・出産・子育てに対する切れ目のない支援の拡充や、若者の将来設計を支援する経済支援の強化が必要です。

(2) 多様な家族形態への支援強化

核家族化により、18歳以下のこどものいる世帯のうち、夫婦とこどものみの世帯の割合が増加しています。また、ひとり親世帯比率も高い水準で推移しています。

ひとり親家庭、性的マイノリティ、障害者、外国人等を含む子育て家庭への経済的支援、就労支援、生活支援等の包括的支援、延長保育、病児・病後児保育、休日保育などの多様な保育サービスの拡充、さらに地域全体で子育てを支援する体制の充実が求められています。特に、共働き家庭の増加に対応した保育環境の充実が必要です。

(3) 子育て世帯の経済的負担軽減

子育て世帯の経済的負担軽減は継続的な課題となっており、社会経済情勢の変化に伴い子育てにかかる費用負担が増大するなど、深刻となっています。

経済的な不安定さが少子化の一因となっていることから、子育て関連の経済的支援制度の拡充と周知徹底を図るとともに、国や県の施策と連携しながら、高等学校等への進学支援やこどもの貧困対策、教育機会の格差解消に向けた取組を推進することが必要です。

(4) 子育て支援サービスの質的向上と利用促進

保育士の確保と定着の困難さ、支援サービスの認知度不足と利用率の低さが課題となっています。保育士の確保と定着に向けた取組や、より効果的な制度の周知方法の確立が必要です。また、ICTを活用した支援サービスの拡充や、感染症蔓延等の緊急時にも対応可能な柔軟なサービス提供体制の構築も重要です。

また、妊娠中や産後の母親に対するメンタルヘルスケアの充実、保護者のストレス軽減のため、こども家庭センター等において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の強化が求められます。さらに、子育て支援に関する情報へのアクセスのしやすさを向上させ、支援が必要な人に情報が確実に届く仕組みづくりが必要です。

(5) こどもの健康と発達支援の強化

発達支援が必要なこどもへの早期対応、こどもの生活習慣の乱れ、こどもの貧困対策が重要な課題です。

5歳児相談事業の改善などによる発達支援システムの強化、食育の推進と健康的な生活習慣の形成支援、学習支援や居場所づくりなどの貧困対策の総合的な推進が求められます。

こどもの権利を尊重し、安心して学校生活を送れる環境づくりも必要です。加えて、デジタル社会におけるこどもの健全な成長を支援するため、情報リテラシー教育の充実も求められています。

第3章 計画の基本的な方向

第3章 計画の基本的な方向

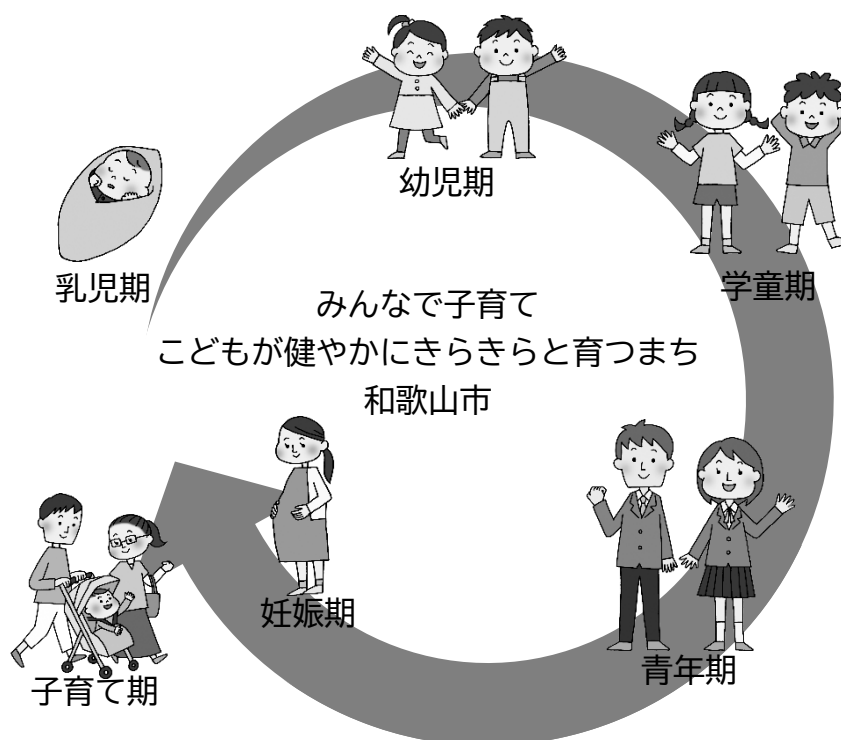
1 計画の基本理念

みんなで子育て こどもが健やかにきらきらと育つまち 和歌山市

本市では、これまでのこども・子育て支援施策を通じて、保育サービスや小児医療体制、教育環境など、こどもの成長を支える基盤の充実に努めてきました。

しかしながら、社会情勢の変化に伴い、新たな課題も浮き彫りとなっています。共働き家庭の増加や女性の就労率の上昇により、多様な保育ニーズや放課後児童クラブ（若竹学級）等へのニーズが高まっています。また、少子高齢化や人口減少が進む中、子育て世代においては、定住意向が低下し、子育て環境がよくないと感じる人の割合が増加しています。このような状況を踏まえ、こどもの成長段階に応じたきめ細かな支援、保育・教育環境の改善、経済的支援、またそういった支援情報が市民に確実に届く仕組みづくりが必要です。

本計画では、こどもの最善の利益を第一に考慮し、こども一人ひとりの権利が尊重され、こどもたちが自分らしく健やかに成長できる環境づくりを目指します。また、前回計画に引き続き、教育環境の整備や子育て支援の充実に通じて、定住を促進していくという視点に立ち、今後も安心してこどもを生き育てることのできる環境を整え、住みやすいまち・住んでよかったまちを目指し、「みんなで子育て こどもが健やかにきらきらと育つまち 和歌山市」を基本理念として定めます。



2 計画の基本目標

基本目標1：こどもの健やかな成長を支える母子保健事業の拡充

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を強化し、保護者のメンタルヘルスケアを含む包括的な母子保健事業を提供します。また、こどもの健康と発達支援を充実させ、早期発見・早期対応の体制を整備します。



基本目標2：安心して子育てができる環境整備の充実

多様化する家族形態やライフスタイルに対応した子育て支援サービスの拡充と、地域全体で子育てを支える仕組みづくりを進めます。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進し、誰もが安心して子育てできる社会の実現を目指します。

子育てに関する相談支援体制を充実させるとともに、子育て中の家庭が必要とする様々な情報を確実に得られるよう、スマートフォンアプリやSNS等も活用しながら、効果的な情報発信に取り組みます。



基本目標3：質の高い就学前教育・保育事業の提供

保育士の確保に向け、保育士の負担軽減に向けた施策を引き続き検討し、就学前教育・保育の質的向上を図ります。また、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善の実施により、こどもが利用する施設環境を整えます。



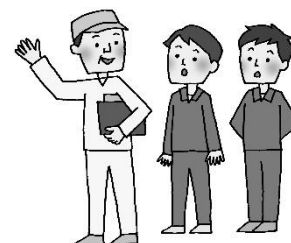
基本目標4：様々な家庭への包括的支援の強化

経済的支援、就労支援、生活支援等を包括的に提供し、特にひとり親家庭や配慮が必要な家庭への支援を引き続き実施します。また、子育て世帯の経済的負担軽減に向けた支援制度の拡充と周知徹底に努めます。



基本目標5：こども・若者の健全育成と自立支援の推進

いじめや不登校、児童虐待、ひきこもり等の児童の生活にまつわる諸課題に対し、カウンセリング等適切な対応を行い、学校や関係機関と連携しながら支援体制を構築し、こども・若者の健全な育成を支援します。また、職場体験活動等のキャリア教育を通じて、自立心と社会貢献意識を育むとともに、ICTの活用や多様な体験学習の機会を通じて、変化する社会に適応し、次世代を担う人材の育成を目指します。



基本目標6：こどもの貧困対策と教育機会確保の徹底

こどもの貧困対策として、学習支援をはじめ、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援、居場所づくりを推進します。高等学校等への進学支援を含め、教育を受ける機会の格差解消に取り組みます。また、貧困の連鎖を断ち切るため、支援が必要な家庭を早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みを構築します。

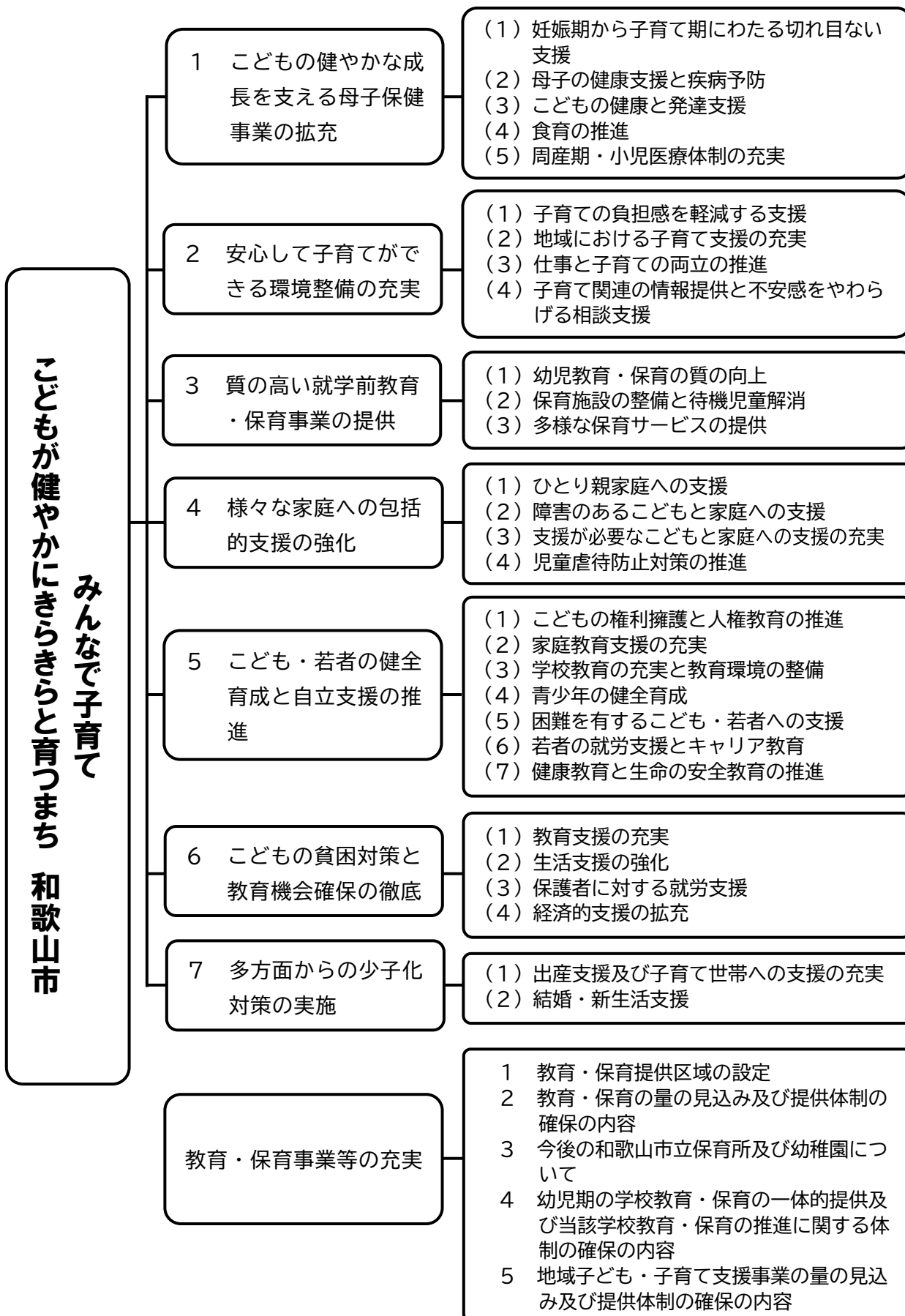


基本目標7：多方面からの少子化対策の実施

長期的な少子化に対処するためにも、若者が将来に対する希望と安心感を持てるよう、若者に向けた就職支援や個人の自由意志を尊重した結婚支援、経済的支援を行います。また、共働き世帯の増加に伴うニーズを汲み取り、性別問わず仕事と子育ての両立が実現できるように、地域社会全体で、子育てしやすい環境を整えます。



3 計画の施策体系



第4章 こども・子育て施策の展開

第4章 こども・子育て施策の展開

基本目標1 こどもの健やかな成長を支える母子保健事業の拡充

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築し、こどもの健やかな成長と、親子ともに幸せを実感できる社会の実現を目指します。

こども家庭センターを中心に保健センターや関係機関との連携を強化し、妊産婦の健康管理支援や産前・産後ケアの充実、さらには育児支援の強化を図ります。

No.	施策名	内容	備考
1	こども家庭センター母子保健部門事業（妊婦等包括相談支援事業）	市内4か所の保健センター内に設置し、妊娠届出の受理及び母子健康手帳等の交付を行うとともに、助産師等の専門職による面接を実施し、妊産婦及び乳幼児に包括的な支援を行います。 また、妊娠7か月頃の妊婦に対してアンケートを実施し、希望者には出産までに面談を行います。	【担当課】 地域保健課 【事業対象】※6 乳 幼 学 青 妊 子
2	こども家庭センター運営事業	こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を一元的に提供し、相談対応、情報提供、関係機関との連携調整などを行います。 特に支援を必要とする家庭に対しては、個別の支援計画（サポートプラン）を作成し、継続的なフォローアップを実施します。	【担当課】 こども家庭センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
3	妊産婦健康診査	妊産婦健康診査費用の一部を公費負担することで、全ての妊産婦が適切な健康管理を行えるよう支援します。また、妊娠届出時には、健康診査の重要性を説明することで、受診を推奨します。 さらに、従来の検査項目に加え、新生児聴覚検査及び1か月児健康診査の公費負担を検討します。	【担当課】 地域保健課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

※6 事業対象：乳児期、幼児期、学童期、青年期、妊娠期、子育て期の6つのライフステージに対して、それぞれの事業がどのライフステージに対する事業かを示しています。
(塗りつぶされたアイコンが対象)

4	助産施設入所事業の実施	保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設での入院・出産を支援します。また、関係機関と連携した取組を進めます。	【担当課】 こども家庭センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
5	妊産婦・母性・女性の健康支援	保健センターの総合相談窓口や健康相談等において女性の健康に関する相談を実施します。 また、妊娠届の受付時等に保健師・助産師が全員に面接を行い、健康相談を実施します。 引き続き、妊娠初期からの支援体制の充実に努めます。	【担当課】 地域保健課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
6	産後ケア事業	産後1年未満の母子を対象に、宿泊型・デイサービス型の産後ケアを継続して実施します。加えて、より多くの母子が利用しやすいよう、アウトリーチ型（訪問型）の産後ケアの実施を検討します。 医療機関等と連携し、心身のケアや育児サポート、授乳指導等を行い、産後の不安解消と育児負担の軽減を図ります。	【担当課】 地域保健課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
7	こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導	助産師等の訪問員が、乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児等に関する様々な不安や悩みを聞き相談に応じるとともに、子育て支援に関する必要な情報提供等を行います。 また、希望者に対し、助産師や保健師による新生児訪問指導を行います。	【担当課】 地域保健課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
8	妊婦教室	出産を迎える妊婦及びその家族等を対象に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図る妊婦教室を各保健センターで実施します。 妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図るとともに沐浴実習や妊婦体験等を実施し、前向きに出産・育児に臨めるよう支援を行います。	【担当課】 地域保健課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
9	育児支援事業	各保健センターにて0歳児及び多胎児を対象にした育児支援事業を開催します。 また、子育て支援拠点施設等、地域に出向いての育児相談を行います。 子育て中の親子が孤立することなく、交流を図り、地域で仲間づくりができるように支援します。 こどもの成長発達や子育てに関する知識の普及啓発を図り、育児に対する悩みや不安の軽減に努めます。	【担当課】 地域保健課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

10	養育支援訪問事業の充実	<p>母子保健事業や関係機関からの連絡・通告等により把握され、養育支援が必要と判断された家庭に対し、こども家庭センターを中心に、関係機関と連携を図りながら、育児負担の軽減及び児童虐待の未然防止、予防のための支援を行います。</p> <p>また、保護者の病気や障害などの理由により、家事や育児が十分でない家庭に対し、ヘルパーを派遣し、ヘルパーと一緒に作業することで、保護者の家事能力や育児能力の向上を図ります。</p> <p>児童福祉と母子保健の連携がより必要な家庭に対して、支援内容を記載したサポートプランを作成します。支援機関と保護者で共有することで、課題や問題点の明確化を行い、支援につなげやすくします。</p>	<p>【担当課】 地域保健課 こども家庭センター</p> <p>【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子</p>
11	妊産婦・乳幼児の訪問指導	<p>家庭訪問を必要とする対象者に対し、継続的な訪問を行い、個々の世帯に応じた支援を行います。</p> <p>支援を要する対象者の家庭環境や問題点を把握し、虐待等の発生を未然に防ぎます。</p>	<p>【担当課】 地域保健課</p> <p>【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子</p>

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
2	こども家庭センター運営事業	サポートプランの作成数	—	30%
3	妊産婦健康診査	受診率	98.7%	100%
7	こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導	訪問率	86.9%	100%
8	妊婦教室	実施回数	22回	24回
9	育児支援事業	実施回数	45回	100回

子育て当事者の意見

○出産のしんどさを相談できるところが知りたい。

⇒No. 1 「こども家庭センター母子保健部門事業（妊婦等包括相談支援事業）」において、「助産師等の専門職による面接を実施し、妊産婦及び乳幼児に包括的な支援を行います。」としています。

○就園前から青年期まで、どのステージにあっても、気軽に相談できる場所を知りたい。

⇒No. 2 「こども家庭センター運営事業」において、「こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を一元的に提供し、相談対応、情報提供、関係機関との連携調整などを行います。」としています。

(2) 母子の健康支援と疾病予防

母子の健康支援と疾病予防を目指し、妊娠期から乳幼児期まで包括的な取組を展開します。妊婦の禁煙・禁酒啓発、予防接種率の向上、乳幼児に対しては、定期的な歯科健診と保健指導を通じて、むし歯予防と口腔機能の向上に取り組めます。

乳幼児の事故防止に向けた啓発活動を推進し、家庭内での安全確保と応急処置の知識普及を推進します。

No.	施策名	内容	備考
12	妊婦の禁煙・禁酒の啓発・指導	母子手帳交付時にチラシを配布し情報提供するとともに各保健センターで実施している妊婦教室においてもチラシを配布し、禁煙・禁酒の啓発・指導を実施します。 また、パートナーへの働きかけも強化し、妊婦の禁煙・禁酒をサポートする環境づくりを推進します。	【担当課】 地域保健課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
13	予防接種	接種医療機関や学校等、関係機関との関係を強化し、連携・情報共有を密に行い、定期予防接種の接種率向上を図ります。 麻しん・風しん混合（MR）ワクチンについては、海外からの輸入症例を契機とした感染拡大を防ぐため、未接種者への個別勧奨を強化します。	【担当課】 保健対策課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
14	乳幼児歯科健診及びむし歯予防の充実	1歳6か月児健診及び3歳児健診において、歯科健診、歯科保健指導を実施します。 また、2歳6か月児を対象に、歯科健診とともに歯科保健指導を強化し、歯磨き習慣の形成やよい食習慣、また口腔機能についての指導を各保健センターで実施し、多数のむし歯がある幼児を減らすことに努めます。	【担当課】 地域保健課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
15	乳幼児の事故防止に向けた取組の充実	乳幼児健康診査や健康教育、家庭訪問等の様々な機会を通し、発達段階に応じた事故予防の啓発を行います。 保健指導やパンフレットの配布を通して、乳幼児にとっての家庭内での危険な場所やもの（潜在的なものも含む）などについての理解を深め、事故予防の啓発を推進します。 乳幼児の家庭内における事故予防や心肺蘇生法等に関する正しい知識・技術の普及・啓発に努めます。	【担当課】 地域保健課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
12	妊婦の禁煙・禁酒の啓発・指導	妊婦の喫煙率	2.9%	0%
		妊婦の飲酒率	0.6%	0%
14	乳幼児歯科健診及びむし歯予防の充実	むし歯のない幼児(3歳児)の割合	90.4%	95.0%

(3) こどもの健康と発達支援

全てのこどもが健やかに成長できる環境づくりを目指し、乳幼児期から学齢期まで一貫した支援体制を構築します。定期的な健康診査と発達相談を通じて、疾病や発達課題の早期発見・早期対応を推進し、個々のこどもの成長に応じたきめ細かな支援の提供、保護者の育児不安軽減と良好な親子関係構築に向けた取組を強化します。さらに、教育・保育機関と連携し、就学前後の切れ目のない支援を実現します。

No.	施策名	内容	備考
16	乳幼児健康診査事業	4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児に対する健康診査を各保健センターで実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、保護者の育児不安の軽減を図ります。 健診未受診者に対しては、電話や訪問等で状況把握を行い、対象児の全数把握に努めます。 出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制づくりを目指すため、1か月児健診や5歳児健診の導入を検討し、健診体制の充実を図ります。	【担当課】 地域保健課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
17	乳幼児発達支援の充実	心理面・行動面の発達に気がかりな乳幼児とその保護者に対し、適切な指導を行うことによりこどもの発育・発達を促し良好な親子関係の構築と育児不安の軽減を図るため、個別の発達相談を実施するとともに親子遊びを通じた集団指導を各保健センターで実施します。 発達相談の結果、必要に応じて経過観察を継続し、状況に応じて保育所等と連携するとともに、児童発達支援センターや医療機関等、関係機関を紹介します。	【担当課】 地域保健課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

18	5歳児相談事業	市内の幼稚園・保育所・認定こども園等に通う年長児を対象に、各園を巡回訪問してこどもの行動観察を行い、必要に応じて個別の発達相談を実施し、発達障害の早期発見と円滑な就学につなげることを目指します。 また、夏に幼稚園・保育所・認定こども園の5歳児担当先生と市立小学校1年生担任を対象とした研修会を実施します。5歳児健診の実施を含め実施方法を検討します。	【担当課】 地域保健課 学校支援課 保育こども園課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
19	学校定期健康診断事業	小・中学校等においては、保健調査や健康観察等から児童生徒の健康状態を把握し、健康診断を実施してその結果に基づき治療勧奨をするとともに、健康相談等を活用し、健康の保持・増進に努めます。 市医師会学校医部会や市歯科医師会と連携し、指導助言を受け、協力を得ながら実施します。	【担当課】 保健給食管理課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
16	乳幼児健康診査事業	受診率	98.3%	100%



(4) 食育の推進

妊娠期から子育て期までの切れ目のない食育支援体制を構築し、健康的な食習慣の形成を目指します。マタニティクッキング教室や離乳食講習会の開催、乳幼児健康診査時の栄養指導など、各ライフステージに応じた食育を推進します。

妊婦とそのパートナー、乳幼児を持つ家庭が適切な食生活の知識と実践方法を学び、家庭における食育の定着を促進します。

No.	施策名	内容	備考
20	マタニティクッキング教室	妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠中の食生活の重要性を普及・啓発するとともに、将来の生活習慣病予防につながる食生活について学ぶ機会を提供することを目的として、各保健センターにおいてマタニティクッキング教室を開催します。 妊娠中だけでなく、食事は生涯を通じた健康づくりにつながるため、対象者の食に関する意識や、教室に対するニーズを把握し、内容の充実を図ります。	【担当課】 地域保健課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
21	離乳食講習会	離乳食に関する必要な知識の普及を図るため、妊産婦や乳児を持つ家庭を対象に、各保健センターで離乳食講習会を開催し、こどもの発育・発達を促し、育児不安の軽減に努めます。 離乳食の進め方などの動画をホームページで掲載するなど、SNSを使った啓発を充実させます。	【担当課】 地域保健課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
22	妊産婦、乳幼児の食育の推進	栄養士による相談・指導を、乳幼児健康診査事業、離乳食講習会、育児支援事業、妊婦教室等で行うことで、家庭での食事を通じた健康づくりの支援を行います。また、それらの機会に望ましい食生活に関する資料・情報の提供を行います。	【担当課】 地域保健課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
20	マタニティクッキング教室	実施回数	4回	4回
21	離乳食講習会	実施回数	16回	16回

(5) 周産期・小児医療体制の充実

こどもの急病や妊娠・出産に関する不安を軽減し、全てのこどもと家族が健康で安心して生活できる環境を整備します。

また、医療機関や関係機関との連携を強化することで、地域全体でこどもと家族の健康を支える体制を構築します。

No.	施策名	内容	備考
23	小児救急医療体制の充実	和歌山市夜間・休日応急診療センターにおける市民サービスの向上に寄与し、市報、ラジオ、ホームページ等を活用し情報提供を行います。 感染症等の流行による受診者数の増加に応じて、夜間・休日応急診療センターの診療体制を強化するなど柔軟に対応します。 和歌山市夜間・休日応急診療センターとの連携を継続し、救急医療体制の確保に努めます。	【担当課】 総務企画課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
24	周産期ネットワーク事業	限られた医療資源を効果的に活用するため、分娩医療機関、健診医療機関とのセミオープンシステムでの役割分担を図り、安定的な周産期医療体制の確保に努めます。 周産期に関連する医療機関と保健所・保健センター・各市町村・県・地域の関係機関との協議会を開催し、情報共有や連携を図ります。	【担当課】 総務企画課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
23	小児救急医療体制の充実	小児救急医療の満足度	80.5%	90%

子育て当事者の意見

○産院が減っている。安心してこどもを産める・子育てできる医療受診体制を整えてほしい。

⇒No.24「周産期ネットワーク事業」において、安定的な周産期医療体制の確保について記載しています。

基本目標 2 安心して子育てができる環境整備の充実

(1) 子育ての負担感を軽減する支援

保護者の就労支援や育児負担の軽減を図るとともに、こどもたちの健やかな成長を支援します。さらに、各事業の利用促進や広報活動の強化により、支援を必要とする全ての家庭にサービスが行き届くよう努めます。

No.	施策名	内容	備考
25	一時預かり事業の充実	申請手続きの簡素化や利用者負担軽減事業の実施により、保護者の利便性向上と経済的負担の軽減を図ります。 多様なニーズに対応できるよう、一時預かり事業の充実に努めます。	【担当課】 保育こども園課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
26	夜間養護等事業の充実 (トワイライトステイ)	保護者が仕事等により夜間や休日に家庭でこどもを養育できない場合、児童養護施設でこどもを預かり、食事等の提供を行います。	【担当課】 こども家庭センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
27	短期入所生活援助事業 (ショートステイ)の充実	保護者が病気、出産、介護、レスパイト等で一時的に養育が困難になったとき、こどもを児童福祉施設等で一時的に預かり、生活の援助を行います。	【担当課】 こども家庭センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
28	ファミリー・サポート・センター事業	スタッフ会員数の増加に努め、より一層安心・安全で利用しやすい制度になるよう努めます。 さらなる広報等に努め、利用者を増やすことで、子育て世帯のサポートを行い、子育て環境日本一に向け充実に努めます。	【担当課】 子育て支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
25	一時預かり事業の充実	実施か所数	36 か所	37 か所
26	夜間養護等事業の充実	延べ利用人数	10 人	210 人
27	短期入所生活援助事業の充実	延べ利用人数	167 人	290 人
		延べ利用日数	358 日	630 日
28	ファミリー・サポート・センター事業	依頼会員数	1,073 人	1,000 人※
		提供会員数	374 人	400 人

子育て当事者の意見

○毎月の一時預かり申請のために窓口に行くが、すごく並んでいて、子どもを連れながら行くのがしんどい。ネット申請にできないか。

⇒No.25「一時預かり事業の充実」において、「申請手続きの簡素化～により、保護者の利便性向上～を図ります。」としました。

(2) 地域における子育て支援の充実

子育て家庭の孤立防止、世代間交流の促進、こどもの健全な発達支援を図るとともに、地域社会全体で子育てを支える体制の構築を目指します。コミュニティ・スクールを通じた学校と地域の連携強化や、児童館の運営を通じたこどもの健全育成を推進します。

また、子ども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善の実施により、子どもが利用する施設環境を整えます。

No.	施策名	内容	備考
29	地域子育て支援拠点事業	主に未就園児とその保護者を対象に、子どもや親同士の交流の場を提供し、育児相談や子育て支援に関する情報提供等を行うことで、子育て家庭の孤立を防ぎます。 SNSや健診時でのチラシ配布等により認知度向上に取り組みます。	【担当課】 子育て支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
30	三世代同居・近居促進事業	三世代で新たに同居又は近居するための住宅を取得する場合や同居するための住宅をリフォームする場合に、費用の一部を助成します。 事業の適切な広報を行うことで、和歌山市への移住・定住の促進や親子の孤立を防ぎます。	【担当課】 子育て支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
31	和歌山信愛短期大学との連携による地（知）の拠点事業	和歌山信愛短期大学に設置されている、「木のおうち」での親子の交流の場の提供や子育て広場の開催等を連携して実施します。 「木のおうち」での受入世帯の規模等運営について、大学側と協議し、より充実したサービスの提供を図るとともに、次世代の子育て支援人材の育成にもつなげます。	【担当課】 子ども家庭センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
32	認定子ども園及び保育所の園庭開放	各園において随時園庭開放を実施し、認定子ども園及び保育所の子どもと地域の子どもがふれあいながら遊び、交流を図る機会を提供します。 園庭開放を通じて、地域の子育て家庭への相談支援や情報提供の機会としても活用し、地域に開かれた子育て支援の拠点としての機能を強化します。	【担当課】 保育子ども園課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

33	保育所等 地域活動事業	各園において、行事やレクリエーションを通して、地域の方々との世代間・異年齢児による交流ができる機会を創出します。 こどもたちの社会性や思いやりの心を育むとともに、地域全体で子育てを支える意識の醸成を図ります。	【担当課】 保育こども園課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
34	市立幼稚園 「未就園児 のつどい」 の開催	幼稚園が家庭や地域社会との連携を深め、幼稚園の機能や施設を開放し、未就園児の保育活動など地域における子育て支援活動の推進を図ります。	【担当課】 学校教育課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
35	地域等子育 て連携事業	本町子育てパークや砂山ほんわかカフェ等を活用し、遊びを通して親子間の良好な関係の構築を促進するとともに、同年代のこどもを育てる保護者同士の交流の場を提供し、仲間づくりを支援します。 また、気軽に相談できる環境を提供します。	【担当課】 こども家庭センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
36	こどもや親 子の交流の 場づくり事 業	こどもや親子を対象にした講座や教室を開催することで、コミュニティセンター等をこどもや子育て世代の交流の場や居場所づくりとして活用します。 各種講座や教室を通して、こどもや親子の交流の場として活用し、居場所づくりに努めます。	【担当課】 生涯学習課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
37	地域ととも にある学校 づくり	各学校がコミュニティ・スクールを通して家庭や地域社会と連携・協働しながらこどもたちの成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めます。 また、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。	【担当課】 学校教育課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
38	児童館の運 営	こどもに健全な遊びを提供し、人間関係の育成に努め、健康の増進や情操を豊かにすることを推進します。	【担当課】 子育て支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
29	地域子育て支援 拠点事業	延べ利用者数	103,630人	100,400人※
30	三世代同居・ 近居促進事業	助成件数	22件	12件※
33	保育所等地域活動 事業	実施か所数	60か所	60か所
34	市立幼稚園「未就園児 のつどい」の開催	参加者人数	1,130人	1,400人
35	地域等子育て連携 事業	参加世帯数	2,030世帯	2,300世帯
36	こどもや親子の 交流の場づくり事業	開催回数	231回	200回※
37	地域とともにある 学校づくり	学校開放月間中の 来校者数	26,213人	37,000人
38	児童館の運営	延べ利用児童数	46,088人	60,000人

大学生の意見

○子育てするにあたって悩みを話したり一緒に楽しめるような親同士、子同士が交流できる機会があればいい。

⇒No. 29「地域子育て支援拠点事業」、No. 31「和歌山信愛女子短期大学との連携による地（知）の拠点事業」、No. 35「地域等子育て連携事業」、No. 36「こどもや親子の交流の場づくり事業」において、親子の交流の場について記載しています。

子育て当事者の意見

○園庭は困りがあり、安心安全にこどもを遊ばせられるととてもいい遊び場だと思っている。園庭解放の一覧の情報を周知してほしい。

⇒No. 32「認定こども園及び保育所の園庭開放」において、園庭開放について記載しています。また令和6年度より、市ホームページでも一覧を掲載しています（市HPページ番号1060408）。



(3) 仕事と子育ての両立の推進

家庭、職場、地域社会など、あらゆる分野での男女共同参画を推進し、多様な家庭環境や働き方が尊重される社会の構築を目指します。ワーク・ライフ・バランスの実現により、誰もが仕事と家庭生活を両立できる環境づくりに努めます。

No.	施策名	内容	備考
39	男女平等意識の啓発	講座・セミナーの開催、情報誌やホームページ、SNSを活用し幅広い世代を対象に、性別による役割分担意識の解消と男女平等に関する意識啓発を行います。学校教育においては、道徳の授業等を通じ、教育活動全体で発達段階に応じて指導を行います。	【担当課】 男女共生推進課 学校支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
40	男女共同参画推進計画に基づく施策の推進	和歌山市男女共同参画推進行動計画に基づき、男女共同参画に関する様々な施策を継続して推進します。 男女共同参画推進行動計画の進捗状況を確認し、男女共生推進協議会において委員の意見を参考にした上で計画に基づき、各種様々な取組を行います。	【担当課】 男女共生推進課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
41	学校行事への参加促進	学校行事に保護者の参加を呼びかけ、学校教育や児童生徒の学校生活に対して関心を持つように促します。保護者向けのプログラムの検討や、参加しやすい日程設定など、保護者が参加しやすい環境づくりに努めます。	【担当課】 学校教育課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
42	みんなで子育て推進事業	主に夫婦や子育て中の方を対象に、夫婦・家族が協力して家事・育児を行うことの大切さについて考えるきっかけづくりとなるようなワークショップやセミナー（家計改善や子育てとお金に関するものを含む）を行います。	【担当課】 子育て支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
43	企業・事業者に対するワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方に加え、職場環境整備のための助成金やくるみ認定制度等の各種制度について、企業向けの研修会や就職支援事業など、多様な機会を通じて周知・啓発します。	【担当課】 産業政策課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
44	男性の育児休暇取得の推進	男性の育児休暇取得の推進のため、企業向けの研修会や就職支援事業など、多様な機会を通じて育児・介護休業法やくるみ認定制度等の普及・啓発に努めます。	【担当課】 産業政策課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

45	女性の就労の機会と場の拡大	女性の再就職や就労に必要な能力開発、技能取得に関する講座を開催します。また、女性の就労の機会を提供するため、託児付きの合同企業説明会を開催します。	【担当課】 男女共生推進課 産業政策課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
----	---------------	---	---

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
39	男女平等意識の啓発	道徳・各教科活動における指導率	100%	100%
40	男女共同参画推進行動計画に基づく施策の推進	目標達成率	99.5%	100%
41	学校行事への参加促進	小・中学校休日学校行事の実施率	51.4%	100%
42	みんなで子育て推進事業	夫婦・パートナーで仕事と子育ての両立について考えるきっかけとなった参加者の割合	90.7%	100%
43	企業・事業者に対するワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	啓発回数	3回	3回
44	男性の育児休暇取得の推進	啓発回数	3回	3回
45	女性の就労の機会と場の拡大	講座開催回数	2回	2回

大学生の意見

○男女の性別役割意識をなくしていくことが必要。

⇒No.39「男女平等意識の啓発」において、講座等を活用し幅広い世代を対象に「性別による役割分担意識の解消と男女平等に関する意識啓発を行います。」としました。

大学生の意見

○残業とか休日出勤とか不安で、仕事と子育てを両立できるか分からない。企業が仕事と子育ての両立の重要性について理解し、育休取得を促すことが必要。

子育て当事者の意見

○乳幼児期の子育て中は、夫婦共に時短勤務など育児と仕事を両立できるよう制度を整えてほしい。

⇒No.43「企業・事業者に対するワーク・ライフ・バランスの普及・啓発」において、企業への周知啓発について記載しています。

(4) 子育て関連の情報提供と不安感をやわらげる相談支援

子育て世帯の不安や孤立感の解消を図り、全てのこどもが健やかに成長できる地域社会の実現を目指します。地域の子育て力の向上と、子育てを通じた地域コミュニティの活性化にも寄与し、安心して子育てができる環境の実現に向けて取り組みます。

No.	施策名	内容	備考
46	子育てに関する情報提供	<p>保育施設の園児募集案内や施設情報を市報わかやま、ホームページ、「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」等で周知します。</p> <p>子育て中の家庭向けの情報誌を発行し、最新情報を広く配布します。</p> <p>スマートフォンアプリやSNSを活用し、イベント情報等を効果的に発信します。また、子育て支援情報が集約され、必要な情報がプッシュ型で通知されるアプリの導入を検討していきます。</p> <p>「子どもの発達支援ガイドブック」の配布や、各種制度の周知も適切に行います。</p>	<p>【担当課】 保育こども園課 子育て支援課 地域保健課 こども家庭課</p> <p>【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子</p>
47	こども家庭センター運営事業 【再掲No.2】	<p>こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を一元的に提供し、相談対応、情報提供、関係機関との連携調整などを行います。</p> <p>特に支援を必要とする家庭に対しては、個別の支援計画（サポートプラン）を作成し、継続的なフォローアップを実施します。</p>	<p>【担当課】 こども家庭センター</p> <p>【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子</p>
48	両親教室の開催	<p>妊産婦とその家族を対象に、子育てを分かち合う必要性を理解してもらうため、妊娠・出産・育児に関する知識を提供します。</p> <p>妊婦体験や沐浴体験等の実践的な内容を含め、参加者が具体的にイメージできる教室を開催します。</p>	<p>【担当課】 地域保健課</p> <p>【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子</p>

49	子育てに関する相談体制の強化とネットワークの構築	こども家庭センターを中心に、こども・家庭の相談支援に関わる機関との連携を強化し、ワンストップでの相談支援体制を構築します。 地域の子育てグループや支援団体の活動状況を把握し、ネットワーク化を図ります。 保育施設での相談機能を充実させ、年2回の交流会を開催し、ひとり親家庭等の支援を行います。	【担当課】 こども家庭センター こども家庭課 保育こども園課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
50	利用者支援事業	地域子育て支援拠点施設や子育てひろばとの連携を一層強化し、各施設への出張相談や自宅への訪問相談を実施します。 アウトリーチ機能を充実させることで、より多くの家庭に寄り添った支援を提供します。	【担当課】 子育て支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
51	幼児教育に関する情報提供	公立幼稚園の情報を中心に、幼児教育全般に関する情報を積極的に提供します。 各園の特色ある教育活動や行事情報、入園手続き等の実用的な情報から、幼児教育の意義や家庭での教育支援方法まで、幅広い内容を分かりやすく発信します。	【担当課】 学校教育課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
46	子育てに関する情報提供	子育て情報誌の発行配布	5,000冊	5,000冊
48	両親教室の開催	両親学級の父親の参加組数	102組	192組

子育て当事者の意見

○子育て情報がほしい。自分で調べたりクチコミで情報を得ている。いくつも検索しなくても、一つで分かる子育ての情報源があればよい。

⇒No.46「子育てに関する情報提供」において、「子育て支援情報が集約され、必要な情報がプッシュ型で通知されるアプリの導入を検討していきます。」としました。



基本目標3 質の高い就学前教育・保育事業の提供

(1) 幼児教育・保育の質の向上

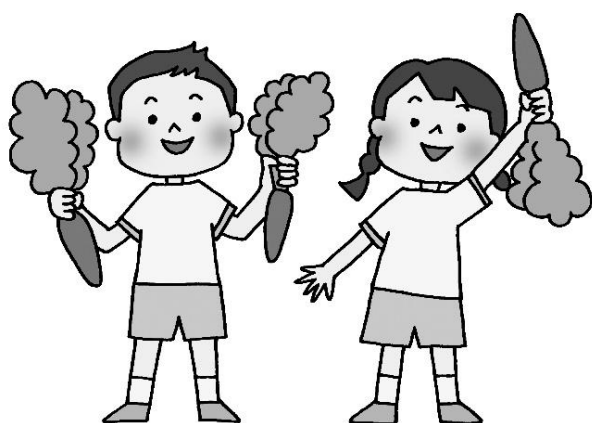
全ての子どもたちが健やかに成長し、自信を持って小学校生活をスタートできる環境づくりを推進します。家庭や地域と連携しながら、子育て支援の充実も図り、地域全体で子どもの成長を支える体制の充実を目指します。

No.	施策名	内容	備考
52	就学前児童等への啓発プログラム	市内の所属に通う年長児童に対し、絵本の読み聞かせや紙芝居、絵カード等のプログラムを実施します。 自分自身の様々な気持ちに気づき、周囲の人に対し、自分の気持ちを素直に、かつ適切に伝えるコミュニケーションスキルを身に付けさせます。 また、児童虐待の予防と早期発見につなげ、自身と他者を大切に思いやる力を育むことを目指します。	【担当課】 こども家庭センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
53	幼児教育・保育の質の向上	「和歌山市公立幼保連携型認定こども園幼児教育・保育カリキュラム」等を活用し、各園の特色や地域性を踏まえた指導計画等に基づき、教育・保育の充実を図ります。	【担当課】 保育こども園課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
54	認定こども園及び保育所における食育の推進	年齢に応じた献立の作成、季節の食材・和歌山の食材を取り入れた献立や行事食など、給食委員会を開催し給食の充実を図ります。	【担当課】 保育こども園課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
55	幼稚園教育の充実	公立幼稚園の教育活動及び教育環境の充実のほか、幼稚園における子育て支援の充実に努めます。 「幼児教育専門研修講座」と「通級指導教室担当指導教員専門研修講座」を開催します。	【担当課】 学校教育課 教育研究所 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

56	保幼小交流及び研修会の充実	幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の職員が集まり、円滑な移行や卒園までの達成目標について協議するなどの研修を行います。 また、近隣の幼稚園・保育所・認定こども園と小学校とで交流を行い、こどもたちの相互理解と成長を促すとともに、小学校教育への円滑な移行を支援します。	【担当課】 学校教育課 保育こども園課 【事業対象】 乳幼児学青 妊子
57	幼稚園教諭の資質向上	県から派遣された専門的な知識・技能に基づく助言や支援を行う幼児教育アドバイザーとともに、幼稚園教諭の資質向上を図ります。	【担当課】 学校教育課 【事業対象】 乳幼児学青 妊子

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
52	就学前児童等への啓発プログラム	プログラムの実施園数	12園	12園
54	認定こども園及び保育所における食育の推進	給食委員会開催回数	6回	6回
56	保幼小交流及び研修会の充実	保幼小連携・接続推進に係る研修会参加園所数	3回以上	公立幼稚園 11園 公立保育所 13所 公立こども園 2園



(2) 保育施設の整備と待機児童解消

保育の量的拡大と質的向上の両立を図り、子育て世帯が安心して子どもを預けられる環境を整備します。保育士の処遇改善や業務効率化を通じて、保育士の職業としての魅力を高め、安定的な人材確保を目指します。

No.	施策名	内容	備考
58	保育施設の整備	既存の公立・私立保育所、認定子ども園等の老朽化対策等の整備については、施設の老朽度を踏まえ、順次進めていきます。	【担当課】 子育て支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
59	保育士の確保	保育士の処遇改善や働きやすい職場環境の整備を進め、潜在保育士の再就職支援、保育士養成校との連携強化など、多角的なアプローチで保育士の確保に努めます。 また、業務効率化や、保育支援者の配置など、保育現場の労働環境改善にも取り組みます。	【担当課】 保育子ども園課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
59	保育士の確保	待機児童数	39人	0人*



(3) 多様な保育サービスの提供

子育て世帯が安心して子育てと仕事を両立できる環境を整備するとともに、こどもたち一人ひとりの個性と能力を最大限に伸ばす教育・保育の提供を目指します。地域社会全体で子育てを支える体制を構築し、安心して子育てができるまちづくりを推進します。

No.	施策名	内容	備考
60	延長保育の充実	保育所、認定こども園において、保護者の就労時間等の需要に応じて、延長保育を実施します。 また、保育士の負担軽減策を講じつつ、延長保育の質の維持・向上に努めます。	【担当課】 保育こども園課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
61	乳児保育促進事業の充実	乳児の受入施設数を確保し、乳児保育の充実を図ります。 乳児用の設備や備品の充実、安全対策の強化にも取り組み、乳児の健やかな成長と、保護者が安心して子育てと仕事を両立できる環境を整備します。	【担当課】 保育こども園課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
62	病児保育事業の充実	現在実施している病児保育施設の維持継続と需給状況や実施施設地域のバランスを踏まえた上で、施設数の拡大に向けた検討を行います。 医療機関との連携を強化し、より安全で質の高い病児保育サービスの提供に努めます。	【担当課】 保育こども園課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
63	病後児保育の推進	病後児保育の推進に努め、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	【担当課】 保育こども園課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
64	休日保育の推進	休日の保育需要に基づき、家庭での保育が困難なこどもの保育を実施します。	【担当課】 保育こども園課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
65	家庭支援推進保育事業の充実	定期的に研修会等を開催し、日常生活における基本的な習慣や家庭環境に対する配慮、保育を行う上での配慮など情報交換を行います。また、家庭への働きかけを行うことで、保護者とともに育つ家庭支援の充実を図ります。	【担当課】 保育こども園課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

66	障害児保育事業の充実	支援が必要なこどもが安心して集団生活を過ごせるよう、専門家や関係機関と連携を深め、障害児保育の充実を図ります。	【担当課】 保育こども園課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
67	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業を実施し、全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備します。 孤立感や不安感を抱える保護者の負担を軽減し、こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を持てるよう体制を整備します。 また、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。 幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設への円滑な移行を支援します。	【担当課】 保育こども園課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
60	延長保育の充実	実施か所数	54 か所	55 か所
61	乳児保育促進事業の充実	0歳児受入か所数	54 か所	55 か所
62	病児保育事業の充実	実施か所数	2か所	4 か所
63	病後児保育の推進	実施か所数	1か所	1 か所
64	休日保育の推進	実施か所数	1か所	1 か所
65	家庭支援推進保育事業の充実	研修会開催回数	4回	4 回
66	障害児保育事業の充実	巡回件数	57 件	61 件
67	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	確保定員数	—	69人

基本目標4 様々な家庭への包括的支援の強化

(1) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への包括的な支援体制を構築し、経済的支援の充実、就業支援や資格取得支援を通じて、経済的自立と生活の安定を促進します。安心して子育てできる環境づくりを推進し、親子ともに健やかに暮らせる社会の実現を目指します。

No.	施策名	内容	備考
68	ひとり親家庭等医療費助成	窓口、パンフレット、ホームページ等で制度の周知を強化し、対象となる全ての家庭に情報が行き渡るよう努めます。また、健康保険証の廃止に伴う運営の見直しを行います。 医療機関との連携を深め、手続きの簡素化や迅速化を図ります。	【担当課】 こども家庭課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
69	児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づき、18歳到達後最初の3月31日までの児童（20歳未満で一定の障害のある者を含む）を監護しているひとり親家庭等に手当を支給します。 窓口での説明、パンフレット、ホームページ等を通じて制度の周知を徹底します。	【担当課】 こども家庭課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
70	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の親及び寡婦に対し、児童の修学に必要な資金等、経済的自立や福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。 制度の周知を強化し、支援を必要とする世帯に確実に情報が届くよう努めます。	【担当課】 こども家庭課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
71	母子生活支援施設の運営	家庭内暴力や経済的困窮等の理由により、地域生活や自立が困難な母子を保護し、生活、住宅、教育、就職等の自立に向けた支援を行います。 関係機関との連携を強化し、入所者の個別ニーズに応じた支援プログラムを提供します。	【担当課】 こども家庭センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
72	ひとり親家庭情報交換	ひとり親家庭の交流と相互支援を促進するため、年2回の情報交換会を開催します。 親子での工作教室や、親同士の子育てトークセッション、多様なプログラムを提供し、ひとり親家庭同士及び親子の絆を深める機会を創出します。	【担当課】 こども家庭課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

73	母子・父子相談	母子・父子自立支援員が窓口で相談に応じ、就業や生活に関する助言、関係機関の紹介を行います。 多様な相談内容に対応するため、各担当課やハローワーク等との連携を強化し、総合的な支援体制を構築します。	【担当課】 こども家庭課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
74	ひとり親家庭の親の就業・自立支援の充実	就業支援講習会でパソコン講習を実施し、就労に必要なスキル習得を支援します。 また、母子・父子自立支援プログラム策定事業を通じて、個々の状況に応じた就労支援計画を作成し、ハローワーク等と連携しながら、就職率の向上を目指します。	【担当課】 こども家庭課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
75	ひとり親家庭に対する日常生活の支援	自立のための活動や病気等により日常生活に支障がある家庭に対し、生活支援員を派遣し、必要な家事や保育の援助を行います。 支援を必要とするひとり親家庭への制度周知を強化し、利用促進を図ります。	【担当課】 こども家庭課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
76	自立支援給付金事業	ひとり親家庭の親の就職に必要な資格の取得を支援するため、高等職業訓練促進給付金等を支給します。 また、指定教育訓練講座の受講費用の一部を支給する自立支援教育訓練給付金を提供します。 制度の周知を徹底し、ひとり親家庭の経済的自立を促進します。	【担当課】 こども家庭課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
77	ひとり親家庭の高卒資格取得支援	ひとり親家庭の親及び子の高卒認定試験合格を支援するため、対策講座受講時の給付金や合格時給付金を支給します。 制度の周知を強化し、事前相談から給付申請までの支援を充実させ、利用促進を図ります。	【担当課】 こども家庭課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
78	ひとり親を対象とした相談の実施	養育費、離婚、面会交流等について弁護士による無料相談を毎月実施します。 養育費の確保支援として、公正証書等作成や養育費保証契約締結に関する補助を行い、ひとり親家庭の生活の安定化を促進します。	【担当課】 こども家庭課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
72	ひとり親家庭 情報交換	開講回数	2回	4回
74	ひとり親家庭の親の 就業・自立支援 の充実	研修講座修了者数	15人	20人
77	ひとり親家庭の高卒 資格取得支援	給付件数	0件	5件

(2) 障害のある子どもと家庭への支援

障害のある子どもとその家庭への包括的な支援体制を構築し、教育支援、福祉サービス、医療費助成、経済的支援を通じて、子どもの健やかな成長と家庭の生活安定を促進します。これらの取組により、障害のある子どもとその家族が地域で安心して暮らせる環境づくりを推進し、ともに支え合う共生社会の実現を目指します。

No.	施策名	内容	備考
79	障害のある人への理解促進	特別支援教育の理解が進むよう、特別支援学級を初めて担当する教員、特別支援教育コーディネーター、校長、特別支援学級担任、特別支援教育支援員等それぞれに向けた研修を実施します。 また、県が実施する研修への参加を促します。	【担当課】 学校支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
80	障害のある児童の放課後児童クラブへの受入れ	障害のある児童を受け入れるため、委託事業者は必要に応じて支援員を追加配置します。 また、障害に深い理解のある特別支援アドバイザー及び小学校長経験者であるコーディネーターを事務局に配置し、障害のある児童の受入れを行う若竹学級への訪問、指導を行います。	【担当課】 青少年課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
81	養育医療の給付	指定医療機関と連携しながら、医療費の支給を行うとともに、家族への情報提供の機会を増やしていきます。	【担当課】 保健対策課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

82	重度心身障害児・者医療費の助成	重度の障害のある児童や障害のある人を対象に、保険診療の自己負担額を助成します。	【担当課】 障害者支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
83	小児慢性特定疾病児童への支援	指定医療機関と連携しながら、医療費の支給を行うとともに、医療費助成の対象児童宅を訪問し、療育に関する相談支援を行います。	【担当課】 保健対策課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
84	小児精神科医アドバイザー事業	小児精神科医から、医学的な知見からのアドバイスをもらい、より具体的なアセスメントにつなげます。また、保護者への適切な助言等を行うことで児童虐待の防止を図ります。	【担当課】 こども家庭センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
85	特別児童扶養手当の支給	日常生活において介護を要する在宅の20歳未満の児童を監護・養育する父または母等に対し、手当を支給します。	【担当課】 障害者支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
86	障害児福祉手当の支給	常時介護を要する在宅の20歳未満の重度の障害のある児童に手当を支給します。	【担当課】 障害者支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
87	心身障害児福祉年金の支給	身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている20歳未満の障害のある児童を監護・養育する父または母等に対し、手当を支給します。	【担当課】 障害者支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
88	育成医療の給付	身体に障害のある児童に対する育成医療費の給付を行います。 指定医療機関と連携しながら、医療費の支給を行うとともに、家族への情報提供の機会を増やしていきます。	【担当課】 保健対策課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

89	和歌山市障害者計画及び和歌山市障害福祉計画の推進	和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき、障害のある児童に関する様々な施策を総合的に推進します。 和歌山市障害者計画等策定委員会を定期的に開催し、計画の進捗状況の評価と必要な改善策の検討を行います。	【担当課】 障害者支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
----	--------------------------	---	---

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
79	障害のある人への理解促進	研修会の実施回数	8回	8回
80	障害のある児童の放課後児童クラブへの受入れ	受入れクラブ数	58か所	利用希望者がいる全ての学級
84	小児精神科医アドバイザー事業	事業の実施事例数	67例	80例
89	和歌山市障害者計画及び和歌山市障害福祉計画の推進	障害者相談支援事業所数	4か所	4か所

子育て当事者の意見

○なかよしクラスや支援クラスについて、先生の質の向上が求められている。

⇒No.79「障害のある人への理解促進」に記載している研修において、グループワークを取り入れ、情報を共有したり、連携したりできるよう取り組んでいます。

(3) 支援が必要な子どもと家庭への支援の充実

子どもたち一人ひとりのニーズに応じた支援を提供し、家族の状況に寄り添った支援体制を構築します。また、関係機関や地域社会との連携を深め、多様性を尊重し、互いに支え合う共生社会の実現を目指します。

No.	施策名	内容	備考
90	外国籍児童等への支援	外国籍児童生徒に対して、日本語支援ボランティアを学校に派遣し、学校生活に馴染めるよう、支援します。	【担当課】 子ども支援センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
91	外国籍児童等に対する学習支援	和歌山大学の留学生と連携し、外国籍児童生徒に対して、母語と日本語による学習支援を行います。	【担当課】 学校支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
92	未就学児の把握と就学支援	外国籍の未就学児童を把握し、就学先について問い合わせ、就学に向けた必要な支援を行います。	【担当課】 学校支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
93	ヤングケアラー支援	ヤングケアラーへの寄り添いや相談支援、また、適切な支援等の情報提供を行うことで、こどもらしく安心・安全な生活を守るためのサポートを行います。 また、関係機関等の知識の醸成を図るための研修を実施するとともに、関係機関と連携を強化し、ヤングケアラーの早期発見・早期対応ができる環境を整備します。	【担当課】 こども家庭センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
90	外国籍児童等への支援	ボランティア派遣 要請充足率	79.4%	100%
92	未就学児の把握と 就学支援	把握できていない 児童数	0人	0人
93	ヤングケアラー支援	支援者養成研修 受講者数	—	200人

(4) 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、そして虐待を受けたこどもの保護・自立支援までを包括的にカバーする支援システムの確立を目指します。家族全体を支援の対象として捉え、虐待の連鎖を断ち切るための長期的な支援策も展開します。

No.	施策名	内容	備考
94	こどもの虐待防止に関する啓発	こども家庭センターを中心に、児童虐待の防止やあらゆるこどもに対する相談支援を行うとともに、出前講座や研修会等により、知識の普及・啓発に努めます。 また、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの広報啓発を実施します。	【担当課】 こども家庭センター 人権同和施策課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
95	こどもの虐待防止に対するネットワークの充実	民生委員・児童委員をはじめ地域住民と保健所、保育所、学校、福祉事務所等のこどもに関わる機関の連携を強化し、関係機関相互の情報交換を図ります。 要保護児童対策地域協議会として円滑な連携体制の構築を進めるとともに、地域での見守りや家庭に対する日常的な相談・支援への的確な対応に努めます。	【担当課】 こども家庭センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
96	児童虐待に関する相談体制の充実	こどもの虐待に関する専門知識を有した職員による相談・支援体制の充実に努めます。 関係機関との連携を図り、虐待通告受理機関としての役割を強化します。	【担当課】 こども家庭センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
94	こどもの虐待防止に関する啓発	啓発活動回数	29回	30回
95	こどもの虐待防止に対するネットワークの充実	虐待防止ネットワーク会議開催数	152回	200回

基本目標5 こども・若者の健全育成と自立支援の推進

(1) こどもの権利擁護と人権教育の推進

こどもの権利を尊重し、全ての市民が互いの人権を認め合う共生社会の実現を目指します。こどもたちが自分の権利を理解し、主体的に社会に参画できる環境を整えるとともに、学校、家庭、地域が連携して人権教育を推進します。

No.	施策名	内容	備考
97	こどもの権利に関する啓発	「子どもの権利条約」に基づき、様々な機会を利用してこどもの権利を守る意識の啓発に努めます。人権啓発DVDの貸出や市報わかやま人権特集号での啓発活動を継続し、「子どもの権利条約」について市民の理解を深めます。	【担当課】 人権同和施策課 学校支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
98	人権教育・啓発の推進	全小・中学校で人権教育に係る全体計画を作成し、児童生徒の発達段階に応じた人権教育を推進します。教職員の人権意識向上と指導力強化のための研修も継続して実施し、学校全体で人権教育に取り組む体制を強化します。	【担当課】 学校支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
97	こどもの権利に関する啓発	研修会の開催回数	3回	3回
98	人権教育・啓発の推進	人権教育の推進に関する調査実施率	100%	100%

(2) 家庭教育支援の充実

子育て世代にとって魅力的で、こどもたちの健やかな成長を支える温かい地域社会の実現を目指します。主に対面でのきめ細かなサポートを行うことで、効果的な子育て支援を展開し、誰もが安心して子育てができる、活力ある地域社会の構築を推進します。

No.	施策名	内容	備考
99	前向き子育て推進事業	トリプルP (Positive Parenting Program) を実施し、児童虐待の未然防止とよりよい親子関係の構築を目指します。 グループワーク等を通じて、こどもの発達や行動の理解、好ましい関わり方を学習する機会を提供します。	【担当課】 こども家庭センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
100	養育支援訪問事業の充実 【再掲No.10】	母子保健事業や関係機関からの連絡・通告等により把握され、養育支援が必要と判断された家庭に対し、こども家庭センターを中心に、関係機関と連携を図りながら、育児負担の軽減及び児童虐待の未然防止、予防のための支援を行います。 また、保護者の病気や障害などの理由により、家事や育児が十分でない家庭に対し、ヘルパーを派遣し、ヘルパーと一緒に作業することで、保護者の家事能力や育児能力の向上を図ります。 児童福祉と母子保健の連携がより必要な家庭に対して、支援内容を記載したサポートプランを作成します。支援機関と保護者で共有することで、課題や問題点の明確化を行い、支援につなげやすくします。	【担当課】 地域保健課 こども家庭センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
101	絵本の読み聞かせの啓発	絵本を読み聞かせることで、こどもたちの聞く力や想像力を育て、健全な成長へとつなげます。 市民図書館では、赤ちゃんから幼児・小学生向けの成長段階に合ったおはなし会を実施し、こどもに読んでほしい絵本の紹介や読み聞かせの大切さを伝えます。	【担当課】 読書活動推進課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
		家庭での読書活動の大切さを知ってもらうために、各事業の機会を捉え、年齢に応じた絵本の読み聞かせの実施や普及・啓発に努めます。	【担当課】 地域保健課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

102	子育てひろばの充実	コミュニティセンター等で、親子が集い、子育てのヒントにつながる活動を体験し、互いに学び合う場を提供します。また、保護者への家庭教育支援、こどもの成長・発達へのアドバイスをを行います。 安全な実施を心がけつつ、親子の成長や悩み解決につながるサポートを行います。	【担当課】 子育て支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
103	家庭教育・地域力の充実	コミュニティ・スクールと地域共育コミュニティと連携し、学校・家庭・地域をつなぐ役割を果たします。土曜日、日曜日の事業情報提供を強化し、生涯学習人材バンク制度の情報提供にも努めます。 地域の清掃活動や見守り活動を通じて、地域を大切にしたい思いを養い、安心・安全なまちづくりにつなげます。 子どもたちに様々な活動機会や学習の場を提供し、地域づくりを担う人材育成に取り組みます。	【担当課】 生涯学習課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
104	読書活動推進事業	読書の重要性を子育て世代の保護者に伝え、家庭での読書時間の確保を促進します。 多くの本に触れる機会を提供し、こどもの読書環境の充実と健全な成長を支援します。	【担当課】 学校教育課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
105	家庭教育支援の場の充実	地区公民館の運営を各地区に委託し、地域の実情に応じた特色ある取組を推進します。 「赤ちゃん教室」を各学校で実施し、児童生徒が親子とふれあうことで、命の重み、親への感謝、家庭のあり方、子育ての大切さを学ぶ機会を提供します。 多くの児童生徒が赤ちゃんとおふれあえる機会を増やし、家庭教育の重要性への理解を深めます。	【担当課】 生涯学習課 学校支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
99	前向き子育て推進事業	グループワーク実施回数	3回	4回
101	絵本の読み聞かせの啓発	おはなし会開催回数	327回	330回
102	子育てひろばの充実	新規登録者数	437人	660人
		延べ参加人数	5,202人	5,300人
103	家庭教育・地域力の充実	共育コミュニティ事業	4地域	18地域
105	家庭教育支援の場の充実	各地区で実施された家庭教育支援事業	73回	42回*

(3) 学校教育の充実と教育環境の整備

教育環境の多様化と充実、ICTを活用した教育の推進、国際理解教育の強化、環境教育の充実など、多角的なアプローチでこどもたちの「生きる力」を育みます。コミュニティ・スクールを通じた地域と連携した学校づくり、特別支援教育の充実、きめ細かな教育相談体制の構築により、一人ひとりのこどもに寄り添った教育を実現します。

No.	施策名	内容	備考
106	通学区域制度の弾力化	こどもの個性や適性に応じた学校選択が可能となるよう、小学校・中学校に入学する児童生徒を対象に、地域の要望に応じて一定の条件の下で通学区域制度の弾力化を実施します。 また、通学区域協議会での協議を経て、新入学児童生徒からの適用を進めます。	【担当課】 学校支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
107	教育インターネットの利活用	小学校・中学校でのインターネットを活用した授業改善を図ります。 ICTを活用することで教員の指導力向上を図るだけでなく、教育資料の共有を行うことで教員の負担軽減を図ります。 各学校でICTを活用した授業の好事例を市内学校に周知し、インターネットを活用した授業への関心を高め、活用を促進します。	【担当課】 教育研究所 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
108	明日の和歌山市を築くジュニア会議	中学生が市長や教育長と関心の高い問題や時事的テーマについて意見交換等を行い、和歌山市政や社会全般について関心を高め、学区を越えた生徒同士の交流を図り、将来進むべき方向について考える契機とします。 各学校が議場で各学校や地域等における課題についてプレゼンテーションを行う機会を設けます。	【担当課】 学校教育課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
109	国際理解教育の推進	全ての小・中・義務教育学校の各クラスに外国語指導助手（ALT）を派遣し、こどもたちのコミュニケーション能力の育成を図るとともに、異文化に対する理解や国際感覚を深めることを推進します。	【担当課】 学校教育課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
110	情報教育環境の整備と情報教育の推進	1人1台端末を活用した学習を進めるとともに、基本的な活用から学年に応じた児童生徒が課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することができるよう、情報教育環境及び指導環境の充実を図ります。	【担当課】 教育研究所 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

111	環境教育の推進	<p>持続可能な社会の担い手を育成するため、学習指導要領に基づき教科等横断的に環境教育を進めます。</p> <p>小学4年生の社会科学習と連携した青岸清掃センター施設見学や、小学5年生の自然体験学習を実施します。</p> <p>また、本市のごみ処理の現状と3Rの推進及び生活排水についての出前講座を行い、環境教育を推進します。</p>	<p>【担当課】 学校教育課</p> <p>【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子</p>
112	信頼される学校づくり	<p>コミュニティ・スクールを通し地域とともにある学校づくりを進め、学校評価を行うことで、教育の充実を図るとともに、信頼される学校を目指します。</p> <p>各学校が家庭や地域社会と連携・協働しながらこどもたちの成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めます。</p> <p>また、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていきます。</p>	<p>【担当課】 学校教育課</p> <p>【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子</p>
113	地域の安全・安心教育の実施	<p>各校における避難訓練の実施と「世界津波の日」（11月5日）に合わせ、地震・津波避難訓練を実施します。</p> <p>安全を確かめ、危険回避ができる正しい判断力と行動力を身につけ、災害時には適切な避難行動がとれるよう、防災教育の実施を推進します。</p> <p>保護者や地域と協同した訓練を実施することで、児童生徒の自助・共助の意識を高めます。</p>	<p>【担当課】 学校支援課</p> <p>【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子</p>
114	特別支援教育児童生徒指導事業	<p>各小学校を窓口とした就学相談を行うとともに、教育支援委員会において学びの場の検討を行います。</p> <p>障害のある児童・生徒の適正な学びの場について検討するとともに、就学に関する相談も実施します。</p> <p>保健センターや保育こども園課と連携しながら、丁寧な就学相談を行っていきます。</p>	<p>【担当課】 学校支援課</p> <p>【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子</p>
115	特別支援教育支援員派遣事業	<p>発達障害のある児童・生徒に対し、学習上、生活上の支援を行う特別支援教育支援員・特別支援教育支援補助員を派遣し、継続的な支援を行います。</p> <p>特別支援教育専門員や指導主事が巡回訪問したり、研修をしたりすることで、より充実した支援となるよう取り組みます。</p>	<p>【担当課】 学校支援課</p> <p>【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子</p>

116	学校教育相談体制の充実	いじめや不登校及び児童生徒の生活上の課題に適切な対応ができるよう、学校や関係機関との連携による支援体制づくりを推進します。 全小学校・中学校・市立高等学校にスクールカウンセラーを配置し、カウンセリングの手法で児童生徒に対する相談支援を実施します。 また、保護者や教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故・災害等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアを行います。	【担当課】 学校支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
-----	-------------	---	--

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
107	教育インターネットの利活用	地域インフラネットの整備率	100%	100%
109	国際理解教育の推進	年間派遣回数	小学校 12回 中学校 12回	小学校 12回 中学校 12回
110	情報教育環境の整備と情報教育の推進	教育用コンピューター1台あたりの児童数	1人	1人
113	地域の安全・安心教育の実施	地域や他の学校園と連携した防災訓練の実施校数	46校	57校
114	特別支援教育児童生徒指導事業	教育支援委員会・相談の実施率	100%	100%
115	特別支援教育支援員派遣事業	支援員及び介助員の配置率	95.6%	100%

大学生の意見

○大人になってからも分からないことが多いと思うので、政治・税金・お金などの教育にもっと力をいれてほしい。

⇒No.108「明日の和歌山市を築くジュニア会議」において、中学生が市長や教育長と関心の高い問題や時事的テーマについて意見交換等を行い、和歌山市政や社会全般について関心を高め、将来進むべき方向等について考える場について記載しています。

(4) 青少年の健全育成

学校、家庭、地域、関係機関が連携して青少年を見守り育てる環境づくりを推進し、子どもたちが心身ともに健全に成長し、社会の一員として活躍できる地域社会の実現を目指します。

No.	施策名	内容	備考
117	こどもの居場所づくり	「体験活動」「土曜教室」「学校施設開放」を各校、年間計画に基づき実施します。 校区子どもセンター事業は、地域のボランティアの協力をいただきながら、引き続き活動を継続していきます。 各校区運営委員長交流会を実施し、運営に必要な情報を共有します。	【担当課】 生涯学習課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
118	放課後児童クラブ（若竹学級等）の充実	利用希望者の増減に柔軟に対応するよう学校施設のタイムシェア（相互利用）を進めます。 民間委託による柔軟な学級運営を行い、真に利用が必要な希望者のため、こまめに定員調整を行います。 学校外施設の活用やプレハブ教室の建設も含め検討し、待機児童の解消を目指します。	【担当課】 青少年課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
119	放課後子ども総合プランの整備・推進	放課後児童クラブの充実を図るとともに、放課後子供教室の一体型または連携型の運営を段階的に導入し、全ての児童が多様な体験・活動を行える環境を整備します。	【担当課】 青少年課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
120	非行防止のための推進	ゲームセンターや大型商業施設等へ街頭補導を行い、問題行動をしている子どもに対して適切な指導を行います。 小学生・中学生や保護者に対して相談活動を実施し、非行防止や健全育成のための適切な指導を行うとともに、自立や立ち直りを図るための支援を行います。	【担当課】 少年センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
121	学校、警察との連携	月に1回、北・西・東署管内に分かれて学校・警察補導連絡協議会を実施し、学校、警察、市教委、県教委、児相、少年センターが情報交換を行い、健全育成のための連携を図ります。 警察主催のマナーアップキャンペーンや薬物乱用防止啓発活動に、中学生たちと参加します。	【担当課】 少年センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

122	スポーツ環境の充実	こどもに豊かなスポーツ活動を提供するため、スポーツ、レクリエーションの充実を図るとともに、指導者への講習の受講等呼びかけ、こどもたちがスポーツにより一層関心を持つよう努めます。	【担当課】 生涯学習課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
123	健全育成体制の充実	青少年健全育成に関係する団体や関係機関と連携を図り、引き続き健全育成を推進していきます。	【担当課】 青少年課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
124	青少年団体の育成	児童数・生徒数の減少により団体数そのものが減少していますが、引き続き地域活動連絡協議会をはじめとする活動団体を支援していきます。	【担当課】 青少年課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
125	健全育成対策の充実	青少年の健全育成を図るため、青少年育成推進員等連絡協議会等との関係機関と連携し、活動を推進します。	【担当課】 青少年課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
126	こどもにとって有害な環境・情報等の点検及び浄化活動	和歌山市にある書店、コンビニ、商業施設に立ち入り調査を行い、こどもにとって有害な図書、DVD、玩具、タバコ等の販売について浄化活動を行い、こどもの非行防止、健全育成に努めます。 未成年者に対する有害な物の販売について、警察等関係機関と協力し、点検していきます。	【担当課】 少年センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
127	P T A 連 合 会 活 動 の 推 進	公立幼稚園、小学校、中学校P T A 連 合 会 と 連 携 ・ 協 力 を し な が ら、 活 動 の 推 進 を 図 り ま す。 P T A 連 合 会 の 様 々 な 活 動 を 支 援 し 連 携 ・ 協 力 を 強 め る と と も に、こどもの健全育成のため、家庭や地域の教育力を高めます。	【担当課】 生涯学習課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

128	インターネット上の有害情報対策の推進	<p>情報モラル教室を行い、実例をもとに子どもたちや保護者に対し、スマートフォンやインターネットの使い方について啓発に努めます。</p> <p>保護者向けの情報モラル教室では、家庭・学校・地域と連携し、スマートフォンの使用に関するルールを決めることの重要性を伝え、遵守の徹底に努めます。和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会で検討されたSNSに関する啓発リーフレットを、各保護者に配布します。</p>	<p>【担当課】 少年センター 子ども支援センター</p> <p>【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子</p>
-----	--------------------	---	---

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
117	こどもの居場所づくり	小学校区 子どもセンター開設率	98%	100%
118	放課後児童クラブ (若竹学級等)の充実	4月1日における若竹 学級入級申請者数に対 する実入級者数の割合	94.8%	100%
119	放課後子ども総合 プランの整備・推進	一体型放課後 児童クラブ・ 放課後こども教室数	0 か所	1か所
120	非行防止のための推進	街頭補導実施回数	210 回	200 回*
121	学校、警察との連携	実施回数	40 回	40 回
122	スポーツ環境の充実	スポーツ少年団数	94 団体	68 団体*
123	健全育成体制の充実	少年メッセージ 和歌山市大会の 作文応募者数	1,350 人	1,350 人
124	青少年団体の育成	支援団体数	70 団体	70 団体
125	健全育成対策の充実	協議会開催回数	1 回	1 回
126	こどもにとって有害な 環境・情報等の点検及 び浄化活動	有害図書点検・ 浄化活動実施店舗数	207 店舗	200 店舗*
127	PTA連合会活動の推進	PTA連合会数	3 団体	3 団体

子育て当事者の意見

○学校での性教育や情報リテラシー教育について、こどもと保護者に寄り添いながら現状に沿った教育内容に取り組んでほしい。

⇒情報リテラシー教育については、No.128「インターネット上の有害情報対策の推進」において、「情報モラル教室を行い、実例をもとに子ども達や保護者に対し、（中略）スマートフォンの使用に関するルールを決めることの重要性を伝え、遵守の徹底に努めます」としています。

(5) 困難を有するこども・若者への支援

全てのこども・若者が安心して成長し、自立できる社会の実現を目指します。社会情勢の変化や新たな課題に柔軟に対応しながら、支援の質の向上と体制の強化を継続的に図ります。

No.	施策名	内容	備考
129	学校・支援機関等との連携によるこどもや家庭への支援	スクールソーシャルワーカーや関係機関等と連携し、困難を有する児童生徒とその家庭を支援します。中学校区の小学校も支援対象とし、兄弟間や家族も含めた支援を行います。	【担当課】 子ども支援センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
130	カウンセリングの実施、保護者に対する助言	心理担当支援員を中心に、養育環境や児童虐待等により被害を受けたこどもの心のケアや、こども・保護者の悩みや不安に対するカウンセリングを行います。また、関係機関との連携を強化し、必要に応じて専門的な支援へのスムーズな移行を図ります。	【担当課】 こども家庭センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
131	不登校やいじめに関する対策	電話や来所による教育相談を行い、不登校のこどもや保護者、教職員への支援を行います。また、不登校やいじめに関する効果的な方策について検討します。相談先の周知を継続して行い、支援につながるケースの増加を図ります。	【担当課】 子ども支援センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
132	ふれあい教室及び校内教育支援センターによる支援	子ども支援センターにおいて、様々な理由で学校に行きづらいこどものためのふれあい教室を設置し、自己選択による学習活動・体験活動等を通じて、社会的自立を支援します。 ICT環境を活用し、デジタル学習教材等の利用の促進を図るとともに、通級が難しい児童生徒へのオンライン面談や、保護者支援として保護者会の開催を行います。 また、学びが継続できる居場所の1つとして、市立全中学校及び義務教育学校に設置している校内教育支援センター（SSR）において、不登校生に寄り添った支援を行います。	【担当課】 子ども支援センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

133	こども・若者相談支援の充実	和歌山市子ども・若者支援庁内連絡会議により、関係各課の連携を密にします。 「若者サポートステーションわかやま」との連携を深め、就労支援だけでなく、生活支援や心理的支援等、総合的なサポート体制を構築します。	【担当課】 青少年課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
134	ひきこもり者への相談支援の充実	和歌山市ひきこもり支援ステーション事業を継続し、ひきこもり支援コーディネーターを中心に、ひきこもりに関する相談支援を実施します。 和歌山県ひきこもり地域支援センター等と連携しながら、相談者に適切な専門機関を紹介します。	【担当課】 保健対策課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
135	ひきこもり者へのアウトリーチによる相談支援	ひきこもり支援については、相談の拠点、また関係機関との連携や協力が必要であり、引き続き支援の体制整備とともに充実に向けた取組を行います。 必要に応じて家庭への訪問支援を行うことができるよう、方法や体制の整備に努めます。 委託先の事業所においても訪問支援できる体制を維持し、アウトリーチによる支援を推進します。	【担当課】 保健対策課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
129	学校・支援機関等との連携によるこどもや家庭への支援	スクールソーシャルワーカーの配置校数	全中学校区配置 (義務教育学校含む)	全中学校区配置 (義務教育学校含む)
133	こども・若者相談支援の充実	サポステ登録者数	156人	156人

(6) 若者の就労支援とキャリア教育

若者が自らの適性や能力を認識し、将来に向けた明確な目標を持てるよう促すとともに、地域社会と連携しながら若者の円滑な就労と自立を実現し、活力ある地域経済の発展につなげることを目指します。

No.	施策名	内容	備考
136	若者への就労支援の推進	若者が市内企業への理解を深められるよう、合同企業説明会や市内企業へのインターンシップを開催することにより、若者の就労を支援します。	【担当課】 産業政策課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
137	キャリア教育の推進	小学校では、働く人々との交流や職場（社会）見学を実施するとともに、中学校では公共施設や企業等と連携した職業体験活動等を行い、将来を見据えた勤労観・職業観を形成し、自らの将来に夢や目標を持てるような啓発に努めます。	【担当課】 学校教育課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
136	若者への就労支援の推進	就業支援事業開催回数	5回	5回
137	キャリア教育の推進	「将来の夢や目標を持っている」と答える若者の割合	80.7%	90%

大学生の意見

○大人になってからも分からないことが多いと思うので、政治・税金・お金などの教育にもっと力をいれてほしい。

⇒No.137「キャリア教育の推進」において、小学校での職場（社会）見学や、中学校での職業体験活動等を行い、将来を見据えた勤労観・職業観を形成し、自らの将来に夢や目標を持てるような啓発に努めることを記載しています。

(7) 健康教育と生命の安全教育の推進

こどもたちが自他の生命を尊重し、健康的な生活習慣を身につけ、様々な課題に適切に対処できる力を育成するとともに、学校、家庭、地域が連携してこどもたちの健やかな成長を支える環境づくりを推進し、心身ともに健康で安全な社会の実現を目指します。

No.	施策名	内容	備考
138	学校における性教育の充実	人間尊重や男女平等の精神の徹底を図り、性に関する基礎的・基本的な内容を、児童生徒の発達の段階に即して正しい理解を促します。 また、児童生徒が、人間関係や現在及び将来直面する性に関する諸課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう、性に関する指導を行います。	【担当課】 保健給食管理課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
139	学校における喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止教育の充実	喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止教室を行い、健康や社会に与える悪影響について、理解を促します。 医師、歯科医師、薬剤師を中心とした和歌山禁煙教育ボランティアの会による喫煙防止教室を各学校で実施するよう周知し、健康教育の充実を図ります。	【担当課】 少年センター 保健給食管理課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
140	エイズ(AIDS)、性感染症(STI)、性教育出前講座の開催	学校及び関係機関からの希望に応じて出前講座を実施します。 中高生を中心に若年層を主対象とした啓発、正しい知識の普及に努め、世界エイズデーに合わせ、市内商業施設で啓発イベントを実施するとともに、学校等にパンフレットを送付します。 また、SNSでエイズに関する情報を発信し、啓発を実施します。	【担当課】 保健対策課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
141	自殺対策の推進	自殺対策を支える人材養成として、ゲートキーパー養成に取り組みます。 「生きることの包括的な支援」に関わる支援者等に対して、ゲートキーパー研修等の自殺対策に関する研修等を実施するとともに、出前講座の実施形態について、対面に限らず、ICTを活用し柔軟に実施します。 また、周囲の人が自殺の危険を示すサインに気づき、適切に行動できるよう、必要な基礎的知識の普及を図ります。	【担当課】 保健対策課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

142	赤ちゃんふれあいプロジェクト (赤ちゃん教室)	児童・生徒が親子とふれあうことで、命の重み、親に対する感謝を再認識し、家庭のあり方、子育ての大切さを学ぶ機会を提供します。 多くの児童生徒が赤ちゃんといふれあうことができるように回数を増やしていきます。	【担当課】 学校支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
-----	----------------------------	--	--

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
138	学校における性教育の充実	性教育の実施率 (小・中)	100%	100%
140	エイズ(AIDS)、性感染症(STI)、性教育出前講座の開催	出前講座回数	3回	増加
141	自殺対策の推進	出前講座回数	8回	増加
142	赤ちゃんふれあいプロジェクト (赤ちゃん教室)	小学校・中学校 実施回数	3回	18回

大学生の意見

○性教育を充実し、望まない妊娠をしないようにしてほしい。

子育て当事者の意見

○学校での性教育や情報リテラシー教育について、こどもと保護者に寄り添いながら現状に沿った教育内容に取り組んでほしい。

⇒No.138「学校における性教育の充実」において、「人間関係や現在及び将来直面する性に関する諸課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう性に関する指導を行います。」としています。

⇒No.140「エイズ(AIDS)、性感染症(STI)、性教育出前講座の開催」において、希望に応じて学校や関係機関への出前講座を実施し、性をとりまく様々な問題について考え、学ぶ機会となるよう取り組むことを記載しています。

基本目標6 こどもの貧困対策と教育機会確保の徹底

(1) 教育支援の充実

全てのこどもたちが自らの可能性を最大限に発揮し、豊かな人間性と確かな学力を身につけられるよう、学校、家庭、地域が一体となってこどもたちの教育を支える環境づくりを推進し、将来の社会を担う人材の育成と、誰一人取り残さない教育の実現を目指します。

No.	施策名	内容	備考
143	学習支援	他機関等と連携をとりながら、基礎学力向上等の学習支援や進学等に関する教育相談、学習の場所・機会の提供を通じ、高等学校等への進学の支援を行います。	【担当課】 生活支援第2課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
144	文化芸術による子供育成総合事業	こどもたちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の確保や芸術家による計画的・継続的なワークショップ等の実施により、こどもたちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力等を養います。	【担当課】 学校教育課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
145	学校における食育の推進	学校教育活動全体を通して、学校における食育の推進を図り、食に関わる資質・能力の育成を目指します。 また、食事環境の整備、献立内容の充実、給食指導の推進、家庭との連携の強化等、学校給食のより一層の充実を図るなど、学校における食育を推進します。	【担当課】 学校教育課 保健給食管理課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
146	特別支援教育児童生徒指導事業 【再掲No.114】	各小学校を窓口とした就学相談を行うとともに、教育支援委員会において学びの場の検討を行います。 障害のある児童・生徒の適正な学びの場について検討するとともに、就学に関する相談も実施します。 保健センターや保育こども園課と連携しながら、丁寧な就学相談を行っていきます。	【担当課】 学校支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
147	学校教育相談体制の充実 【再掲No.116】	いじめや不登校及び児童生徒の生活上の課題に適切な対応ができるよう、学校や関係機関との連携による支援体制づくりを推進します。 全小学校・中学校・市立高等学校にスクールカウンセラーを配置し、カウンセリングの手法で児童生徒に対する相談支援を実施します。 また、保護者や教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故・災害等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアを行います。	【担当課】 学校支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

148	不登校やいじめに関する対策 【再掲No.131】	電話や来所による教育相談を行い、不登校の子どもや保護者、教職員への支援を行います。 また、不登校やいじめに関する効果的な方策について検討します。 相談先の周知を継続して行い、支援につながるケースの増加を図ります。	【担当課】 子ども支援センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
149	こどもの貧困に関する啓発	こどもの貧困の信号を早期に発見し、適切な支援につなげるため、関係機関と連携を図ります。	【担当課】 子育て支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
143	学習支援	受講者数	9人	15人
145	学校における食育の推進	行事食や地産地消の日の給食提供回数	26回	28回

小学生の意見

○相談できる場所があればいい。一人ぼっちの時も来たら楽しくしゃべったり相談ができるから。自分の話を聞いてほしいと思うから。

⇒No.147「学校教育相談体制の充実」、No.148「不登校やいじめに関する対策」において、児童生徒への不登校やいじめに関する相談支援について記載しています。



(2) 生活支援の強化

全ての子どもたちが安心して生活し、健やかに成長できる環境づくりを推進するとともに、地域社会全体で支え合う仕組みを構築し、誰もが希望を持って暮らせる共生社会の実現を目指します。

No.	施策名	内容	備考
150	こどもの居場所づくり (児童育成支援拠点事業)	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。	【担当課】 子育て支援課 こども家庭センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
151	子供食堂への支援	「子供食堂（こどもの居場所）」の開催状況等をホームページ等で発信し、利用したい子供食堂の情報がすぐに得られるよう支援します。 運営に必要な地域資源（食材や物資など）を提供する団体等との連携を支援し、寄付等のマッチングを行います。 コミュニティセンターの使用について、使用料の減免を通して、安心・安全な子供食堂が運営できるよう支援します。	【担当課】 子育て支援課 生涯学習課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
152	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことで、生活困窮状態からの早期自立を支援します。 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。 面談による相談だけでなく電話相談やインターネットでも相談を受け付けて対応します。 他機関等とも連携をとりながら、引き続き生活困窮者の自立等が円滑に進むよう支援します。	【担当課】 生活支援第2課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
153	養育費確保支援補助金制度	養育費に関する公正証書等の作成で負担した経費や、保証会社と養育費保証契約を締結した際に負担した経費、養育費確保のための強制執行で負担した経費について、市が補助します。	【担当課】 こども家庭課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

154	里親制度	実の家庭で暮らすことのできない子ども達に対し、深い愛情と理解を持って育ててくれる里親の認知度を高める啓発活動を関係機関と連携し行います。また、引き続き里親相談会によって里親の新規開拓を行います。	【担当課】 こども家庭センター 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
-----	------	---	--

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
150	こどもの居場所づくり (児童育成支援拠点事業)	実施か所数	—	3か所
152	生活困窮者 自立支援事業	延べ相談件数	942件	1,200件
153	養育費確保支援 補助金制度	支給件数	公正証書等作成費補助 55件	65件

小学生の意見

〇つらいときとか家にいたくないときにいられるところ、家にひとりでいるひとが集まって楽しくできる場所があったらいい。

⇒No.150「こどもの居場所づくり（児童育成支援拠点事業）」において、家庭や学校に居場所のない児童の居場所となる場をつくることを記載しています。

(3) 保護者に対する就労支援

保護者が自身のスキルや希望に合った就労を実現し、安定した収入を得られるよう支援するとともに、関係機関との連携を強化し、地域全体で保護者の就労を支える体制を構築することで、子育て世帯の経済的自立と生活の質の向上を目指します。

No.	施策名	内容	備考
155	求人情報等の提供	ハローワーク発行の「ハローワーク求人情報」等を活用し、求職者に対して情報提供を実施します。	【担当課】 産業政策課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
156	転職・再就職の支援	転職や再就職を支援するため、就職支援事業や関係機関と連携した事業を継続して実施します。	【担当課】 産業政策課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
155	求人情報等の提供	情報提供回数	50回	50回
156	転職・再就職の支援	事業開催回数	4回	4回

(4) 経済的支援の拡充

全ての子どもたちが家庭の経済状況に関わらず質の高い教育・保育を受けられるよう、経済的支援を行います。子育て世帯の生活の安定化を支援し、子どもたちの健やかな成長と将来の可能性を広げる社会の実現を目指します。

No.	施策名	内容	備考
157	就学援助	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品、給食費、修学旅行費等の援助を行います。 また、学用品費等の支給単価を国基準並みで維持していきます。	【担当課】 学校支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
158	実費徴収に係る補足給付を行う事業	新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯や多子世帯について、給食費として実費徴収している費用のうち、副食費の助成を実施します。	【担当課】 保育子ども園課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
159	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定子ども園を利用する3歳から5歳までの児童及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の利用料を無償化します。 認可外保育施設等を利用する保育の必要性があると認定された児童についても、一定の上限月額のもと、その利用料を無償化します。 満3歳になって初めての4月1日から就学前の障害児の発達支援についても、障害児通所施設の利用料を無償化します。 幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の給付や児童発達支援等の利用者負担の無償化を引き続き実施します。	【担当課】 保育子ども園課 障害者支援課 教育政策課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

160	小学校給食費の無償化	小学校給食における給食費の無償化を継続します。	【担当課】 保健給食管理課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
161	中学校全員給食化・給食費の無償化	中学校給食センターの整備を行い、安心・安全な学校給食を提供し、その給食費の無償化を目指します。	【担当課】 保健給食管理課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

■目標

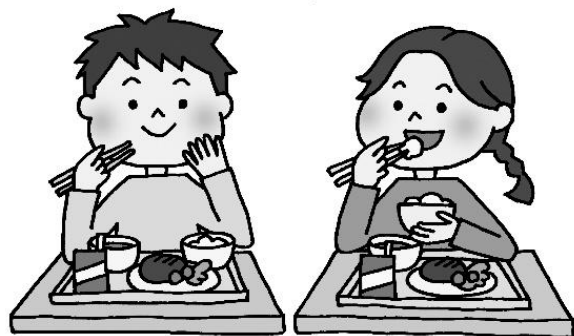
No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
160	小学校給食費の無償化	市立小学校の給食費無償化実施割合	100%	100%
161	中学校全員給食化・給食費の無償化	市立中学校の給食費無償化実施割合	—	100%

大学生の意見

○少子化対策として経済的支援が特に必要。教育費や医療費の無償化など経済的支援を拡大していくべき。

⇒教育費については、No.157「就学援助」において、「経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品、給食費、修学旅行費などの援助を行います。」としています。

また、No.158～161においても、経済的支援についての事業内容をまとめています。



基本目標 7 多方面からの少子化対策の実施

(1) 出産支援及び子育て世帯への支援の充実

少子化対策として、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てられる環境を整備することで、子育て支援の充実した地域社会の実現を目指します。

No.	施策名	内容	備考
162	児童手当の支給	令和6年10月の制度改正による18歳年度末までの支給期間延長、第3子の支給額倍増、所得制限撤廃、年6回の支給、多子加算のカウント方法見直しを適切に実施します。 また、窓口での案内、市報やホームページ等を活用した周知・広報活動により、申請漏れを防ぎ、適正に支給を行うよう努めます。	【担当課】 こども家庭課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
163	こども医療費助成	高校卒業年齢までの子どもを対象に、保険診療の自己負担額助成を継続して実施します。 所得制限撤廃や対象年齢拡大の効果を検証しつつ、医療費の動向を注視します。 また、保険証廃止に向けた運営方法の見直しを行い、より効率的で利用しやすい制度を目指します。	【担当課】 こども家庭課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
164	出産育児一時金の支給	国民健康保険に加入している人が出産したときに、出産育児一時金の支給を継続して実施します。 直接支払制度の利用を促進し、出産時の経済的負担を軽減します。 また、国保加入期間が6か月未満の場合の二重払い防止に留意しつつ、適切な給付を行います。	【担当課】 国保年金課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
165	子育て中の多子世帯に対する経済的支援	多子世帯の経済的負担を軽減するため、教育・保育施設等において、第2子は一定の所得制限のもとで、第3子目以降は所得に関係なく保育料を無償化します。 また、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の利用料助成を継続します。	【担当課】 保育こども園課 子育て支援課 障害者支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
166	産前産後期間の保険料減額	出産予定日（または出産日）が属する月の前月から、出産予定日（または出産日）が属する月の翌々月の計4か月分の保険料を減額します。 多胎妊娠・出産の場合は、出産予定日（または出産日）が属する月の3か月前から6か月間を減額します。	【担当課】 国保年金課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

167	妊婦のための支援給付	妊婦支援給付金として、妊娠届出後速やかに5万円を、その後妊娠しているこども1人当たり5万円を支給します。 給付金の支給にあたっては、保健センターにおける相談支援やこんには赤ちゃん事業・新生児訪問指導等を効果的に組み合わせることにより、妊娠・出産期における負担の軽減のための総合的な支援につなげます。	【担当課】 地域保健課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
168	こども未来ギフト事業	こどもたちの健やかな成長を願うとともに、未来を応援するため、本市で生まれた全てのこどもの誕生をお祝いし、ギフトを贈呈します。	【担当課】 子育て支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
169	不妊対策事業	不妊治療に要する費用の一部を助成し、また、不妊相談を実施します。	【担当課】 地域保健課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
168	こども未来ギフト事業	申請率	—	100%

大学生の意見

○少子化対策として経済的支援が特に必要。教育費や医療費の無償化など経済的支援を拡大していくべき。

⇒医療費については、No.163「こども医療費助成」において、「高校卒業年齢までのこどもを対象に、保険診療の自己負担額助成を継続して実施します。」としています。

また、No.164～167、No.169においても、経済的支援についての事業内容をまとめています。



(2) 結婚・新生活支援

結婚を希望する独身者の願いを実現し、新たな家庭の形成を支援するとともに、地域社会全体で若い世代の船出を応援する機運を醸成し、活力ある地域社会の維持と少子化対策の推進を目指します。

No.	施策名	内容	備考
170	わかやま Koi むすび	結婚を希望しているにも関わらず、出会いの機会が少ない市民に出会いの機会を提供します。 地域で出会いの場を提供してきた世話人同士が連携して、結婚を望む市内の独身者にお見合い型の出会いの場を提供します。 また、婚活イベントを実施します。	【担当課】 子育て支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子
171	結婚新生活支援事業	新たに結婚した者に対して、和歌山市結婚新生活支援補助金を交付して、新婚世帯を経済的に支援します。 補助対象経費は、住宅の購入費や賃借費等の主に住宅に係る費用や引越し費用となります。	【担当課】 子育て支援課 【事業対象】 乳 幼 学 青 妊 子

■目標

No.	施策	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
170	わかやま Koi むすび	独身者登録数	108人	350人
171	結婚新生活支援事業	申請件数	—	150件

※ 目標値が現状値よりも減少している指標について、主な減少理由は、人口減少及び事業の見直しによるものです。

第5章 教育・保育事業等の充実

第5章 教育・保育事業等の充実

1 教育・保育提供区域の設定

本市における教育・保育の提供区域は、保護者や子どもが移動しやすく、地域とのつながりを考え、6圏域を設定します。

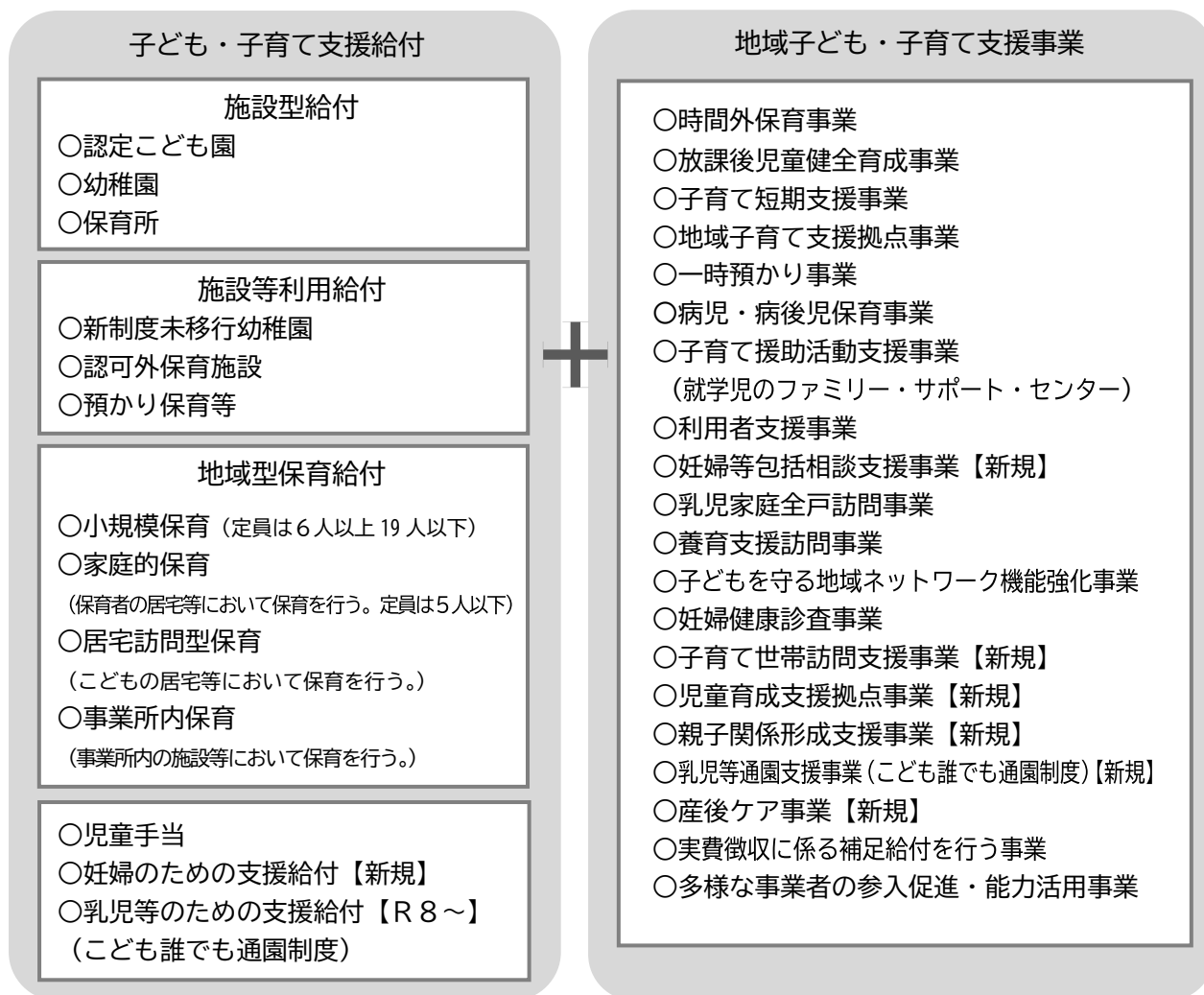
地域子ども・子育て支援事業については、市全域を一つの提供区域と設定します。

圏域	中学校区	小学校区	圏域	中学校区	小学校区	圏域	中学校区	小学校区	
1 ブ ロ ッ ク	加太	加太	2 ブ ロ ッ ク	楠見	楠見	3 ブ ロ ッ ク	高積	小倉	
	西脇	西脇			楠見東			和佐	
		八幡台			楠見西			西和佐	
	貴志	貴志		有功	有功		紀之川	中之島	
		藤戸台			有功東			四箇郷	
		貴志南			鳴滝			四箇郷北	
	河西	木本		紀伊	直川		伏虎義務教育		
		松江			紀伊				
	河北	野崎			川永				
		野崎西			山口				
湊									
福島									
4 ブ ロ ッ ク	城東	大新	5 ブ ロ ッ ク	西和	砂山	6 ブ ロ ッ ク	東	山東	
		広瀬			今福			東山東	
		新南			吹上			岡崎	
	日進	宮北		芦原	東和		安原		
		太田		高松			宮前		
		宮		雑賀崎			和歌浦		
三田	雑賀	明和	名草						
			浜宮						

認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3 - 5歳、幼児期の教育を希望	幼稚園、認定こども園
2号	3 - 5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0 - 2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

子育て支援の「給付」と事業の全体像



2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容

(1) 教育・保育の提供体制の確保内容

- 1号認定については、少子化の影響により利用者数の減少傾向が続いており、現在の定員数で今後5年間の見込み量を十分にカバーできると予測されます。
地域ごとの需要の変化に注意を払いつつ、こどもたちがよりよい環境で成長できるよう環境整備を推進します。
- 2号認定については、女性の就業率の上昇に伴いニーズは依然として高い状況ですが、人口推計による、こどもの減少傾向も考慮する必要があります。
市全体では緩やかな減少が見込まれますが、地域によってニーズにばらつきがあります。
安全な環境で保育ができるよう施設整備を図ります。
- 3号認定については、働き方の多様化や共働き世帯の増加により、低年齢からの保育ニーズが年々高まっています。「和歌山市立保育所整備計画」に基づいて改修や長寿命化の整備を行い、安全な環境で保育ができるよう施設整備を図ります。
また、保育士の処遇改善や働き方改革を進め、安定的な保育サービスの提供に取り組みます。

教育・保育：量の見込みに対する確保方策

(人)

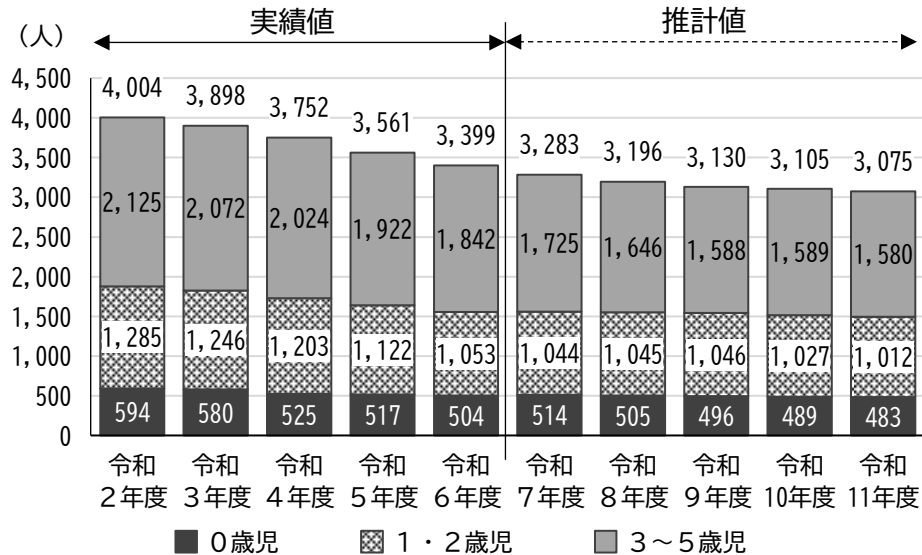
	令和7年度					令和8年度					令和9年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	2,680	3,972	308	946	1,099	2,619	3,857	302	969	1,041	2,524	3,707	297	949	1,065	
②確保の内容	特定教育・保育施設	2,198	4,775	580	1,047	1,318	2,207	4,775	580	1,047	1,318	2,176	4,821	589	1,059	1,324
	確認を受けない幼稚園	2,240					2,240					2,240				
	企業主導型保育施設	0	75	105	122	130	0	75	105	122	130	0	75	105	122	130
②-①	1,758	878	377	223	349	1,828	993	383	200	407	1,892	1,189	397	232	389	

	令和10年度					令和11年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	2,483	3,642	292	935	1,045	2,441	3,581	287	920	1,029	
②確保の内容	特定教育・保育施設	2,176	4,821	589	1,059	1,324	2,176	4,821	589	1,059	1,324
	確認を受けない幼稚園	2,240					2,240				
	企業主導型保育施設	0	75	105	122	130	0	75	105	122	130
②-①	1,933	1,254	402	246	409	1,975	1,315	407	261	425	

確認を受けない幼稚園：施設型給付を受けず、現行のまま残る幼稚園量の見込み：必要利用定員総数

(2) 提供区域ごとにみる教育・保育の提供体制

① 1ブロックの推計人口と教育・保育の量の見込みと提供体制



資料：住民基本台帳（平成31年度～令和6年度のデータを元にコーホート変化率法により推計）

■教育・保育：量の見込みに対する確保方策

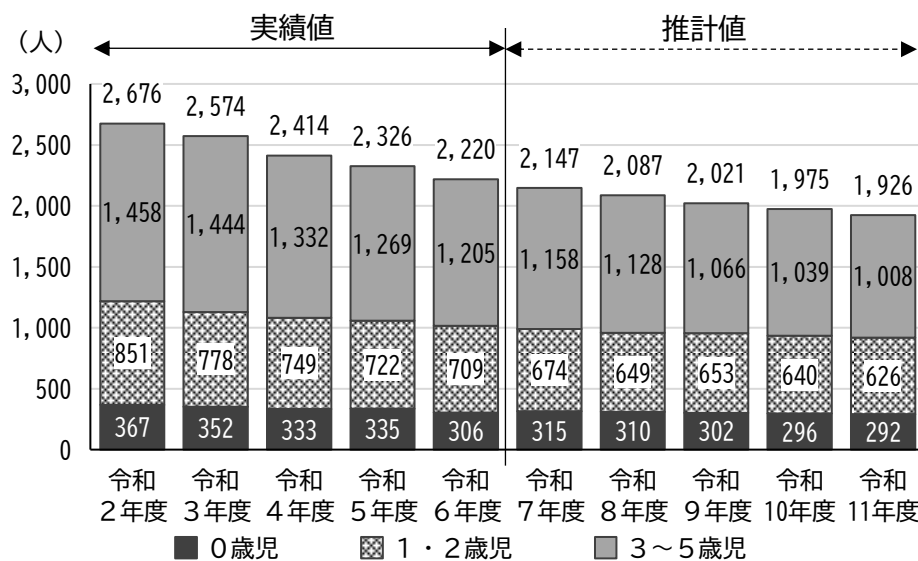
(人)

	令和7年度					令和8年度					令和9年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	388	865	59	191	195	370	825	58	195	191	357	796	57	191	195	
②確保の内容	特定教育・保育施設	393	1,083	113	217	312	393	1,083	113	217	312	393	1,083	113	217	312
	確認を受けない幼稚園	600	/	/	/	/	600	/	/	/	600	/	/	/	/	
	企業主導型保育施設	0	0	3	3	3	0	0	3	3	3	0	0	3	3	
②-①	605	218	57	29	120	623	258	58	25	124	636	287	59	29	120	

	令和10年度					令和11年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	357	796	56	188	191	355	792	56	186	188	
②確保の内容	特定教育・保育施設	393	1,083	113	217	312	393	1,083	113	217	312
	確認を受けない幼稚園	600	/	/	/	/	600	/	/	/	/
	企業主導型保育施設	0	0	3	3	3	0	0	3	3	3
②-①	636	287	60	32	124	638	291	60	34	127	

確認を受けない幼稚園：施設型給付を受けず、現行のまま残る幼稚園
 量の見込み：必要利用定員総数

②2ブロックの推計人口と教育・保育の量の見込みと提供体制



資料：住民基本台帳（平成31年度～令和6年度のデータを元にコーホート変化率法により推計）

■教育・保育：量の見込みに対する確保方策

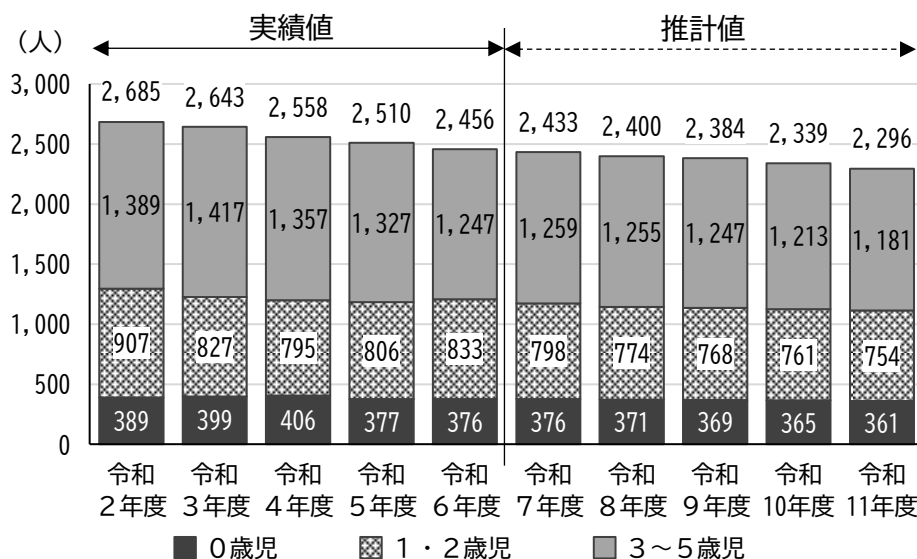
(人)

	令和7年度					令和8年度					令和9年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	266	871	58	190	247	259	848	57	196	222	245	802	55	192	229	
②確保の内容	特定教育・保育施設	366	999	105	234	276	366	999	105	234	276	335	1,045	114	246	282
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	0	/	/	/	0	/	/	/	/	
	企業主導型保育施設	0	12	21	26	31	0	12	21	26	31	0	12	21	26	31
②-①	100	140	68	70	60	107	163	69	64	85	90	255	80	80	84	

	令和10年度					令和11年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	238	781	54	188	225	231	758	53	184	220	
②確保の内容	特定教育・保育施設	335	1,045	114	246	282	335	1,045	114	246	282
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	0	/	/	/	
	企業主導型保育施設	0	12	21	26	31	0	12	21	26	31
②-①	97	276	81	84	88	104	299	82	88	93	

確認を受けない幼稚園：施設型給付を受けず、現行のまま残る幼稚園
 量の見込み：必要利用定員総数

③3ブロックの推計人口と教育・保育の量の見込みと提供体制



資料：住民基本台帳（平成31年度～令和6年度のデータを元にコーホート変化率法により推計）

■教育・保育：量の見込みに対する確保方策

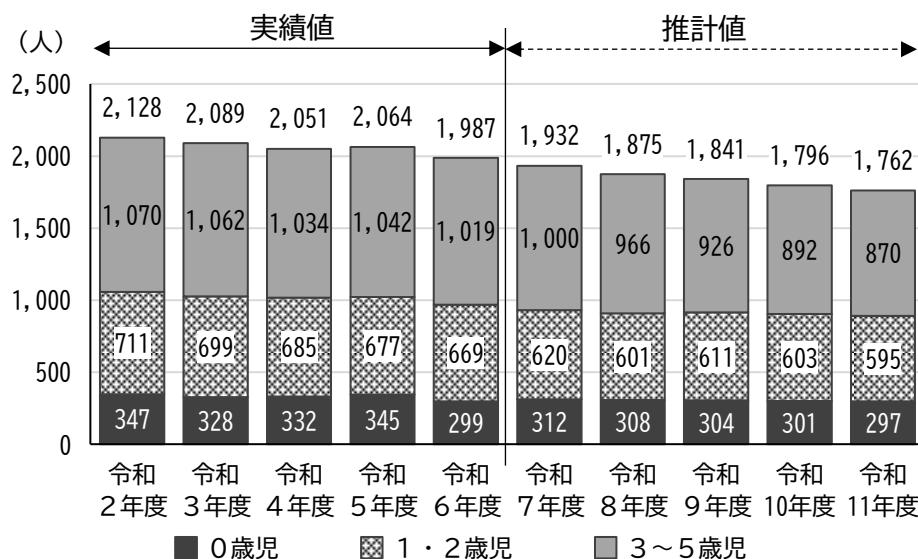
(人)

	令和7年度					令和8年度					令和9年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	596	677	50	160	189	594	674	49	161	177	590	670	49	158	177	
②確保の内容	特定教育・保育施設	244	823	80	171	220	253	823	80	171	220	253	823	80	171	220
	確認を受けない幼稚園	560					560				560					
	企業主導型保育施設	0	0	9	11	11	0	0	9	11	11	0	0	9	11	11
②-①	208	146	39	22	42	219	149	40	21	54	223	153	40	24	54	

	令和10年度					令和11年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	574	652	49	157	175	559	634	48	156	174	
②確保の内容	特定教育・保育施設	253	823	80	171	220	253	823	80	171	220
	確認を受けない幼稚園	560					560				
	企業主導型保育施設	0	0	9	11	11	0	0	9	11	11
②-①	239	171	40	25	56	254	189	41	26	57	

確認を受けない幼稚園：施設型給付を受けず、現行のまま残る幼稚園
 量の見込み：必要利用定員総数

④ 4ブロックの推計人口と教育・保育の量の見込みと提供体制



資料：住民基本台帳（平成31年度～令和6年度のデータを元にコーホート変化率法により推計）

■教育・保育：量の見込みに対する確保方策

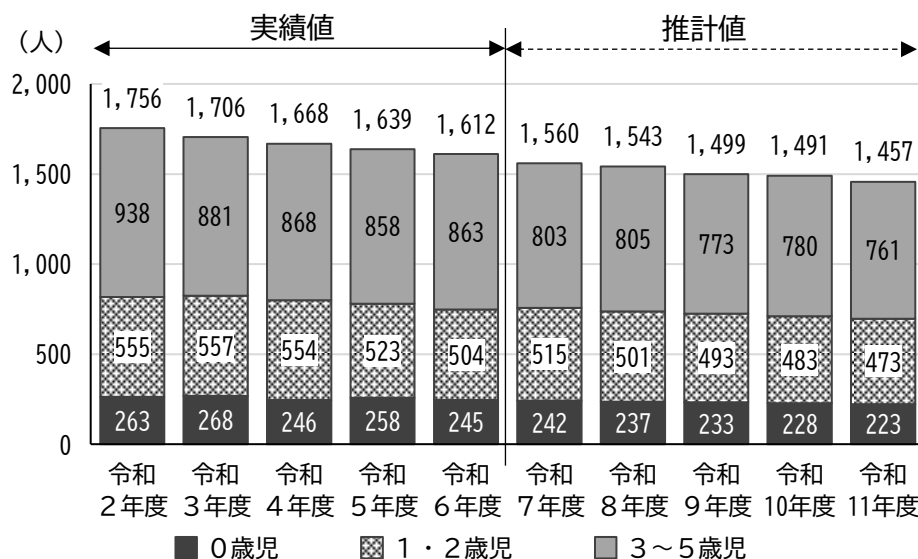
(人)

	令和7年度					令和8年度					令和9年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	344	390	34	101	123	333	376	34	105	111	319	360	34	104	116	
②確保の内容	特定教育・保育施設	5	486	64	105	131	5	486	64	105	131	5	486	64	105	131
	確認を受けない幼稚園	800	/	/	/	/	800	/	/	/	/	800	/	/	/	/
	企業主導型保育施設	0	0	20	23	24	0	0	20	23	24	0	0	20	23	24
②-①	461	96	50	27	32	472	110	50	23	44	486	126	50	24	39	

	令和10年度					令和11年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	307	347	33	103	114	300	338	33	101	113	
②確保の内容	特定教育・保育施設	5	486	64	105	131	5	486	64	105	131
	確認を受けない幼稚園	800	/	/	/	/	800	/	/	/	/
	企業主導型保育施設	0	0	20	23	24	0	0	20	23	24
②-①	498	139	51	25	41	505	148	51	27	42	

確認を受けない幼稚園：施設型給付を受けず、現行のまま残る幼稚園
 量の見込み：必要利用定員総数

⑤ 5ブロックの推計人口と教育・保育の量の見込みと提供体制



資料：住民基本台帳（平成31年度～令和6年度のデータを元にコーホート変化率法により推計）

■教育・保育：量の見込みに対する確保方策

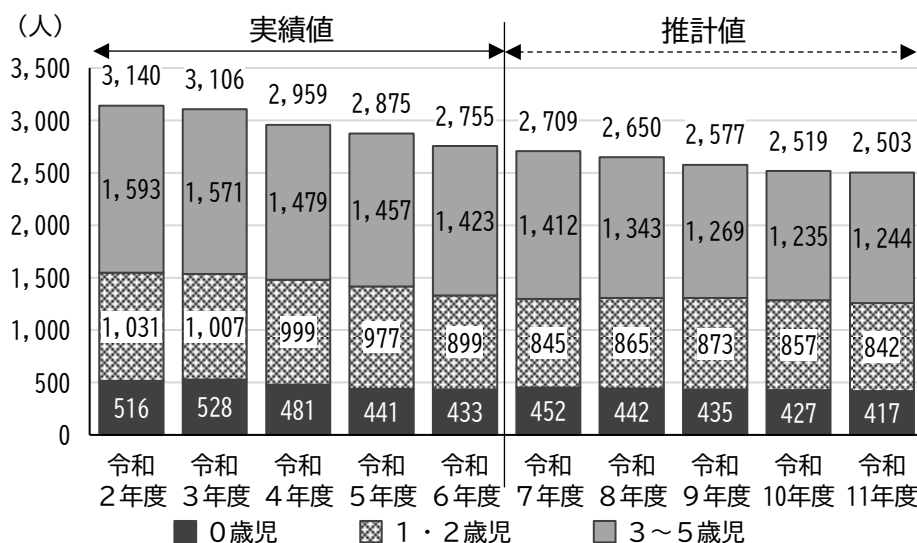
(人)

	令和7年度					令和8年度					令和9年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	592	463	39	116	136	593	463	38	115	130	569	445	37	112	129	
②確保の内容	特定教育・保育施設	716	572	83	123	152	716	572	83	123	152	716	572	83	123	152
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	0	/	/	/	/	0	/	/	/	/
	企業主導型保育施設	0	0	10	10	10	0	0	10	10	10	0	0	10	10	10
②-①	124	109	54	17	26	123	109	55	18	32	147	127	56	21	33	

	令和10年度					令和11年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	575	449	36	110	126	561	438	35	108	123	
②確保の内容	特定教育・保育施設	716	572	83	123	152	716	572	83	123	152
	確認を受けない幼稚園	0	/	/	/	/	0	/	/	/	/
	企業主導型保育施設	0	0	10	10	10	0	0	10	10	10
②-①	141	123	57	23	36	155	134	58	25	39	

確認を受けない幼稚園：施設型給付を受けず、現行のまま残る幼稚園
 量の見込み：必要利用定員総数

⑥6ブロックの推計人口と教育・保育の量の見込みと提供体制



資料：住民基本台帳（平成31年度～令和6年度のデータを元にコーホート変化率法により推計）

■教育・保育：量の見込みに対する確保方策

(人)

	令和7年度					令和8年度					令和9年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	494	706	68	188	209	470	671	66	197	210	444	634	65	192	219	
②確保の内容	特定教育・保育施設	474	812	135	197	227	474	812	135	197	227	474	812	135	197	227
	確認を受けない幼稚園	280					280					280				
	企業主導型保育施設	0	63	42	49	51	0	63	42	49	51	0	63	42	49	51
②-①	260	169	109	58	69	284	204	111	49	68	310	241	112	54	59	

	令和10年度					令和11年度					
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			
	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	432	617	64	189	214	435	621	62	185	211	
②確保の内容	特定教育・保育施設	474	812	135	197	227	474	812	135	197	227
	確認を受けない幼稚園	280					280				
	企業主導型保育施設	0	63	42	49	51	0	63	42	49	51
②-①	322	258	113	57	64	319	254	115	61	67	

確認を受けない幼稚園：施設型給付を受けず、現行のまま残る幼稚園
 量の見込み：必要利用定員総数

3 今後の和歌山市立保育所及び幼稚園について

(1) 背景

本市はこれまで和歌山市立認定こども園整備計画に基づき、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間で、市内に 34 施設ある市立幼稚園及び保育所を 11 施設の幼保連携型認定こども園とするよう整備を推進してきました。

同整備計画に基づき令和 2 年度に 2 施設の市立認定こども園が開園した中で、同時に、民間施設の幼保連携型認定こども園への移行に対し補助を行い、29 の民間施設が認定こども園に移行し、市立認定こども園と合わせて 31 園になり、第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画の目標値の 30 園に到達しています。

この間、幼児教育・保育を取り巻く環境は大きく変化し、国の子育て支援策や社会情勢の変化、保護者のニーズに柔軟に対応していく必要があり、令和 4 年 12 月に、和歌山市立認定こども園整備計画を見直し、市立保育所及び幼稚園は、それぞれに今後の方向性や整備について、計画していくこととしました。

(2) 和歌山市立保育所整備計画について


市立保育所は、和歌山市立保育所整備計画（以下、「整備計画」という。）として、計画の方向性、整備の順番と時期、集約化、建替え、改修等の整備の方法や待機児童の解消を踏まえた運営方針を含む、具体的な計画を策定します。

また、整備計画は、保育所の集約化、長寿命化に基づく老朽化対策を中心に、各保育所の具体的な整備手法、整備時期について、建築年数だけでなく、老朽化の進行具合や児童数の推移等、様々な要因を総合的に検討するものとします。

①整備計画の期間と検討施設

計画期間は、幼児教育・保育を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、前期・中期・後期を 5 か年ずつに分けて検討します。

前期の 5 か年整備計画として、特に整備の必要性・緊急性が高く、耐用年数の短い鳴神保育所、宮保育所、安原保育所及び休園中の名草保育所の 4 施設を対象に整備を進めます。

令和	前期					中期					後期				
	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
検討施設	施設名		ブロック			 残りの施設については、状況に応じて計画の時期を検討していきます									
	鳴神保育所		4												
	宮保育所		4												
	安原保育所		6												
	名草保育所		6												

②前期5か年整備計画

前期5か年整備計画では、保育所の集約化、長寿命化に基づく老朽化対策を重点的に進めるため、次の4か所の保育所について、建替え、改修、廃園、解体及び売却を実施します。

ア 鳴神保育所・宮保育所

宮保育所は建築年度が昭和47年と最も老朽化が進んでいる施設です。同ブロックには宮保育所と同様に、耐用年度が迫ってきている鳴神保育所があり、いずれも改修による耐用年数の延伸は困難と見込まれます。

今後も引き続き園児を受け入れるためには、園舎の建替えが必要となりますが、就学前児童数の減少を考慮すると、両施設の建替えは難しい状況です。

このため、将来にわたり持続可能な運営を実現するため、エリアが近く集約可能な保育所について検討し、新園舎建築にあたり、宮保育所を廃園、解体及び売却し、鳴神保育所を建替え（新園舎完成後、旧園舎を解体）、2園を1園に集約します。

【期待される効果】

- ・施設の耐久性・耐震性の確保
- ・集約化に伴う保育士の再配置による、受入児童数増
- ・維持管理費の削減

【集約化による整備詳細】

- ・鳴神保育所の園庭に新園舎を建築し、旧園舎を解体
- ・駐車場の設置を検討
- ・正門を東側に変更することを検討（東側は擁壁があるため、擁壁工事により追加費用が発生する可能性がある。）
- ・宮保育所の園児を新設する鳴神保育所に受け入れた後、宮保育所を廃園し売却
- ・売却によって得た財源は、新設する鳴神保育所の費用に充当し、財源の負担を軽減

イ 安原保育所

旧園舎は、昭和50年に建築され、老朽化が著しいため大規模改修を実施します。主な工事内容として、屋根の防水工事、外壁の塗装工事等を施行する予定で、施設の長寿命化を図ります。

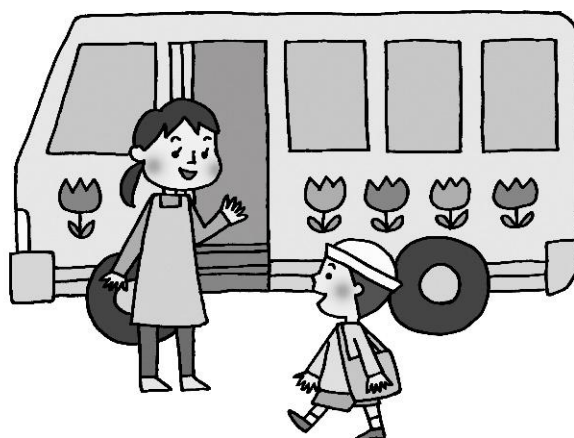
ウ 名草保育所

現在休園していますが、今後、廃園し、跡地については、地域のニーズや土地の特性を考慮し、保育施設の老朽化による園舎内の安全性確保等の問題も踏まえ、地域の皆さまのご意見も聞きながら、適切な活用方法を検討し、地域の活性化につながる活用を目指します。

③計画の推進にあたって

幼児教育・保育を取り巻く環境は、大きく変化しており、国の子育て支援策や社会情勢の変化、保護者のニーズに柔軟に対応していく必要があるため、必要に応じて5か年ごとに計画の見直しを検討する可能性があります。

就学前児童、待機児童の動向を注視し、保育所の集約化、建替え、長寿命化、民営化、廃園、売却、認定こども園化等のあらゆる施策を柔軟に実施し、こどもたちが安心して快適に過ごせる環境づくりを目指し、今後、整備計画を着実に推進します。



(3) 和歌山市立幼稚園の今後の計画、あり方について

①各市立幼稚園は今後も運営を継続

市立幼稚園では、従来から、学校教育法や幼稚園教育要領等に則り、「生涯にわたる人格形成の基礎」と「小学校以降の生活や学習の基盤となる力」を育成するため、幼児の心身の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を充実させてきました。また、教員は、幼児教育の研究や研修を行い、適切な教育環境を整えながら、質の高い幼児教育の提供に努めています。

ア 現時点では、園の統合等を行わず、継続運営します

市立幼稚園の施設は、一部に昭和 50 年代に建築されたものもありますが、適時改修等を加えるとともに、平成に建築した園舎が併設されているなど、総じて市立保育所に比べ新しいものが多くなっています。そこで、「和歌山市こども計画」の計画期間である令和 7 年度から令和 11 年度までの期間は、園の統合等を行わず、それぞれ継続して運営していくこととします。

イ 新入園児が複数年いない場合は休園を検討

地域によっては園児数が少なくなっていることを考慮し、小学校等との一貫教育の取組を推進している園を除き、新入園児の無い状態が複数年連続することが予測される場合には、休園等を検討することとします。

②各種取組の継続と園の魅力発信等

各園では、次の取組を継続して行いながら、その魅力発信を積極的に行います。

今後とも、市立幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与え、その心身の発達を助長していきます。

ア 教育内容の充実、幼小連携の強化

これまで各園が、それぞれの地域における幼児教育の中心的な役割を担ってきたノウハウや特色をさらに生かせるよう、職員は各種研修を受講し専門家の助言を受けるなどしてより資質向上に努め、市立幼稚園における教育内容の充実を図ります。また、保護者や地域の皆様と連携・協力し、こどもがより良い幼児教育を享受できるよう、地域とともにある市立幼稚園づくりを進めていきます。

各園は市立小学校に隣接等しており、市立幼稚園の 11 園中 8 園については、隣接する小学校長が園長を兼ねています。どの園も幼小の園児・児童及び教員同士が交流していることもあり、幼児の情報等を共有しやすい利点があります。今後とも、幼小連携を強化し、小学校への円滑な接続を図って、小 1 プロブレム等の課題をより解消していきます。

イ 支援の必要な園児へのきめ細かく質の高い幼児教育の提供

最近、保育所、こども園において、支援の必要な園児の割合が増加しています。市立幼稚園においては、令和元年10月からの国による幼児教育・保育の無償化以降は入園児数が減少している反面、支援の必要な園児の割合が増加し、支援の必要な園児が教育を受けるための重要な役割を担っています。

今後も、支援の必要な園児とその保護者が安心して通園できるよう、きめ細かく質の高い幼児教育の提供に努めます。

ウ 園児の預かり時間の延長や「未就園児のつどい」の継続

現在、全ての園において、無償で1時間程度の時間延長を行っています。

また、各園では「未就園児のつどい」として、月に1日又は2日、普段は園に通っていない乳幼児とその保護者が在園児と交流する取組を行っており、園と地域社会や家庭との連携を深め、地域における子育て支援活動の一端を担っています。

これらの取組を継続して推進するとともに、園の魅力発信を積極的に行っていきます。

③計画、あり方の見直しについて

この「和歌山市立幼稚園の今後の計画、あり方」については、次期「和歌山市こども計画」の計画期間である令和12年度から令和16年度までの5年間を目途とし、見直し等を検討することとします。

※就学前施設の位置図は資料編に掲載しています。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

- 女性の就労率の上昇と働き方の多様化に伴い、低年齢児からの保育ニーズが増加傾向にある一方、少子化の影響により幼稚園の利用ニーズは減少傾向が続いています。この傾向は今後も継続すると予測されるため、将来の保育需要を慎重に分析しながら、幼稚園・保育所の認定こども園化を戦略的に進めていきます。
また、本市の特性を活かした特色ある教育・保育プログラムの導入や地域コミュニティとの連携強化など、質の高い教育・保育を提供できるよう、関係者との綿密な協議・検討を重ねます。
- 認定こども園への移行を検討している事業者に対しては、説明会の開催や個別相談の機会を設けるなど、きめ細かなサポート体制を整えます。また、移行後の運営に関する課題や成功事例の共有を通じて、市内全体の認定こども園の質の向上を図ります。
- 認定こども園の普及に伴い、保育教諭の確保・育成が重要な課題となることから、市独自の保育人材確保策の実施や、保育教諭のキャリアアップ支援など、人材面での取組も強化します。

(2) 質の高い教育・保育及び地域の子育て支援事業の役割

- 「和歌山市公立幼保連携型認定こども園幼児教育・保育カリキュラム」を基盤としつつ、各園の特色や地域性を活かした指導計画の策定・実施を推進します。これにより、市内の全ての就学前児童に対して、質の高い教育・保育を提供します。
- 県から派遣された幼児教育アドバイザーの専門的知見を活用し、各園への訪問指導や研修会の開催を通じて、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図ります。さらに、市独自の取組として、先進的な教育・保育実践を行っている他地域の専門家を招聘し、定期的な講演会や実践報告会を開催することで、より広い視野を持った人材の育成を目指します。
- 女性の就労率上昇や働き方の多様化に伴う3号認定（0～2歳児の保育）の需要増加に対応するため、保育士養成校との連携強化、潜在保育士の掘り起こし、処遇改善による離職防止などの施策を実施し、保育士の確保・育成を推進します。
- 子育て家庭の不安や負担、孤立化の軽減・解消を図るため、各園が地域の子育て支援拠点としての機能を強化します。
- 発達障害や特別な配慮を必要とするこどもたちへの支援を強化するため、専門家による巡回相談の実施や、保育者向けの特別支援教育研修の充実を図ります。インクルーシブ教育の理念に基づき、全てのこどもたちが共に成長できる環境づくりに努めます。
- 本計画第4章に掲げた施策と連動させながら、体制の確保等を図ります。

(3) 就学前教育・保育施設と小学校等との連携

○本市では、就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、以下の取組を継続して実施します。

①合同研修の実施

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の職員が一堂に会する合同研修を年に数回開催しています。この研修では、就学前から小学校への円滑な移行や、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿について協議し、相互理解を深めます。

②教育ブロックごとの交流活動

市内を6ブロックに分け、各ブロック内で幼稚園・保育所・認定こども園の年長児と小学校低学年児童との交流活動を行っています。この活動を通じて、こどもたちの就学への期待感を高め、小学校生活へのスムーズな移行を促します。

③情報共有の促進

就学前施設と小学校間で、入学予定のこどもたちに関する基本的な情報を共有しています。特に配慮が必要なこどもについては、個別の引き継ぎを行い、切れ目のない支援につなげています。

④保育・教育内容の連続性の確保

就学前施設では、小学校教育を見据えた活動を計画的に取り入れ、基本的な生活習慣や学びの姿勢の育成に努めています。

⑤保護者への情報提供

就学を控えた保護者に対して、入学説明会等の機会を通じて小学校生活に関する情報を提供しています。

⑥教職員の相互理解

可能な範囲で、幼稚園教諭・保育士・保育教諭と小学校教諭が互いの保育・教育現場を参観する機会を設けています。これにより、それぞれの教育内容やこどもの発達段階に対する理解を深めています。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容

(1) 時間外保育事業

【量の見込みの考え方】

○利用実績に基づき、今後5年間のニーズ量を見込みました。

【確保方策の考え方】

○保育所及び認定こども園における時間外保育の継続的な実施体制を確保しつつ、保育の質を維持・向上させながら受入体制の整備を行います。

■時間外保育事業

(人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,097	2,050	2,006	1,972	1,941
②確保の内容	2,097	2,050	2,006	1,972	1,941
②－①	0	0	0	0	0



(2) 放課後児童健全育成事業

【量の見込みの考え方】

○近年、特に低学年において利用を継続する割合が高まってきており、学年ごとの利用状況を踏まえたニーズ量を見込んでいます。

【確保方策の考え方】

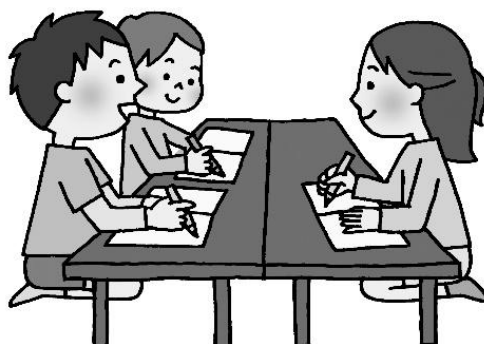
○指導員の確保と資質向上を推進します。また、学校施設等の効果的な活用を進め、待機児童が発生しないよう受入体制の充実を図ります。

○障害児の受入れなど、多様なニーズにも対応できるよう、指導員に対する研修の充実を図り、受入体制づくりを進めます。

■放課後児童健全育成事業

(人)

項 目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1年生	1,062	1,027	1,005	964	939
	2年生	971	989	956	936	898
	3年生	804	800	815	788	771
	低学年	2,837	2,816	2,776	2,688	2,608
	4年生	466	427	430	408	395
	5年生	194	199	183	184	175
	6年生	78	78	80	73	74
	高学年	738	704	693	665	644
② 確保の内容	低学年	2,837	2,816	2,776	2,688	2,608
	高学年	738	704	693	665	644
② - ①	低学年	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0



(3) 子育て短期支援事業

【量の見込みの考え方】

○緊急時の受入体制の確保及び必要な家庭が利用できるよう、利用実績を踏まえてニーズ量を見込んでいます。

【確保方策の考え方】

○実施施設との連携強化を図るとともに、支援を必要とする家庭が確実に利用できるよう、相談支援体制の充実と情報提供の強化に努めます。

■子育て短期支援事業

(人日)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	311	304	297	292	288
②確保の内容	311	304	297	292	288
②－①	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

【量の見込みの考え方】

○ニーズ調査における利用意向や過去の利用実績を踏まえ、ニーズ量を見込んでいます。

【確保方策の考え方】

○地域子育て支援機能を持つ認定こども園の展開状況を踏まえ、地域の特性に応じた支援機能の充実を図るとともに、相談支援の充実や交流機会の創出を推進します。

○情報発信の強化により、支援を必要とする家庭へ積極的に周知します。

■地域子育て支援拠点事業（機能強化型）

(人回)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	100,505	101,672	102,643	101,666	100,400
②確保の内容	100,505	101,672	102,643	101,666	100,400
②－①	0	0	0	0	0

(5) 一時預かり事業

① 幼稚園における一時預かり事業

【量の見込みの考え方】

○ニーズ調査における利用意向や過去の利用実績を踏まえ、ニーズ量を見込んでいます。

【確保方策の考え方】

○幼稚園における預かり保育の継続実施と、教職員体制の充実を図ります。

■幼稚園における一時預かり事業（預かり保育） (人日)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	3～5歳 1号	62,371	60,556	58,233	57,208	56,326
② 確保の内容	3～5歳 1号	62,371	60,556	58,233	57,208	56,326
②－①	3～5歳 1号	0	0	0	0	0

② 幼稚園以外における一時預かり事業

【量の見込みの考え方】

○ニーズ調査における利用意向や過去の利用実績を踏まえ、ニーズ量を見込んでいます。

【確保方策の考え方】

○保育所及び認定こども園での一時預かり事業の実施体制を強化します。また、ファミリー・サポート・センター事業の提供会員確保と資質向上に取り組み、多様な預かりニーズに対応できる体制を整備します。

■幼稚園以外における一時預かり事業※1 (人日)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0～5歳	40,794	39,617	38,119	37,448	36,871
② 確保の内容		40,794	39,617	38,119	37,448	36,871
②－①		0	0	0	0	0

※7 幼稚園以外における一時預かり事業：保育所における一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業が該当します。

(6) 病児・病後児保育事業

【量の見込みの考え方】

○ニーズ調査における利用意向や過去の利用実績を踏まえ、ニーズ量を見込んでいます。

【確保方策の考え方】

○働く保護者のニーズに対応するため、既存施設での実施に加え、新規の病児・病後児保育施設の確保、ファミリー・サポート・センターのスタッフ会員の確保による体制整備を図ることにより、見込み量の確保を図ります。

■病児・病後児保育事業 (人日)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	病児保育	1,209	1,336	1,313	1,296	1,281
	病後児保育	4	4	4	4	4
	ファミサポ (病児・病後児預かり)	32	31	31	30	30
	合計 (就学前2・3号認定)	1,245	1,371	1,348	1,330	1,315
②確保の内容		1,245	1,371	1,348	1,330	1,315
②－①		0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業(就学児のファミリー・サポート・センター)

【量の見込みの考え方】

○ニーズ調査における利用意向や過去の利用実績を踏まえ、ニーズ量を見込んでいます。

【確保方策の考え方】

○広報活動の充実を図り、依頼会員及びスタッフ会員の増員に努め、見込み量の確保に努めます。

■ファミリー・サポート・センター事業 (人日)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1～3年生	526	513	495	479	465
	4～6年生	383	375	368	352	343
②確保の内容	1～3年生	526	513	495	479	465
	4～6年生	383	375	368	352	343
②－①	1～3年生	0	0	0	0	0
	4～6年生	0	0	0	0	0

(8) - 1 利用者支援事業

○基本型1か所、こども家庭センター型5か所の設置により、提供体制の確保はできており、相談業務等の充実に努めます。

■利用者支援事業

(か所)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	5	5	5	5	5
②確保 の内容	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	5	5	5	5	5
②-①		0	0	0	0	0

(8) - 2 妊婦等包括相談支援事業

【量の見込みの考え方】

○令和4年度より事業が開始している事業ですが、年度の通算の数値が確定している令和5年度の利用実績を踏まえて、妊娠届出時、妊娠期（希望者）、産後のそれぞれのニーズ量を見込んでいます。

【確保方策の考え方】

○これまで取り組んできた、妊娠期から産後までの切れ目のない支援体制の維持・継続を図り、安心して出産・育児ができる環境を整備します。

また、相談員の確保と専門性の向上を図り、きめ細かな支援を提供できる体制の充実に努めるとともに、関係機関との連携強化により、必要な支援につながる体制を確保します。

■妊婦等包括相談支援事業

(回)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	合計	6,380	6,270	6,171	6,075	5,980
	妊娠届出時	2,090	2,054	2,022	1,991	1,959
	妊娠期	55	54	53	52	51
	産後	4,235	4,162	4,096	4,032	3,970
②確保 の内容	合計	6,380	6,270	6,171	6,075	5,980
	妊娠届出時	2,090	2,054	2,022	1,991	1,959
	妊娠期	55	54	53	52	51
	産後	4,235	4,162	4,096	4,032	3,970
②-①		0	0	0	0	0

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

【量の見込みの考え方】

○人口推計において見込まれる出生数（0歳児人口）について、全戸訪問することを目標として、ニーズ量を見込んでいます。

【確保方策の考え方】

○育児や産後の生活などの相談に応じるとともに、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。

○出生届提出時や妊婦等包括相談支援事業の際に、乳児家庭全戸訪問事業の説明を行うとともに、訪問する希望日等を伺うことで確実に訪問できるよう努めます。

■乳児家庭全戸訪問事業

(人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,211	2,173	2,139	2,106	2,073
②確保の内容	2,211	2,173	2,139	2,106	2,073
②－①	0	0	0	0	0

(10) - 1 養育支援訪問事業

【量の見込みの考え方】

○こども家庭センターと地域保健課で連携し、支援が必要な家庭を見逃さないように実施します。

【確保方策の考え方】

○こども家庭センターが中心となり、サポートプランを基に児童福祉部門と母子保健部門が連携・協力し、支援体制の確保を図ります。

○児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応に向けて、要保護児童対策地域協議会の機能強化に努めます。

■養育支援訪問事業

(人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,634	1,597	1,563	1,536	1,512
②確保の内容	1,634	1,597	1,563	1,536	1,512
②－①	0	0	0	0	0

(10) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

- 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応に向けて、要保護児童対策地域協議会の機能強化に努めます。
- 児童虐待対応については、和歌山県と締結している「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」に基づき、児童相談所と役割分担を行いながら迅速かつ適切に対応します。
- 今後も引き続き、こども家庭センターで実施します。

(11) 妊婦健康診査事業

【量の見込みの考え方】

- 人口推計において見込まれる妊婦（0歳児人口と同数）が、全員妊婦健診を受けることを目標として、ニーズ量を見込んでいます。
- 健康診査の回数は、これまでの受診回数の実績を踏まえて見込んでいます。

【確保方策の考え方】

- 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、母子健康手帳配布時に受診を推奨します。

■妊婦健康診査事業

(人、人回)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	実人数	2,211	2,173	2,139	2,106	2,073
	健診回数	26,809	26,348	25,936	25,536	25,136
② 確保の内容	実人数	2,211	2,173	2,139	2,106	2,073
	健診回数	26,809	26,348	25,936	25,536	25,136
② - ①	実人数	0	0	0	0	0
	健診回数	0	0	0	0	0

(12) 子育て世帯訪問支援事業

【量の見込みの考え方】

○国が示す算出方法に基づき、児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯や育児怠慢・拒否（ネグレクト）、保護者の育児疲れや育児不安、ヤングケアラー、特定妊婦等のケースを把握し、必要な支援のニーズ量を算出しました。

【確保方策の考え方】

○支援を必要とする世帯の適切な把握と、質の高い訪問支援を提供できる人材の確保・育成を進めます。

○既存の訪問支援事業との連携を図り、効果的な支援体制を構築します。

■子育て世帯訪問支援事業

(人日)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	123	121	118	116	114
②確保の内容	123	121	118	116	114
②－①	0	0	0	0	0

(13) 児童育成支援拠点事業

【量の見込みの考え方】

○不適切な養育状態にある家庭の児童数、家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童数、その他本事業の支援が必要な児童数を把握し、必要な支援のニーズ量を算出しました。

【確保方策の考え方】

○関係機関との連携により、専門的な支援を提供できる体制を確保します。

養育環境等に課題を抱える児童の健全な育成を図るため、必要な人材確保と質の高いサービス提供体制の整備を進めます。

■児童育成支援拠点事業

(人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	—	835	835	835
②確保の内容	—	—	835	835	835
②－①	—	—	0	0	0

(14) 親子関係形成支援事業

【量の見込みの考え方】

○国が示す算出方法に基づき、保護者の育児不安相談件数、育児しつけ相談件数、性格行動相談件数、児童相談所から引き継いだ児童数を把握し、必要な支援のニーズ量を算出しました。

ただし、児童虐待件数や養育相談件数等の増加により、親子関係形成支援が必要な世帯は増加する傾向があるため、実績に基づく見込み量を大きく上回る可能性が考えられます。

【確保方策の考え方】

○関係機関との連携により、専門的な親子支援を提供できる体制を確保します。

保護者の育児不安の軽減と適切な親子関係の形成を図るため、必要な人材確保と質の高いサービス提供体制の整備を進めます。

また、増加が見込まれる支援ニーズに対応できるよう、体制の強化を図ります。

■親子関係形成支援事業

(人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	41	40	39	39	38
②確保の内容	41	40	39	39	38
②－①	0	0	0	0	0

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【量の見込みの考え方】

○ニーズ調査による利用意向を踏まえて、ニーズ量（必要定員）を見込んでいます。

【確保方策の考え方】

○令和7年度は2施設、令和8年度以降は施設数を拡大し、必要な提供体制の確保に努めます。

○当事業は令和7年度からの事業であるため、実際の利用状況を検証しながら、より良い提供体制の充実を図ります。

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） (人)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	合計	71	71	71	69	68
	0歳	22	22	21	21	20
	1歳	32	33	33	32	32
	2歳	17	16	17	16	16
②確保の内容	合計	12	48	54	69	69
	0歳	4	15	16	21	21
	1歳	4	22	25	32	32
	2歳	4	11	13	16	16
②－①	合計	△59	△23	△16	0	1

(16) 産後ケア事業

【量の見込みの考え方】

○これまでの利用実績を踏まえ、ニーズ量を見込んでいます。

○医療機関等との連携により、専門的なケアを提供できる体制を確保します。産後の母子の心身の健康確保を図るため、必要な人材確保と質の高いサービス提供体制の整備を進めます。

■産後ケア事業 (人日)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	91	90	88	87	86
②確保の内容	91	90	88	87	86
②－①	0	0	0	0	0

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯や多子世帯について、給食費として実費徴収している費用のうち、副食費の助成を実施します。

(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

- 健康面、発達面において特別な支援が必要な教育・保育給付第1号認定のこどもが2人以上在籍する幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園であって学校法人以外が設置するものに対し、支援が必要なこどもの教育・保育を担当する者を加配する場合に必要な人件費を助成します。

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 市民や地域、関係団体等との協働

本計画を実効性のあるものとして、着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取組が必要不可欠となります。そのためにも、ホームページや広報などの媒体や機会を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

また、市民や関係団体等で構成される「和歌山市子ども・子育て会議」を通じて、計画の進捗状況や施策・事業の評価をはじめ、課題整理などを行います。

2 庁内の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたるため、子育て支援課が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

また、施策の進捗においては、「和歌山市子ども・子育て会議」での意見を踏まえ、市ホームページ等を通じて、施策や事業の実施状況を市民に周知します。

3 こども・若者の意見聴取の実施

本計画を実施し、評価するにあたり、こどもたちが社会の一員として尊重され、その声が施策に活かされるよう、こども・若者への意見聴取を行い、より良い施策となるための措置を講じます。意見聴取の方法については、こども・若者の年齢や発達程度に応じて、安心して意見を言える環境を整えた上で、意見を発した個人が特定されないように配慮し、意見を言うことに意味があると感じてもらえるよう、フィードバックを行います。

4 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育事業及び地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業等について、毎年進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「和歌山市子ども・子育て会議」等において、PDCAサイクル【Plan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

資料編

資料編

資料1 和歌山市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 本市に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、和歌山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関係する団体が推薦する者
- (3) 教育に関し識見を有する者
- (4) 地域活動を行う団体が推薦する者
- (5) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に招集すべき子ども・子育て会議の会議は、市長が招集する。

2 会長は、子ども・子育て会議の会議の議長となる。

3 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、子ども・子育て会議の会議を開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して子ども・子育て会議の会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(専門部会)

第7条 子ども・子育て会議に、専門事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉局こども未来部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年6月27日)

この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

附 則 (令和5年7月14日)

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 和歌山市子ども・子育て会議委員名簿

敬称略、五十音順

	氏名	所属
委員	池永 満子	和歌山市保育協議会
委員	岩橋 正悟	和歌山市社会福祉審議会
委員	浦田 ひろみ	公募市民
委員	岡田 真理子	和歌山大学
副会長	小笠原 眞弓	和歌山信愛女子短期大学
委員	河原田 壮	連合和歌山 和歌山・海南海草地域協議会
委員	久保田 信人	和歌山市私立幼稚園協会
委員	佐藤 百子	和歌山市子育て支援ネットワーク実行委員会
委員	田村 歓彰	和歌山市私立幼稚園協会
委員	月山 啓	和歌山市医師会
委員	西村 重光	和歌山市民生委員・児童委員協議会
会長	二宮 衆一	和歌山大学
委員	畑上 智津子	公募市民
委員	前田 真範	和歌山県立医科大学
委員	水本 晃史	和歌山市小学校校長会
委員	森崎 陽子	和歌山市教育委員会
委員	森田 昌伸	和歌山市民間保育協会
委員	吉田 政文	和歌山市人権委員会
委員	和田 好史	和歌山県経営者協会
委員	池永 満子	和歌山市保育協議会

(令和7年3月現在)

資料3 和歌山市こども計画策定経過

年月日	会議内容等	内容
子供票、保護者票 配付・回収 令和5年11月8日 ～11月24日 支援者票配付・回収 令和5年11月8日 ～11月29日	和歌山県子供の生活実態調査	
令和6年2月8日	令和5年度 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期和歌山市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第三期和歌山市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・市立保育所の今後の在り方について ・特定教育・保育施設の利用定員について
1回目 令和6年3月27日 ～4月16日 2回目 令和6年5月17日 ～5月31日	和歌山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査	
令和6年7月3日	令和6年度 第1回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の設置について ・和歌山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果報告について ・和歌山市子供の生活実態調査の結果報告について ・子ども・子育て支援事業計画の見直しについて
令和6年8月23日	令和6年度 第2回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山市こども計画（骨子案）について
令和6年9月9日	子育て当事者へのヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・出産・育児に対する不安、子育て情報の取得方法等について

年月日	会議内容等	内 容
令和6年9月17日、 9月19日、10月8日	小学生へのヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの居場所について ・ 意見表明の方法について
令和6年10月16日	若者（大学生）へのヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化社会について ・ 意見表明の方法について
令和6年10月25日	令和6年度 第3回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和歌山市こども計画素案について
令和6年10月25日	令和6年度 和歌山市子ども・子育て会議 幼児教育・保育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容について ・ 和歌山市立保育所整備計画（案）について（後日資料送付）
令和6年10月25日	令和6年度 和歌山市子ども・子育て会議 放課後児童・地域子育て部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和歌山市地域子ども子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保について
令和6年12月26日	令和6年度 第4回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部会の報告について ・ 和歌山市こども計画（案）について
令和6年12月26日 ～令和7年1月24日	パブリックコメントの実施	
令和7年2月12日	令和6年度 第5回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和歌山市こども計画（案）に対する市民意見募集結果について ・ 特定教育・保育施設の利用定員について

資料4 小学生・若者(大学生)・子育て当事者の意見のまとめ

1 意見聴取の目的

令和5年4月に施行されたこども基本法においては、全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられるとともに、国や地方自治体がこども施策を策定・実施・評価するにあたり、こども・若者・子育て当事者等の意見を反映する措置を講ずることが義務付けられています。

本計画を策定するにあたり、子育て支援課職員が実際に出向いて、小学生・若者(大学生)・子育て当事者に対してヒアリングを行い、得られた意見からニーズを汲み取り、どのように計画に反映するか検討しました。

2 小学生へのヒアリング

(1) 実施概要

テーマ : こどもの居場所、意見表明の方法

実施日 : 令和6年9月17日(火)、19日(木)、10月8日(火)

開催場所 : 市内小学校2校

参加者 : 6年生約170人

実施方法 : 授業でのヒアリング、放課後に希望者に対してヒアリング

(2) 小学生の意見

①こどもの居場所について

よく居る場所	
回答	主な理由
家(約120件)	落ち着く、家族がいる、安心する、ゲーム・テレビがある、好きなことができる、楽しい、みんなと話せる、いつもいる場所、本音を言える など
自分の部屋(約60件)	落ち着ける、リラックスできる、一人でゆっくりできる、静か、好きなものに囲まれている、勉強できる、携帯を使える など
学校(約50件)	友達がいる、楽しい、みんなと話せる、みんなで遊んだりできる、勉強できる など
公園・グラウンド等(約40件)	友達と遊べる、スポーツができる、気持ちが落ち着く、人がたくさんいる、遊具があって遊べる、探検したくなる など
友達の家、友達といるとき(約25件)	楽しい、みんなと話ができる、さみしくない など

ショッピングモール (約 25 件)	いろいろなことができる、好きなお店がある、楽しめる、涼しい、いろいろな食べ物がある、何でもあってワクワクする など
塾、自習室 (約 20 件)	勉強ができる・はかどる、静かで涼しい、勉強していて落ち着く、集中できる、楽しい、受験という目標に向かってみんな頑張っているのやる気が出る、友達がたくさんいる、新しいことも学べる、先生がおもしろい、アドバイスをしてくれる など
図書館、図書室 (約 20 件)	静か、好きな本がたくさんある、かおりが好き、本を読んでいると他のことを気にしなくていい、涼しいし一人になれる など
習い事 (約 10 件)	バレエ教室、ダンス教室、ピアノ教室、水泳教室 など 友達もいる、ほめてもらえる、楽しい、ストレス発散できる など
自然の中 (約 10 件)	自然の音が聞ける、人が少なくて楽でいれる、ゆっくり探検 など
おじいちゃんおばあちゃんの家 (約 10 件)	ご飯が美味しい、居心地がいい、広い、久しぶりにあえて楽しい、ゆっくりできる、やさしくしてもらえる、静かで落ち着ける など
ネット環境 (約 6 件)	さみしくない、目をあわさなくていい など
遊園地 (約 6 件)	いろいろなアトラクションがあって家族との時間がとれる、好きなキャラクターがいる など
その他	みんなで楽しくいられる所、仲良い人が居る所、趣味の場所、児童館、水族館や動物園、プール、ゲームセンター、トイレ、一人の時、心の中、コンビニ、相談できる場所 など

あったらいいなと思う場所	
回答	主な理由
グラウンド・公園・広い公園 (約 50 件)	自然の音が聞けてこどもが楽しめる、公園のない町に公園を作って遊べる場所にする、みんな楽しくなってほしいから、こどもはたくさん遊ぶから広々と遊べる場所をつくる、ボールを使って遊びたい、1人でのんびり過ごせる、友達と全力で遊べる、公園がせまい など
室内遊び場、体育館 (約 30 件)	みんなが使える体育館 (無料)、季節に合わせた温度、季節に関係なく体を動かせるから、いつでも勉強できるから入って遊んでもいい体育館をつくりたい、あまり見かけないから、親と一緒にいらなくても入れる場所があればいい など
こどもだけで居られる場所 (約 20 件)	大人といっしょに行くと自由にできないから、大人にじゃまされるから、はしゃぎまくれるから、楽しめるから など
自由に安心して過ごせる場所 (約 15 件)	遊んだり学校以外でも勉強したりする自由な所、家にひとりである人が集まって楽しくできる所、つらいときとか家にいたくない時にあったらいい、まだこどもが安心して入れる場所が少ないと思ったから、こどもが好きでやさしい人がいればいい など

図書館（約 15 件）	和歌山（身近に）にあまりないから、勉強するところがほしい、本を読みたい、静かに本を読んで心を落ち着かすことができるから、静かで勉強がはかどるし本を読むとかしこくなれるから、本を増やしいろんな人が本を好きになってほしい など
遊園地（約 20 件）	自分が遊園地に行った時めっちゃ楽しいと思ったから、遊園地を作っている人に来てもらう、こどもが楽しめる、こどもの笑顔が絶えなくて大人も思わず笑顔が出るから など
ゲームセンター（約 15 件）	こどもは遊ぶのが仕事だから、楽しいから など
相談できる場所等（約 10 件）	一人ぼっちの時も来たら楽しくしゃべったり相談ができるから、自分の話を聞いてほしいと思うから、こどもでも相談ができるところがほしいから、ストレスをかかえないため など
動植物と触れ合える場所（約 9 件）	和歌山にあまりないから など
こども食堂（約 8 件）	ごはんが食べれない人がないようにする、もうちょっといっぱいほしい、気軽に行けそうな場所だから、困ってる人が多いと思う、おいしいごはんを食べてげんきになってほしいから など
児童館（約 5 件）	一泊研修会が楽しかった、休日には生け花もできる、事前登録とかないので割と自由に行ける、狭いのもっと広いところで遊びたい、学校の先生がいたら勉強を教えてもらえる など
その他	プールなど水遊びができる場所、ショッピングモール、温泉施設、ほしいものが買える・食べたいものが食べれる店、一人で居れる場所、日本の伝統を体験できる場所 など

こどもが必要としている居場所

多くのこどもが「家」を自分の居場所と感じています。また家の中では、「自分の部屋」と答える意見も多く、「ひとりでゆっくりできる」時間も必要と感じているようです。

一方、自由に遊べる場所が少ないと感じている意見が多くあります。例えば、公園では「ボールが使えない」、雨の日や季節に関係なくに遊べるような「室内遊び場」が少ないなど、こどもがのびのびと遊べる環境が少なく、あったとしてもお金がかかるといった、遊びづらさも感じているようです。

勉強しても遊んでもいい、自分の好きなことができる「自由室」のような場所があればいいという意見もありました。家や学校以外に、何にも縛られず自由に過ごせる場所を必要としているように感じます。

また、「一人ぼっちの時も、行けば楽しくしゃべったり相談ができる場所」「こどもでも相談できるところがほしい」「学校に行きたくない人が行く施設」など、相談できる場所・安心できる場所のニーズがあることもうかがえます。

②意見表明の方法について

大人に意見を言いたいのはどんな時か	
感情的になっている大人への不満 (約 72 件)	意見を言わせてくれない、言っても反論される時(約 16 件) 怒られている時 (約 13 件) 理不尽に怒られた時 (約 9 件) 機嫌が悪い時の大人の態度 (約 9 件) 八つ当たりされた時 (約 7 件) 一方的に怒られている時 (約 7 件) 話を聞いてくれない時 (約 2 件) 声が大きい/どなる (約 3 件) その他 (急にテンション変わるなど) (約 6 件)
不公平/差別を感じる時 (約 73 件)	大人のルール・態度に矛盾を感じる時 (約 18 件) 年齢・学年・性別・兄弟姉妹間で差別された時 (約 15 件) 自分のことは棚に上げて注意された時 (約 10 件) 人によって態度を変えられた時 (約 7 件) 他の子と比べられた時 (約 7 件) 大人がえらいという態度 (約 6 件) 「こどもだから」と言われた時 (約 3 件) その他 (昔と比べられた時など) (約 7 件)
大人の一方向的な命令・考えの押し付け (約 27 件)	勉強しろと言われる時 (約 11 件) ルールや考えを押し付けられた時 (約 7 件) 命令された時 (約 4 件) 嫌なこと・できないことをやらされる時 (約 3 件) 夢や進路を勝手に決められた時 (約 2 件)
その他	自分の要望がある時 (約 58 件) 学校・習い事に関する不満がある時 (約 54 件) 困っている/助けが必要な時 (約 25 件) やっていることを邪魔された時 (約 10 件) 大人の事情に巻き込まれた時 (約 4 件) いいことがあった時 (約 3 件) けんかした時 (約 2 件) など

感情的になっている大人への不満から、こどもたちの思い

大人が感情的になっているときに、こどもたちも意見を言いたいと感じています。

一方的に怒られたり、話を聞いてもらえなかったり、あるいは機嫌で態度が急に変わることへの不満の声が多く挙がっています。大人が「すぐ怒る」「すぐ怒鳴る」という指摘が複数あり、大人の激しい感情表現にこどもたちは困惑していることがうかがえます。

「理不尽に怒られる」「八つ当たりされる」など、大人の感情コントロールについて、こどもたちがはっきりと認識しており、こどもとしても不当に感じています。「怒られているとき、人の心もわかってないのに勝手に決めつけられる」という声には、こどもたちの切実な思いが表れています。

「怒られた時、大人が一方的に怒ってしゃべってるからこどもにもしゃべる時間がほしい」という意見もみられ、大人が感情的になっている時こそ、こどもはコミュニケーションを求めています。

どんなやり方なら意見を言いやすいか	
大人の態度・姿勢による(約75件)	否定や反論をせず最後まで話を聞いてくれる(約20件) やさしい態度・口調(約13件) 怒ってない時(約9件) 怒らないと約束してくれる(約7件) 共感する態度(約6件) 圧がない・緊張感がない(約6件) その他(言うことがまとまるまでまってくれるなど)(約14件)
匿名で言う(約55件)	メール・SNS・ネット等(約23件) 投票箱・アンケート・手紙等(約17件) 誰が言ったかわからないようにする(約14件) その他(録音する)(1件)
誰かと言う(約43件)	誰かと一緒に言う(約20件) 友達と一緒に言う(約15件) 同じ意見を持つ仲間と言う(約2件) その他(ペットと一緒になど)(約6件)
一人で言う(約18件)	個別に意見を言う(約10件) 大人とこども1対1で言う(約8件)

その他	言いやすいタイミング（イベント時など）（約 10 件） 誰かに言ってもらおう（約 8 件） 直接言う・自分で言う（約 4 件） 困った時（約 4 件） 気軽に行ける場所で言う（約 2 件） など
意見を言いやすい人（約 17 件）	若い人（約 2 件） 元気・明るい人（約 2 件） 声のトーンによる（約 2 件） その他（気の合う人、約束を守ってくれる人など）（約 11 件）

意見を言うとき、子どもが求めていること

子どもは意見を言うとき、大人には怒らず、視線を合わせて、共感する態度で意見を聞いてほしいと思っています。また、自分が言った意見であることが分からないようにしてほしいという意見も多く見られます。意見を直接聞く方法の他、アンケートなどの匿名性に配慮した方法など、子どもが安心して意見を言える方法で意見聴取を行うことが必要です。

3 若者（大学生）へのヒアリング

(1) 実施概要

テーマ：少子化社会、意見表明の方法

実施日：令和6年10月16日（水）

開催場所：市内大学1校

参加者：3回生、4回生計約30人

実施方法：授業でのヒアリング

(2) 若者（大学生）の意見

①少子化社会について

少子化社会に対するイメージ

- ・昔から問題として取りざたされているが解決していない。
- ・中高校生の時から聞きなれていて危機感がない。
- ・問題だと感じるが、結婚して子どもを産むという願望がない。
- ・結婚しない選択も認めてほしい。自分は仕事をしっかりやってキャリアを上げていきたいので、育児しながらは厳しい（女性意見）。
- ・家事をすること、育児をすることに全く抵抗はない（男性意見）。
- ・未婚でも幸せそうな人がSNSなどで可視化されていたり、他に楽しいことがあるので、結婚の魅力が相対的に下がっているのでは。
- ・進学・就職など、女性の選択肢が増えている。
- ・お見合いが主流であった時代から、自由恋愛が主流となっているのは、時代の変化であり、結婚しない・できない人が増えるのは自然なことではないか。
- ・共働きが増えているから尚更、残業とか休日出勤とか不安で、仕事と子育てを両立できるか分からない。

少子化社会への対策

- ・男女の性別役割意識をなくしていくことが必要。
- ・企業が育休取得を促すなど、仕事と子育ての両立支援が必要。
- ・子どもを育てる・支える側への支援が必要。
- ・少子化は結局親支援であり、親を支えるような施策や地域で親を支えるような環境を整えることが必要。
- ・教育費や医療費など子育てに関する経済的支援を拡大していくべき。
- ・大学の授業料の無償化。

理想の社会について

- ・ こどもを産んで住みたいと思えるような市独自の子育て施策を考えてほしい。
- ・ こども同士・親同士が交流できる機会を作ったり、地域と家族が交流する会がもっとあればいいと思う。
- ・ 自由に入出りできて相談できる場所があちこちにある社会が理想。子育て支援拠点施設を増やし、職員の知識を底上げも必要。
- ・ 交通機関が不便であるため、利便性を高める取組が必要。

若者（大学生）の少子化社会の捉え方

大学生の少子化社会へのイメージについて、問題だと感じている一方、結婚やこどもを産むことを望まない意見もあり、個人の自由な意思を尊重する施策が必要です。また、少子化社会を打開する策として、経済的支援を挙げる学生が多く、若者が将来への経済的不安を抱えていることが伺えます。子育てするにあたり、様々な経済的支援があることを知らないことも考えられるので、制度について周知していくことが必要です。

②意見表明の方法について

今まで意見を言う機会があったか

- ・ 学校で新しいルールを作ろうとしたけど却下された。
- ・ 高校の時、制服を変えることについて、生徒会の投票があり、実際に制服が変わったことがある。
- ・ 大学のバス停で並ぶ位置を色別に分けた（大学自治会でアンケートを募り採択された）。
- ・ 行政に対してはあまり意見を言う機会がない。 など

どんなやり方なら意見を言いやすいか

- ・ QRコード等を使って、ネットからなら手軽（学校とかで通知する。自分から検索してとかは少なそう）。
- ・ 授業の中で、アンケートみたいな時間を設ける（タブレットが配付されているから、集計も楽では）。
- ・ アンケート等は伝わった感がないが、フィードバックがあれば伝わった感を得られる。
- ・ 世代が近い方が話しやすい。
- ・ 大学生は授業の中で、意見を言う機会があったりするが、高校生ですぐ就職したりすると、集まることさえ難しい。-googleフォームのチラシを貼るなど、アンケートで意見を募れば、そういう子たちも意見を言いやすい。 など

意見を聴いた後のフィードバックの重要性

若者に意見を聴く方法として、スマートフォン等でQRコードを読み込んで行うアンケートなど、若者にとって身近な方法が挙げられました。一方、アンケートは伝わった感じがしないという意見もあり、意見を聴取する際は、いかなる方法であっても、その意見に対してフィードバックすることが求められています。

③その他の意見

学校教育について

- ・性教育を充実させ、望まない妊娠をしないようにする。
- ・大人になってからも分からないことが多いと思うので、政治・税金・お金などの教育にもっと力をいれてほしい。
- ・先生の数を増やすなど、学校に予算をかけて、学校だけで十分と感じられるような学校環境にしてほしい。

4 子育て当事者へのヒアリング

(1) 実施概要

テーマ：出産・育児に対する不安、子育て情報の取得方法など

実施日：令和6年9月9日（月）

開催場所：地域子育て支援拠点施設1施設

参加者：子育て当事者約15人

実施方法：施設に出向いてのヒアリング

(2) 子育て当事者の意見

妊娠・出産
<ul style="list-style-type: none">・出産のしんどさを相談できる場所を知りたい。
手続き関係
<ul style="list-style-type: none">・産前産後で体調が悪い時や、子どもを連れて市役所や保健センターに行くことが大変。様々な申請を、マイナンバー等を利用してもっと簡単にできるようにしてほしい。・子育て支援制度の使い方を分かりやすくしてほしい。・アンケートを取る際は、それがどう活用されるのか明確にしてほしい。・産後ケアを無料で受けられるチケットを配ってほしい。
相談先
<ul style="list-style-type: none">・気軽に話せる場所がほしい。子育てのしんどさを吐き出したいが、「好きで子どもを産んだ」と思われるのではと思い、弱音を吐きづらい。・子育てに悩んでいても、児童相談所に行くまでの中間の相談所がない。・子育ての大変さを分かってくれるところが必要。自信がない中、子育てしている。・就園以降どこに相談すればよいのか分からない。・中学生ぐらいになると支援が打ち切りになる。切れ目ない支援をしてほしい。
子育て支援情報
<ul style="list-style-type: none">・アンケート等をとる際は、それがどう活用されるのか、明確にしてほしい。・子育て支援情報冊子は渡されたその時にしか見なかったりする。タイムリーな情報を随時ほしい。・子育て支援情報冊子の広告順を考えてほしい。・市のホームページは分かりにくく、堅苦しい。読む気がせず、子育て支援制度を使うハードルが上がる。・子育て支援制度にどのようなものがあるのか知らなかったが、子育て支援拠点施設で教えてもらった。・市のラインはあるが、ラインから市のホームページに飛んでも、ホームページが分かりにくいので結局よく分からない。

子育て支援情報

- ・子育てのことを知るの口コミが多い。
- ・いくつも検索しなくても、一つで分かる情報源があればよい。
- ・育休復帰後にどういった支援があるのか分かりにくい。
- ・園庭開放は安心安全に子どもを遊ばせられるととてもいい場所だと思っている。園庭開放一覧の情報を周知してほしい。
- ・生後間もない子を預かってもらえる場所が知りたい。

一時保育

- ・リフレッシュ目的で利用できる一時預かりの日数を増やしてほしい。
- ・理由がリフレッシュであっても、一時預かりを利用するにあたり、引け目を感じさせない接客対応をしてほしい。
- ・毎月25日が一時保育の申請日だが、子どもを連れて市役所へ行かないといけないのがとてもしんどい。保育所での現地申請もできるようになったが、保育士さんの時間が拘束されることを思うと、現地申請するのは申し訳なく思う。

療育の子どもをもつ保護者の意見

- ・仕事と子育てが両立できるよう、発達支援が必要な子どもを持つ家庭への支援を充実させてほしい。
- ・児童発達支援の見学について、最後までフォローしてほしい。
- ・療育手帳を持っている子どもを預けられる場所がほしい。

その他の意見

- ・2～3時間でも休みがほしい。当日申込をしても子どもを預けられる場所がほしい。
- ・子どもを産むハードルを下げしてほしい。3人目には支援制度があったりするが、1人目、2人目は支援がなく、育てるのが前提になっている。3人目の支援があるから、和歌山で産みたいとは思わない。
- ・乳幼児期の子育て中は、夫婦共に時短勤務など育児と仕事を両立できるよう制度を整えてほしい。
- ・年の離れた子が一緒に遊べる場所や、室内遊び場を作してほしい。
- ・父親が子どものためにわざわざ遊びに来る施設ではなく、何かのついでに行けるような場所があれば父親も遊びに来やすいのでは。

子育て当事者が求めていること

子育て当事者へのヒアリングの結果、より具体的なニーズを汲み取ることができました。「(子育てに関する)一つで分かる情報源があればよい」「簡単に手続きできるようにしてほしい」といった子育て支援制度の利便性向上が求められています。「どこに相談したらいいか分からない」「数時間でも子どもを預けたい」といった、負担感・不安感の解消を望む声も聞かれました。

資料5 和歌山市子ども・子育て会議委員からの提案・意見のまとめ

計画全般について

- ・過去5年は新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと思うが、コロナウイルスが収まった後は各施策の数値が改善することを期待する。
- ・教育・保育提供区域の設定について、現在のブロックでは域外利用も考えられるため、全域で管理するのか、現状のままか、区域を変更するのか、今後検討いただきたい。
- ・一つの目標について、その目標に達した場合、どのくらいのニーズが発生するのか、それに備えて人員や予算を段階的に準備していく、といった未来志向型のニーズの設定を今後提案いただきたい。

教育・保育の環境について

- ・子ども誰でも通園制度自体は素晴らしい取組だと思うが、6ヶ月以降のお子さんたちが集って、という形になると、おそらく爆発的に感染症が流行する恐れがある。感染症対策に取り組んでほしい。
- ・保育士の確保、保育士の負担軽減について、策を講じてほしい。
- ・保育士、幼稚園教員、現場で働きたいという気持ちのある方が、現場で活躍できない点に関して、アンケート調査のようなことができれば、改善点が分かると思う。
- ・保育士を養成するというに加えて、現場の現役の先生たちが辞めずにずっと仕事を続けられるような環境を作っていただきたい。
- ・色々な課題を抱えているお子さんたちやご家庭がとても増えている中で、課題を解決できずに進級していつている現状がある。スクールソーシャルワーカーの資質向上は本当に大切だと思っている。ぜひスクールソーシャルワーカーがしっかりと職業として成り立つようにもしてほしいし、学校の中の過ごしやすい環境を作ってもらえるように努力していただきたらと思う。
- ・保育士不足が課題となっている。潜在的に働こうと思っている方々をどうやって現場に繋げていくかということが重要なポイントである。
- ・小1の壁という困り事をなるべく低くして、小学校につなげていくためにも、公立私立関係なく各施設と小学校との連携を進めてほしい。
- ・保幼小交流及び研修会の充実について、公私ともに研修・話し合いができる場を作してほしい。
- ・保育士の方々に継続して働いてもらうためにも、心のケア、今何に困っているというようなことを聞いていただける場を作っていただけたらありがたい。
- ・保育士を辞めさせないことが先決。保育者がいなくなったら定員確保できないわけなので、精神面のケアが非常に必要。

教育・保育の環境について

- ・和歌山市の幼児教育を考えるなら、一丸とならないといけない。公立も私立も全部見ていかないと、一度だけでの支援では全体の質は上がらない。
- ・保育士の意見を聞いてあげることが少しでもできたら、保育士という人材の流出を食い止める手立てとして参考になると思う。そういう機会を作っていただきたい。
- ・未知のものに対する緊張度の高いお子さんにとって、小学校進学へのハードルを下げるには、運動会が開放されている時に行ってみたりするなど、現場を見る機会があることは、有効な手立てではないか。
- ・保育士だけでなく、小学校教諭のなり手も少なくなっている。働き方改革等大きな変革の時代に、幼児期の支援者のことを考えていかなきゃいけない時代に来ているのではないか。できるだけ教育や幼児期に時間とお金をかけていく予算の拡大を頑張っていただきたい。

子育て家庭への支援について

- ・こども病院のようなものがないか。
- ・病児保育に関して、問題は責任の所在、こどもたちの安全を担保するということはどうしても病児保育では限界がある。小児科や小児看護などの専門家が組んで、入院と外来の中間的な存在としての一日短期入院のような中間的な場所が実現できればいいと思う。この辺の大まかな枠組みを作っていただくのが行政の役割だと思う。一方小児科の現場は具体的に分かりかねる部分だと思うので、行政と小児科などの専門家と協力していくのが良いのではないか。
- ・いくつも検索しなくても1つで分かる子育ての情報があればいいという子育て当事者の意見のとおり、ここだけ見たらあとはスムーズに調べられますという軸を明確にさせていただく方がよい。
- ・日頃の不満などを聞いてくれるような、気軽な窓口というのにも必要になってきていると思う。
- ・産後ケアについて、吐き出したい、言いたいというところをどのように拾っていくかが大切。
- ・こどもはどこで遊んでいるのか。こどもも大人もお互いに窮屈になっているようになっていて感じているように思う。物理的などころで解決できる場所などがあれば、大人もこどもをむやみに怒ることもなく、こどもが大人に対してフラストレーションがたまることもないようになるかと思う。

その他

- ・三世代家庭が大幅に減少している。高齢者の今までの子育ての知恵を生かすということがなかなかできにくい環境だと思う。高齢者の子育ての意見を家庭でもっと生かせるような啓発にも取り組んでいただきたい。
- ・少子化対策を考えたとき、結婚しようかな、こどもを授かるか考えようかなというタイミングの方に対してのアプローチが必要である。子育てに関する情報を発信する場所として、意図していかないと接触することがないような施設ではPRが弱いと思う。

その他

- ・事業名だけ見ると、非常に難しい言葉が並んでおり、分かりにくいものがある。どんなことをするのか、市民に分かるように提案いただき、実施していただきたい。
- ・産業界からすると、ご家庭の方にも働いてもらわないと、本当に人手不足の状況。反面、放課後児童健全育成事業のようなサポートは非常に必要になってくる。
- ・量の見込みに対し、提供体制を確保しても、質の部分をどのくらい確保していくかが課題となってくる。例えば、放課後児童クラブについて、待機児童を解消したとしても、子どもたちが行くのが嫌だと言い出したら、元も子もない話。また、要保護の子どもたちについても、潜在的にあるニーズをいかに掘り起こしてサポートしていくか、それについてどれくらい意識的に取り組んでいくのかが子育て状況を改善していくためには必要。
- ・子どもの居場所をつくるにあたり、子どもと一緒に考える子ども委員のような制度をお願いしたい。

資料7 用語説明

アルファベット	
ALT (外国語指導助手)	Assistant Language Teacher の略。日本人教師を補佐し、主に英語の授業で児童生徒が外国語や異文化に触れる機会を提供する外国人指導助手のこと。
ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術を活用すること。
あ行	
アウトリーチ	援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。医療機関が、在宅の患者や要介護者を訪問して社会生活を支援する活動などがある。
アセスメント	支援を必要とする人の状況や必要性を総合的に把握・評価し、適切な支援方法を検討するための手法。
生きる力	文部科学省の中央教育審議会では、①自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、より良く問題を解決する能力、②自らを律しつつ、他人と調和し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力をさしている。
インクルーシブ教育	障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みで、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うこと。
か行	
可処分所得	個人の所得から税金や社会保険料などを差し引いた残りの所得で、自由に使える手取り収入のこと。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）をすることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。
合計特殊出生率	15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを生むかを表す。
コーホート変化率法	各コーホート（集団）について、人口増減の要因となる自然増減要因と社会増減要因を区別せず、過去からの実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
子ども基本法	全てのこどもの健やかな成長を社会全体で支援することを目的として2022年に制定された法律。こどもの権利の保障や子育て支援の充実などを定めている。

か行	
こども大綱	こども基本法に基づき、こどもに関する政策を総合的に推進するための計画。こどもの貧困対策、こども・若者育成支援、少子化対策の3つの大きな柱を集約している。
こども家庭センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一元的に提供する拠点。相談対応、情報提供、関係機関との連携調整などを行う。
子どもの権利条約	1989年11月の国連総会で採択され、1990年9月に発効したこどもの人権を保護するための国際条約。1959年に採択された「児童の権利に関する宣言」を具体化したもの。
コミュニティ・スクール	学校運営協議会制度のこと。保護者や地域住民が学校運営に参画することで、地域とともにある学校づくりを目指す仕組み。
さ行	
サポートプラン	支援を必要とする人に対して、具体的な支援内容や方法を明確にした個別の支援計画。関係機関と共有することで、より効果的な支援を実現する。
児童相談所	18歳未満のこどもに関する様々な問題について、相談や必要な援助を行う行政機関。児童虐待への対応や要保護児童の一時保護なども行う。
小1プロブレム	幼稚園・保育所等から小学校への移行時に、集団行動が取れない、授業中に座ってられないなどの学校生活への不適応が見られる現象。
食育	平成17年7月に施行された食育基本法に基づいた取組で、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。
スクールカウンセラー	児童生徒の心理的支援を行うため、学校に配置される心理の専門家。いじめや不登校などの問題に対して、カウンセリングを通じた支援を行う。
スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面から、児童生徒が抱える問題の解決を支援する専門家。家庭環境による課題や教育環境の改善に向けて、学校・家庭・関係機関をつなぐ役割を担う。
セミオープンシステム	妊婦健診を地域の診療所で受け、出産は設備の整った病院で行うといった、医療機関の機能分担と連携の仕組み。
相対的貧困	平均的な生活水準よりも、相対的に低い水準にあること。衣食住に困る絶対的貧困に対し、社会であたりまえに生活を送るために十分な所得のない状況をいう。

た行	
タイムシェア	同じ施設や設備を時間で区切って共同利用すること。限られた資源を効率的に活用する方法の一つ。
地域型保育事業	0～2歳児を対象とし、小規模保育（定員6～19人を対象で保育を行う）、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員5人以下で保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とするこどもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育（事業所の保育施設などで従業員のこどもと地域のこどもの保育を行う）を行う事業。
地域共育コミュニティ	学校・家庭・地域が連携・協働してこどもの育ちを支える体制づくりを推進する取組。地域全体でこどもの成長を支える仕組み。
通級指導教室	通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を行う教室。
定性調査	対象者から発せられる生の言葉や行動、あるいは観察者が見たままの状態や印象など、言葉や文章等数値化できないデータの収集を目的とした調査方法。
定量調査	収集されたデータを数値化することを想定した上で設計された調査方法。アンケート調査等を指す。調査結果は統計学的に分析する。
デジタル田園都市構想	ICTの活用により、地方の魅力を高め、都市部との格差を是正することで、誰もが便利で快適に暮らせる地方創生を実現しようとする構想。地域の課題解決とデジタル化の推進を同時に図る取組。
等価可処分所得	世帯の所得から税金や社会保険料等を除いた可処分所得を世帯人数に応じた割合で割って算出した値。世帯人数によって生活水準を維持するために必要な所得が違ってくることを考慮するために用いられる。
特別支援教育コーディネーター	学校内の特別支援教育の推進役として、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。
トリプルP	Positive Parenting Program（前向き子育てプログラム）の略。子育ての困りごとに対して、具体的な対応方法を学ぶことができる子育て支援プログラム。
は行	
伴走型相談支援	支援を必要とする人に寄り添いながら、継続的にサポートを行う支援の形態。一時的な支援にとどまらず、その人の状況に応じて必要な支援を継続的に提供する。
母子生活支援施設	18歳未満のこどもを養育している母子家庭等が、生活上の問題を抱えている場合に、母子を一緒に保護し、自立に向けた支援を行う施設。

ま行	
マッチング	異なる要素を組み合わせること。支援を必要とする人と支援者をつなぐことや、サービスの需要と供給を結びつけることなど。
や行	
ヤングケアラー	令和6年6月12日施行の「子ども・若者育成支援推進法」改正により、「子ども子育て家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記された。
要保護・準要保護児童	生活保護法第6条第2項に規定される者を要保護者、これに準ずるとされる者を準要保護者とし、学用品費や学校給食費、生徒会費、PTA会費等を補助している。
ら行	
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。
レスパイト	一時的な休息。育児や介護などを一時的に代わってもらい、休息を取ること。介護者の心身の疲れを軽減し、健康を維持するために重要なサービス。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	現在、働き方の選択肢の制約や長時間労働により、結婚や子育てに関する人々の希望を実現しにくくなっているため、個人がやりがいや充実感を持ちながら働きつつ、家庭や地域生活などにおいても結婚や育児、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、希望を実現できるようにすること。

和歌山市こども計画

令和7年3月発行

編集・発行 和歌山市 福祉局 こども未来部 子育て支援課
〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地
TEL : 073-435-1329 FAX : 073-435-1341
メール : kosodate@city.wakayama.lg.jp